阿 見 町 議 会 会 議 録

平成19年第３回定例会

（平成19年９月11日～９月26日）

阿 見 町 議 会

平成１９年第３回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示……………………………………………… 1
◎会期日程……………………………………………… 2
◎第１号（９月１１日）…………………………………… 5
○出席，欠席議員……………………………………… 5
○出席説明員及び会議書記…………………………… 6
○議事日程第１号……………………………………… 8
○開　会………………………………………………… １０
・会議録署名議員の指名…………………………… １０
・会期の決定………………………………………… １０
・諸般の報告………………………………………… １１
・常任委員会及び行政改革特別委員会所管事務調査報告……… １２
・議員提出議案第４号（上程，説明，質疑，討論，採決）……… ２１
・阿見町政治倫理条例特別委員会委員の指名について………… ２２
・阿見町政治倫理条例特別委員会の委員長，副委員長互選結果の
報告について………………………………………… ２３
・議案第６２号（上程，説明，質疑，委員会付託）…………… ２４
・議案第６３号（上程，説明，質疑，委員会付託）…………… ２６
・議案第６４号から議案第６５号
（上程，説明，質疑，委員会付託）…………… ２７
・議案第６６号から議案第６７号
（上程，説明，質疑，委員会付託）…………… ２９
・議案第６８号（上程，説明，質疑，委員会付託）…………… ３４
・議案第６９号から議案第７５号
（上程，説明，質疑，委員会付託）…………… ４０
・議案第７６号（上程，説明，質疑，委員会付託）…………… ４９

・議案第７７号（上程，説明，質疑，委員会付託）……　５５
・議案第７８号（上程，説明，質疑，委員会付託）……　５６
・議案第７９号（上程，説明，採決）……　５７
○散　会……　５８

◎第２号（９月１２日）……　５９
○出席，欠席議員……　５９
○出席説明員及び会議書記……　６０
○議事日程第２号……　６２
○一般質問通告事項一覧……　６３
○開　議……　６５
・一般質問……　６５
藤井　孝幸……　６５
紙井　和美……　７８
佐藤　幸明……　９２
天田富司男……　９９
石井　早苗……１１０
細田　正幸……１２１
柴原　成一……１２８
○散　会……１４０

◎第３号（９月１３日）……１４１
○出席，欠席議員……１４１
○出席説明員及び会議書記……１４２
○議事日程第３号……１４４
○一般質問通告事項一覧……１４５
○開　議……１４６

・一般質問…… １４６
難波千香子…… １４６
滝本　重貞…… １６０
浅野　栄子…… １６３
荻島　光明…… １７０
・休会の件…… １８７
○散　会…… １８７

◎第４号（９月２６日）…… １８９
○出席，欠席議員…… １８９
○出席説明員及び会議書記…… １９０
○議事日程第４号…… １９２
○開　議…… １９４
・議員提出議案第５号（提案理由説明，質疑，討論，採決）…… １９４
・議案第６３号（委員長報告，討論，採決）…… １９５
・議案第６４号から議案第６５号（委員長報告，討論，採決）… １９７
・議案第６６号から議案第６７号（委員長報告，討論，採決）… １９９
・議案第６８号（委員長報告，討論，採決）…… ２０３
・議案第６９号から議案第７５号（委員長報告，討論，採決）… ２１０
・議案第７６号（委員長報告，討論，採決）…… ２１８
・議案第７７号（委員長報告，質疑，討論，採決）…… ２１９
・議案第７８号（委員長報告，討論，採決）…… ２２０
・意見書案第２号（提案理由説明，質疑，討論，採決）…… ２２１
・行政改革について…… ２２４
・議員派遣の件…… ２２６
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中に
おける所管事務調査について…… ２２７

○閉　会…… ２２９

第 3 回 定 例 会

阿見町告示第８９号

平成１９年第３回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成１９年９月４日

阿見町長　　川　田　弘　二

１．期　日　　平成１９年９月１１日

２．場　所　　阿見町議会議場

平成１９年第３回阿見町議会定例会会期日程

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第１日	9月11日	（火）	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託 ・終了後行政改革特別委員会
第２日	9月12日	（水）	午前10時	本会議	・一般質問 ・終了後全員協議会
第３日	9月13日	（木）	午前10時	本会議	・一般質問 ・終了後全員協議会
第４日	9月14日	（金）	午前10時	委員会	・総　　務（議案審査）
第５日	9月15日	（土）	休　　会		・議案調査
第６日	9月16日	（日）	休　　会		・議案調査
第７日	9月17日	（月）	休　　会		・議案調査

第８日	9月18日	（火）	午前10時	委員会	・民生教育（議案審査）
第９日	9月19日	（水）	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第10日	9月20日	（木）	休　　会		・議案調査
第11日	9月21日	（金）	休　　会		・議案調査
第12日	9月22日	（土）	休　　会		・議案調査
第13日	9月23日	（日）	休　　会		・議案調査
第14日	9月24日	（月）	休　　会		・議案調査
第15日	9月25日	（火）	休　　会		・議案調査
第16日	9月26日	（水）	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第　1　号

〔 9 月 11 日 〕

平成１９年第３回阿見町議会定例会会議録（第１号）

平成１９年９月１１日（第１日）

○出席議員

１番	久保谷	実 君
２番	柴 原	成 一 君
３番	浅 野	栄 子 君
４番	難 波	千香子 君
５番	紙 井	和 美 君
６番	青 山	正 一 君
７番	石 井	早 苗 君
８番	藤 井	孝 幸 君
９番	千 葉	繁 君
１０番	吉 田	光 男 君
１１番	吉 田	憲 市 君
１２番	滝 本	重 貞 君
１３番	天 田	富司男 君
１４番	小松沢	秀 幸 君
１５番	倉 持	松 雄 君
１６番	大 野	孝 志 君
１７番	櫛 田	豊 君
１８番	佐 藤	幸 明 君
１９番	諏訪原	実 君
２０番	荻 島	光 明 君
２１番	細 田	正 幸 君
２２番	岡 崎	明 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	川田弘二君
副町長	大﨑誠君
教育長	大﨑治美君
監査委員	橋本英之君
消防長	木鉛章君
町長公室長	糸賀富士夫君
総務部長	石井定夫君
民生部長	瀬尾房雄君
経済建設部長	坪田匡弘君
都市開発部長	渡辺清一君
教育次長兼学校教育課長	松本功志君
消防次長兼総務課長	大津力君
参事兼消防署長	田仲安夫君
総務課長	湯原恒夫君
企画課長	川村忠男君
財政課長	篠原尚彦君
会計管理者兼会計課長	宮崎茂夫君
健康づくり課長	大﨑匠君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	黒井寛君
建設課長	大野利明君
下水道課長	古徳真二君

警　防　課　長　川村益巳君

○議会事務局出席者

事　務　局　長　栗原繁樹

書　　記　山﨑貴之

平成１９年第３回阿見町議会定例会

議事日程第１号

平成１９年９月１１日　午前１０時開会・開議

日程第１　会議録署名議員の指名について
日程第２　会期の決定について
日程第３　諸般の報告
日程第４　常任委員会及び行政改革特別委員会事務調査報告
日程第５　議員提出議案第４号　阿見町政治倫理条例特別委員会の設置について
日程第６　議案第６２号　専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
日程第７　議案第６３号　阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
日程第８　議案第６４号　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償にする条例の一部改正について
議案第６５号　阿見町火災予防条例の一部改正について
日程第９　議案第６６号　平成１９年度阿見町一般会計補正予算（第２号）
議案第６７号　平成１９年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第10　議案第６８号　平成１８年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第11　議案第６９号　平成１８年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第７０号　平成１８年度阿見町公共下水道事業特別会計歳

入歳出決算認定について

議案第７１号　平成１８年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７２号　平成１８年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７３号　平成１８年度阿見町農業集落排水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７４号　平成１８年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７５号　平成１８年度阿見町水道事業会計決算認定について

日程第12　議案第７６号　１８国補下１－６・１８単下１－３荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約について

日程第13　議案第７７号　農業集落排水資源循環統合補助事業福田地区処分施設機械電気設備工事請負契約について

日程第14　議案第７８号　町道路線の認定について

日程第15　議案第７９号　阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

午前１０時００分開会

○議長（久保谷実君）　おはようございます。定刻になりましたので，ただいまから，平成19年第３回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22名で，定足数に達しておりますので，会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷実君）　日程第１，会議録署名議員の指名について，本定例会の会議録署名議員は，会議規則第120条の規定によって，

14番　　小松沢　秀　幸　君

15番　　倉　持　松　雄　君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第２，会期の決定を議題といたします。

本件につきましては，去る９月４日，議会運営委員会が開かれ，協議されましたので，その結果について，議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長岡崎明君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長岡崎明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（岡崎明君）　会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成19年第３回定例会につきまして，去る９月４日，議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は７名で，執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は，本日から26日までの16日間で，日程につきましては，本日，本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

２日目，９月12日は午前10時から本会議で一般質問，７名。

３日目，９月13日は同じく10時から本会議で一般質問，４名。

４日目，９月14日は委員会で，午前10時から総務常任委員会。

５日目から７日目までは休会で議案調査。

８日目，９月18日は委員会で午前10時から民生教育常任委員会。

９日目，９月19日は委員会で午前10時から産業建設常任委員会。

10日目から15日目までは休会で議案調査。

16日目，９月26日は最終日となりますが，午前10時から本会議で，委員長報告，討論，採決，閉会。

議会運営委員会といたしましては，以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして，報告といたします。

○議長（久保谷実君）　お諮りいたします。本定例会の会期は，ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり，本日から９月26日までの16日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって，会期は本日から９月26日までの16日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（久保谷実君）　次に日程第３，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。今定例会に提出されました案件は，町長提出議案第62号から議案第79号，岡崎明君のほか７名の諸君から議員提出議案第４号，以上19件です。

次に，本日までに受理した陳情等は，悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため，割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府などに提出することを求める陳情２件です。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，監査委員から平成19年５月分から７月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので報告いたします。

次に，本定例会に説明員として，地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は，お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に，閉会中における委員会，協議会等の活動状況は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，平成19年度普通建設等事業進捗状況・契約状況について，９月３日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で，諸般の報告を終わります。

常任委員会及び行政改革特別委員会所管事務調査報告

○議長（久保谷実君）　次に，日程第４，常任委員会及び行政改革特別委員会所管事務調査報告を行います。民生教育常任委員会及び行政改革特別委員会では，閉会中における事務調査を実施しました。ここで委員長より調査結果の報告を求めます。民生教育常任委員会委員長滝本重貞君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君）　おはようございます。

それでは，閉会中の委員会の活動報告について御報告いたします。民生教育常任委員会では，去る７月27日（金）午後２時５分から午後４時53分まで本庁舎４階第２委員会室で教育委員会教育次長兼学校教育課長松本功志氏に御出席をいただき，学校の耐震化，町内小学校校舎の耐震化について研修，御説明をいただきました。出席委員７名，議会事務局より栗原局長，吉田主任の出席をいただきました。

さて，ここ数年大きな地震が発生しており，８月には新潟中越沖地震が発生しております。これから巨大地震が発生する確率が，30年くらいの間にマグニチュード７から８の巨大地震が発生する確率が騒がれている中，東海地震，東京とか神奈川など，これでいくと約80％強，それに東南海で約60％くらい，南海四国沖あたりで50％ぐらいの確率だろうと言われています。その中で茨城県の南部が含まれております南関東直下型地震の想定区域があり，これが，これでいくと70％，東海，東南海と比べると，南関東直下型地震規模は小さいと言われていますが，70％の確率があるだろうと言われております。関東大震災はマグニチュード８というふうに言われております。また，ここ数年想定以外の大地震が起きているということもございます。世界の地震の約２割が日本付近で起きていると言われていますが，いつ巨大地震がいつ起きてもおかしくないという状況があると言われております。

町では第５次総合計画の中で，防災施設の整備として，避難場所となる公共施設の安全確保，もう一つは学校施設耐震化基本計画策定，平成17年３月に策定されております。平成19年４月１日現在の全国公立小中学校の校舎や体育館は12万9,559棟で，現行の耐震基準が設けられた昭和56年以前建築の８万762棟についての耐震診断率は89.4％となっている。茨城県の耐震診断率は72.4％，耐震化率は44.8％で，全国42位と低い。県内市町村では１位が龍ヶ崎市と五霞町の100％，最下位はひたちなか市の19.2％，阿見

町は48.1％で県内14位である。また学校については，学校の建てかえ，あるいは補強を行うに当たってといった視点で行うが，まずは日常的な問題として，やはり児童生徒の安全を確保するということがまず第一で，災害が起きてから対応として学校は防災の拠点となり，まずは避難場所としての安全性の確保，それから災害後の防災拠点を，防災活動の拠点となってきますので，それぞれの機能が果たせるもの，また被害者の宿泊避難場所になってまいりますので，学校としての機能を果たせるようなものにしていかなければなりません。こういう視点で，学校が位置づけられ，耐震対策が必要であるということです。

そして，町の小学校の耐震化を行うとすれば，昭和46年５月の建築基準法改正以前に建築されたものは，建物自体が耐震構造でないため，改築または建てかえとなる。昭和56年改正の建築基準法施行法令では，新耐震設計法が定められ，これにより昭和56年以降の建築物は，耐震性を有していることになり，昭和46年から56年までの建築物については，耐震診断を行い，改築にするか，改修補強工事にするか検討することになっております。

町では，平成17年度に耐震診断を実施しており，阿見小学校，阿見中学校は昭和40年ぐらいから昭和46年以降に建設されており，補強ではだめでございます。建てかえということになります。阿見中学校の昭和35年に建設された古い建物がありますが，これは限度を越しているのではなかろうかと思います。総合的に判断した場合，優先順位からは阿見小が１位，次に阿見中になるわけですが，やはり次にこの問題となる予算関係ではなかろうかと思います。

国の補助制度によると，大規模改造補強が３分の１の補助があり，もう１つは，危険改築，老朽建物撤去，新築は３分の１の補助があり，ただし国の地震防災緊急対策５カ年計画，平成22年までで，平成23年以後はまだ未定に，まあ，計上したものは２分の１の国の補助制度によると，昭和56年以前の建物，耐震性を向上させる事業には大規模改造，これは補強は３

分の１の補助，ただし国の地震防災緊急事業５カ年計画，これは平成22年まで，それから平成23年以降に計上したものは２分の１のという補助がございますが，阿見小学校，阿見中学校建てかえ並びに耐震を持たせるもとの補強工事を行った場合，阿見全部の学校ではどれぐらいの予算が必要なのか，約90億とも言われております。阿見中学校は28億，阿見小学校26億の費用がかかるこの，その他実穀小学校以下補強で済むところ，建てかえではなく補強工事をすれば耐震は持てるというところもあり，これなど36億の費用がかかりますと，合計90億円となります。補助率を仮に15％ぐらいと見た場合は，90億円のうち13億5,000万円が補助金，残りの半分38億円が起債，残り38億が自己財源ということで，このように巨額の予算を必要とする事業になります。これだけの予算がかかるわけですから，早急に基金を積み立てて計画的にしっかりと考えていくことが必要ではなかろうかと思います。

今回，約３時間の研修ではございましたが，実り多き，大変有意義な研修になりました。最後に，私たちのために貴重な時間を割いていただき，そして丁寧に説明，質問に答えてくれました松本教育次長，教育課長に，この場をおかりして心から感謝を申し上げまして，民生教育常任委員会研修の御報告といたします。

○議長（久保谷実君）　次に，行政改革特別委員会委員長千葉繁君，登壇願います。

〔行政改革特別委員会委員長千葉繁君登壇〕

○行政改革特別委員会委員長（千葉繁君）　皆さんおはようございます。

命によりまして，行政改革特別委員会所管事務調査について御報告申し上げます。当委員会では，かねてからごみ処理施設の経費削減は，重要課題であるとの認識から，本格的な調査をし，その対策について提言しなくてはならないと考えておりました。しかし，このことを達成するには，さまざまな調査を行い，各委員が正しい知識，見識を持つことが必要である

とのことから視察研修を行うことになりました。

その手始めに，まず当町の施設の十分な調査を行い，問題点を認識し，整理しなければならないとのことから，去る５月15日，当町の霞クリーンセンターに視察研修を行いました。またその後，施設の設計・施工，運転業務の委託が同じ業者とのことから，７月５日から６日にかけて，神奈川県の湯河原美化センター，７月の26日には茨城県笠間・水戸環境組合と計３カ所の施設を視察してまいりました。３回の視察でございますので，時間の関係上，本日の報告は簡潔に行わせていただきますが，詳細について知りたい方は，議会事務局に視察時の会議録，また関係資料がございますので御参照ください。また，それぞれの施設の比較表などの資料につきましては，後日全員協議会のときに配付させていただきます。

まず，今回の視察研修の大きな特徴は，視察をする前にその視察地に何を学びに行くのかを明確にするため，事前に細かくまとめた質問状を送らせていただき，その質問に沿った内容で視察研修を行ってもらいました。このため，時間が有効に使われたことや，ただの視察ではないと先方に伝わり，真剣な議論の中，腹を割ったやりとりができまして，大変有意義な研修になりました。

まず，当町の霞クリーンセンターでは，事前に５点の質問を提出しておきました。その質問の内容と回答は以下のとおりでございます。

１つ目，神奈川県湯河原美化センターには，当町から議会の委員会研修と，その後に関係職員の視察を行っていますが，職員研修を行うことによって，今年度（平成19年度）の予算にどう活かされ，またこれからどう活かされようとしているのかとの問いに対し，従前は当初施設を建設した川崎重工業１社だけの参考見積もりを徴取しての予算計上であったが，平成18年，19年度からは，より多く複数業者から参考見積もりを徴取し，その安い方を予算計上していますとのこと。

２つ目に維持補修工事などできるところは地元業者へ発注できないもの

かとの質問に対しては，特殊工事の施工技術及び施工実績のある地元業者があるようでしたらば，積極的に入札に参加いただくつもりで，一般土木建築工事につきましては，特別な工事ではありませんので，どんどん参加していただきたいと思いますとのことでした。

３つ目に，町職員を育成することにより，運転委託業務のオペレーター業務を職員でできないものか，に対しましては，操作資格が必要な職種であり，常時複数人必要な部署であります。また人事異動や現業職・専門職を民間に切りかえている現状もありますので，適切ではないとの回答でございました。

４つ目，施設関係経費の入札方法を指名競争入札から一般競争入札にかえていくことはできないものか，また，随意契約についてはどうかとの問いに対し，一般競争入札につきましては，阿見町一般競争入札試行実施要綱及び阿見町条件付一般競争入札試行実施要綱に従って入札を行っていきたい。また，施設の入札で主なものは，機械と電気工事になりますが，当然土木工事が１億円以上，建築工事が３億円以上のものにつきましては，資格審査会に諮り，条件付一般競争入札の導入の方向でいきたい。また，随意契約についても，見直しを図り入札をしていきたいとのことでした。

５番目に，今年度の施設の維持補修工事１億174万5,000円の工事内容の詳細については，粗大ごみ処理施設補修工事に2,940万円，内訳は，受け入れ供給設備補修工事346万5,000円，破砕・圧縮設備工事に892万5,000円，搬送設備補修工事が1,176万円，選別設備補修工事が525万円であります。また，ごみ焼却処理施設補修工事7,234万5,000円の内訳は，焼却設備補修工事2,068万5,000円，排ガス・給水・排水処理設備補修工事が3,549万円，灰出設備補修工事が1,197万円で，土木・建築設備補修工事420万円ですとの回答でありました。

その後質疑を行い，さまざまなやりとりがありまして，問題点として以下の点，出され，研究課題ができました。

１つ目，施設の全体的な運営につきましては，施設の管理費削減などはもとより，やはり専門的知識を持った職員が必要であろうとの見解でありました。しかし，どのようにすれば解決できるのか，課題ができました。

２つ目，地元業者に発注し，工事した場合，故障などの原因になったとき，現在の委託業者が保障解除をするのではないかと心配がある。また，どんな部分を地元業者が参入できるか調査する必要がある。

３つ目，消耗品などを入札し，発注する際，特殊な業者がどのくらいいるのかわからないところがある。専門業者をどのように見つけたらいいのか。

④，運転管理業務委託料につきましては，ほとんどが人件費になっているが，どうしたら削減ができるのだろうかなど，意見や課題が出されました。そしてその調査をするために，当町の施設と設計施工，運転委託が同じ業者にお願いしているところの自治体に視察研修しようということになりました。

そこで，当町でも何回かお世話になっている湯河原美化センターを訪ねることになりました。７月５日から６日にかけ，神奈川県湯河原町役場と湯河原町，真鶴町が広域で進めるごみ処理施設湯河原美化センターに委員８名と，議長にも参加いただき，執行部より坪田霞クリーンセンター所長，議会事務局より１名で視察研修を行いました。まず，初日に湯河原町役場におきまして，町全体のごみ軽減対策への取り組みやごみ収集状況について研修を行いました。湯河原町は観光の町で，ホテル・旅館などが基幹産業となっているため，ホテルなどから出るごみは事業用であっても無料で，取りに来てくれます。しかし，50センチ以上の粗大ごみにつきましては，１点500円の有料制になっております。また，ごみ分別の啓発として，瓶，缶分別指導員制度が設置され，ボランティアによって普及をされております。

次に，２日目は，湯河原美化センターを視察いたしました。施設の概要

につきましては，これまでの視察で報告されておりますので，一部割愛させていただきますが，この施設は，平成９年６月に，29億2,520万円をかけて建設されました。処理能力は１日70トンで，設計施工は川崎重工業株式会社でございます。また，この施設には，施設管理全般において知識豊富な職員がいらっしゃると聞いておりましたので，期待をしながら研修を受けました。研修は事前に送ってある質問に沿って行っていただきました。まず，研修を受けながら感じましたのは，説明する管理課長さんの知識の豊富さ，また仕事に対する熱心な姿勢に心を打たれました。

今回の研修での成果は，１つ目に，やはり専門的知識を持った職員の存在が経費削減には絶対条件であること。２つ目，地元業者の参入には時間をかけながら業者の育成を行うこと。３つ目に，入札については，１社特命ではなく，複数の業者が参加できる体制をつくるため，ふだんから情報を集めること，また，いつでも業者をかえられるような体制を構築すること。４つ目，災害や火災の廃材は，被災証明書があれば無料で受け入れをしていること。５つ目，当町の今後の施設運営について，いろいろアドバイスをいただき，業者探しの御指導や消耗品の発注についても情報を共有できるよう御配慮いただけること。６つ目，メーカーの見積に対し必ず疑問を持つこと。７つ目，ダイオキシンの検査は，それだけで行うのではなく，他の検査も一緒にセットで依頼した方がかなりの削減になることなど，成果として持ち帰ることができました。

しかし，同施設は，規模的に少し当町より小さい施設であるため，同規模の施設を見てみたいということになり，茨城県笠間・水戸環境組合のごみ処理施設を視察することになりました。７月の26日，笠間・水戸環境組合に委員９名，議長にも出席をいただき，執行部より坪田経済建設部長，事務局１名で午前９時半から11時45分まで，視察研修を行いました。

施設の概要につきましては，平成４年７月に46億8,900万をかけ建設され，処理能力１日105トン，設計施工は川崎重工業株式会社であり，温浴施設，

リサイクルセンターなど兼ね備えた施設であります。

この視察でわかったことは，１つ目，焼却施設運転業務委託料につきましては入札を行った結果，かなりの削減ができたとのこと。２つ目に，ここにも専門的知識を持った有能な職員がいたこと。３つ目，１社特命という形のプラント会社との契約は，いろいろな面でコストが割高になる。できる限り，脱プラントで考えていること。４つ目，ダイオキシン関係の検査委託料は，いろいろな検査と一緒に契約すると安くなること。５つ目，ゴールデンウイークなどの長い休みのときは，祝日は出勤して対応していること，また年３回くらい行われているクリーン作戦時は，日曜日でも受け入れをしていること。６つ目，資源ごみに関しましては，できる限り高い業者に売却したいため，入札を行っていること，７つ目，地元業者が参入できる機会を与えるため，燃料費，物品購入，修繕，補修，植栽管理，ホームページの作成，更新などにおいて，できる限り地元業者にお願いしているとのことなど，委員全員がそれぞれにまだまだたくさんのことを学びました。

以上，この３カ所の視察研修を行うことにより，さまざまな疑問の答えを出せました。また，当町のごみ政策については，他市町村と比べてもある程度評価ができることもあわせてわかりました。そしてこれからこの成果をまとめたものを全員協議会に諮りまして，９月の定例会最終日には提言として提出いたしたいと思います。単独運営と広域運営との違いや，ごみ処理内容の違いから一概に言えないところもありますが，きっとお役に立つものと確信をいたしております。どうぞしっかりと御検討いただきますようにお願いを申し上げます。

最後になりますが，この視察でお世話になりました湯河原美化センターの青木管理課長様，湯河原町環境課の皆様，また笠間・水戸環境組合の環境組合の笠間山口市長様，海老沢組合議会議員様初め，関係職員の皆様に心から感謝を申し上げ，委員長報告といたします。御清聴ありがとうござ

いました。
○議長（久保谷実君）　以上で常任委員会及び行政改革特別委員会所管事務調査報告を終わります。

議員提出議案第４号　阿見町政治倫理条例特別委員会の設置について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第５，議員提出議案第４号，阿見町政治倫理条例特別委員会設置についてを議題といたします。本案に対する趣旨説明を求めます。22番岡崎明君登壇願います。

〔22番岡崎明君登壇〕

○２２番（岡崎明君）　議員提出議案第４号，阿見町政治倫理条例特別委員会の設置について，提案理由を申し上げます。

地方分権の時代に入り，住民福祉の向上と阿見町の発展のため，町長，副町長，教育長及び我々町議会議員の使命と役割は一層大きくなってきているところですが，政治倫理の確立はその根幹であると考えます。当町の政治倫理条例は，平成12年制定で，既に７年が経過しており，時代に即応するための見直しの調査研究が必要であることから特別委員会の設置を提案するものであります。提出者　阿見町議会議員岡崎明，賛成者　阿見町議会議員佐藤幸明，同じく荻島光明，同じく青山正一，同じく諏訪原実，同じく大野孝志，同じく小松沢秀幸，同じく吉田光男，以上であります。

各議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
○議長（久保谷実君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第４号は，会議規則第39条第２項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めさよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第４号は，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議員提出議案第４号は原案どおり可決することに決しました。

追加日程第１　阿見町政治倫理条例特別委員会委員の指名について

○議長（久保谷実君）　この際お諮りいたします。ただいま設置されました阿見町政治倫理条例特別委員会の委員の指名及び委員長，副委員長の互選結果報告を会議規則第22条の規定によりそれぞれ追加日程第１並びに追加日程第２として，直ちに日程を追加したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めさよう決定いたしました。

追加日程第１　阿見町政治倫理条例特別委員会の委員の指名についてを議題といたします。本案につきましては，委員会条例第５条第１項の規定により指名いたします。事務局長に朗読させます。

○事務局長（栗原繁樹君）　それでは朗読いたします。

阿見町政治倫理条例特別委員会委員，荻島光明議員，青山正一議員，諏訪原実議員，大野孝志議員，天田富司男議員，倉持松雄議員，吉田光男議員，浅野栄子議員，難波千香子議員，以上のとおりでございます。

○議長（久保谷実君）　お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めさよう決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。阿見町政治倫理条例特別委員会の委員は，第２委員会室において委員長，副委員長の互選をお願いいたします。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前10時50分からといたします。

午前１０時３４分休憩

午前１０時５０分再開

追加日程第２　阿見町政治倫理条例特別委員会の委員長，副委員長互選結果の報告について

○議長（久保谷実君）　それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。追加日程第２　阿見町政治倫理条例特別委員会の委員長，副委員長互選結果を報告いたします。事務局長に朗読させます。

○事務局長（栗原繁樹君）　それでは朗読いたします。

委員長天田富司男議員，副委員長浅野栄子議員，以上のとおりでございます。

○議長（久保谷実君）　これで阿見町政治倫理条例特別委員会の委員長，副委員長の互選結果の報告を終わります。

議案第６２号　専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（久保谷実君）　次に，日程第６，議案第62号，専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額を定めることについて）を議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　本日は平成19年第３回定例会を招集しましたところ，議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず，御出席をいただきまして，ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速でありますが，議案第62号，専決処分について申し上げます。

本案は，平成19年４月18日午後５時ごろ，阿見町大字実穀１番地６地先町道1237号線の道路の陥没により，走行中の車両に損害を与えたので，地方自治法第96条第１項第13号の規定に基づき，損害賠償の額を定めるものであります。以上提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑を許します。

質疑ありませんか。15番倉持松雄君。

○１５番（倉持松雄君）　この道路は，これ，阿見町で，いつもまあ，この道路だけでこういう事故があるんですが，まあ，ほかの道路とどこが違ってこういう事故があるのか，いまに死人でも出て，弁償でもするとなるとこれは大変なことになると思いますので，よく調べて原因を解明した方がよろしいと思うんですが，その点いかがでしょうか，建設課の方。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。

この場所なんですけども，これに書いてありますとおり，中根の十字路の部分でございます。で，かなりの今，交通量が多くなっておりまして，それでこの当日はですね，雨も降っておりまして，路肩の一部がですね，損傷してまして，そこに陥没してまして，そこに車が入ってU字溝まで入ってしまって，車の左側のタイヤとホイールを損傷したということです。で，おっしゃいますとおり，かなり損傷とかが多い部分だと思います。阿見町ではですね，毎日職員の監視もやっておりますし，それから郵便局との協定で情報も，損傷があった場合にいただいている。また，週１回ですね，シルバー人材センターと補修委託契約を締結して道路パトロールと補修をやっているというふうに努めているところなんですけども，先ほど前に申し上げましたとおり，かなりの交通量と，雨が多かったため，損傷してしまった，事故が起きたということでございます。

○議長（久保谷実君）　ほかに質疑はありませんか。15番倉持松雄君。

○１５番（倉持松雄君）　まあ，それは今，やってるとこでしょうけども，いつもこういうことなんで，もしここで死人でも出たらどのように対応するのかと，そういうことを考えているのかどうか，私，そこまでちょっと聞きたい。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　先ほど申しましたとおり，常に損傷の部分を見つけてですね，素早く補修するように努めておりますけども，特にその部分ですね，損傷が多いということで，特に力を入れてさらに一層監視及び損傷があった場合，補修に努めたいと思います。

それと，今度中根の十字路のところですね。牛久側のほうから新しい道路，中根上長線が通ってまいりますので，また車の流れが変わってくると予想されますので，そこら辺も十分注意して，監視と補修の強化をしてい

きたいと思います。

○議長（久保谷実君）　ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号については，会議規則第39条第３項の規定により，委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めさよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第62号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第62号については原案どおり承認することに決しました。

議案第６３号　阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第７，議案第63号，阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第63号，阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は，結核予防法の廃止に伴い，関連する引用条項を改正し，あわせて条例の全般について制定するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　以上で提案理由の説明を終わりしまた。

これより質疑を行います。なお，本案については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。民生教育常任委員会では付託案件を審査の上，来る９月26日の本会議において，審査の結果を報告するようお願いいたします。

議案第６４号　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第６５号　阿見町火災予防条例の一部改正について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第８，議案第64号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第65号，阿見町火災予防条例の一部改正について，以上２件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　次に，議案第64号及び議案第65号の条例の一部改正２件について申し上げます。

まず，議案第64号についてであります。本案は，非常勤特別職の報酬及び費用弁償についての一部改正であります。改正の内容としましては，消防団に所属するものの階級について，適切な順序に改めるものであります。

次に，議案第65号について申し上げます。本案は，建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第49号）が平成19年３月16日に公布され，６月20日に施行されました。今回の改正は，同令第１条の規定により建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部が改正されたことに伴い，阿見町火災予防条例中の同施行令に係る引用条項を移動させるものです。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　以上で提案理由の説明を終わりました。

これより質疑を行います。なお，本案については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号から議案第65号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。総務常任委員会では付託案件を審査の上，来る９月26日の本会議において審査

の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第６６号　平成１９年度阿見町一般会計補正予算（第２号）
議案第６７号　平成１９年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（久保谷実君）　次に，日程第９，議案第66号，平成19年度阿見町一般会計補正予算（第２号），議案第67号，平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号），以上２件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第66号及び第67号の補正予算について提案理由を申し上げます。

まず，議案第66号，一般会計補正予算から申し上げます。

本案は，既定の予算額に1,748万1,000円を追加し，歳入歳出それぞれ124億8,303万8,000円とするものであります。

まず，２ページの第１表，歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金では，交付決定により地方特例交付金及び特別交付金を増額。

第11款地方交付税では，前年度法人町民税の増収等に伴い，基準財政収入額が基準財政需要額を上回ったことにより不交付が決定したため，普通交付税が皆減となるものであります。

第16款県支出金では，消費税ニーズに対応した産地づくりや産地改革を促進するためのいばらき農業元気アップチャレンジ事業費補助金を新規計上。

第20款繰越金では，歳出の財源として前年度繰越金を充てるため増額。

第21款諸収入では，国民健康保険被保険者高額貸付金元金収入を増額。

第22款町債では，地方の財源不足補てん措置としての臨時財政対策債を増額するものであります。

次に，３ページの歳出について主なものを申し上げます。

第２款総務費では，災害対策費で，急傾斜地崩壊対策事業負担金及びコミュニティー事業補助金を新規計上。

第３款民生費では，社会福祉総務費で町社会福祉協議会補助金及び国民健康保険被保険者に係る高額療養費貸付金を増額する一方，障害者福祉費で地域活動支援センター運営委託料を減額するものであります。

第５款農林水産業費では，農業振興費で歳入で申し上げましたいばらき農業元気アップチャレンジ事業補助金を新規計上。

第７款土木費では都市排水路費で，清掃委託料を増額するほか，土地購入費を新規計上。

第９款教育費では，小学校教育振興費で理科教育の充実を図るため，理科支援員及び特別講師を配置するための経費を計上するものであります。

次に，４ページの第２表，地方債補正については，臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

次に，議案第67号，公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。本案は，既定の予算額に2,823万1,000円を追加し，歳入歳出それぞれ27億3,335万5,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては，前年度繰越金を増額するほか，筑波南第一工業団地下水道整備負担金を新規計上するものであります。

歳出では，公共下水道整備事業で，筑波南第一工業団地内の下水道整備を行うための設計委託料を計上するほか，荒川本郷地区の整備に係る土地購入費及び補償金を増額するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお，本案については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。13番天田富司男君。

○１３番（天田富司男君）　５ページ，地方交付税2,000万が減額ということで，まあ，先ほども今年度19年度は不交付団体になったということで，まあ，こちらのほうの報告にも書いてありますが，それではその原因はどういう原因で不交付団体になったのか。これはやっぱり議員皆さんが知っとくべき内容なので，よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君）　それではお答えします。

今の説明がありましたとおり，平成19年度につきましては，普通交付税が2,000万，予算ありましたけれども，収入額がオーバーしたということで，全額補正減ということになっております。その要因につきましては，まず，基準財政収入額での大きな要因といたしましては，前年度対比の中では市町村民税の所得割で，税源移譲，それから定率減税廃止によりまして，数字的に言いますと，18年度約15億3,700万，これが19年度20億5,000万で，約５億円の増額ということになります。

次に，法人税割が18年度８億7,000万で，19年度につきましては12億7,000万，これは大企業の業績がよかったということで，法人税が伸びていることになります。で，約４億円，これが大きく収入増ということになっております。で，合計で約９億2,000万ほどの増収ということになります。ただ，税源移譲の収入見込み額といたしましては，所得剰余税３億5,000万，これが全額減額になります。それから地方特例交付金といたしましては，約２億ほど，これも減額になりまして，あわせまして５億5,000万ほどの減額になります。で，差し引きまして，約３億6,000万の増収ということにな

ります。

で，これにつきまして，基準財政需要額では，18年度対比ではそれぞれ伸びておりますが，18年度数字的に言いますと，66億6,300万，で，19年度が67億800万，ということで，4,500万の需要費の伸びにとどまっております。この結果，収入額が大きく伸びまして，需要額が微増となったために，基準財政収入額が２億3,700万ほど超過となりまして，19年度は不交付となったというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（久保谷実君）　ほかに質疑はありませんか。13番天田富司男君。

○１３番（天田富司男君）　三位一体の改革でですね，やはり基準財政需要額が徐々に分母を減らしてという形で，不交付団体を多くするというような，これは国の政策がありますけど，まあ，阿見町もそれに漏れず，不交付団体になったり，交付団体になったり，入れかわりがちょっと激しいという状況なんですけど，やはり町にとってみて，企業の収益によって相当左右される，それが一番大きいのか，その点，もう一度答弁お願いします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君）　はい，お答えします。

阿見町の町税の特徴といたしましては，法人税による力が非常にあります。そのために，本来であれば町税，住民税の方の一般町民税を，これをどんどん伸ばすべきなんですが，今，現在，その人口が伸びない状況では，このままの状況でいくしかないと思います。そのためには，法人税に頼らない，そういう税体系をつくる必要があるんですが，実際にはそれはできない状況なので，現在，東部工業団地にいろんな企業が張りついてきますので，そういう意味で１つの大企業に頼ることのないような法人税が徴収できるような体制がとれればいいなと考えております。

以上でございます。
○議長（久保谷実君）　ほかに質疑はありませんか。７番石井早苗君。
○７番（石井早苗君）　はい，８ページの自主防災組織育成事業のコミュニティー事業補助金なんですが，どういうことを計画しているのか，ちょっと簡単にお知らせください。
○議長（久保谷実君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。
○総務部長（石井定夫君）　はい，お答えします。
これのコミュニティー事業補助金，40万につきましては，南平台３丁目自治会のＡＥＤの購入費でございます。
以上でございます。
○議長（久保谷実君）　ほかに質疑ありませんか。21番細田正幸君。
○２１番（細田正幸君）　６ページと10ページ，歳入で新しくいばらき農業元気アップチャレンジ事業補助金，それから支出の面でそれも計上されてるわけですけども，新しい内容なので，どういう事業でどこの産地というか，集落が阿見町では対応になるのか，御説明をお願いしたいと思います。
○議長（久保谷実君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。
○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。
この事業は，茨城県の事業，補助事業でして，茨城県の農業の活性化を図るために，生産者がみずから目標とやる気をもって創意工夫をする，をして提案する事業に対して，団体に対して補助をするというような事業でございます。
で，県の方の補助率は２分の１で，上限額が80万円ということなんですけども，阿見町のほうでは，４団体，この事業の仕組みで当初予算組めずに，４月になってから各組織からの事業計画と予算要望を得まして，県の

ほうに申請して，今，補助が下りたということなんですけれども。４団体に補助が決定しております。申し上げますと，島津地区の営農組合ですね，南高梅をやっている営農組合，こちらに梅の選果機と，井戸を掘削するので，そういった工事の補助，それとＪＡいばらき霞の稲作部会です。これは精米用の紙袋等です。それとキャベツ部会，同じくＪＡのキャベツ部会，馬鈴薯の収穫機の補助です。それと若栗地区の土地改良事業の共同施行の団体に対して，そばの製粉機と電動ふるい機ということで，各４団体に補助の決定がされております。

以上でございます。

○議長（久保谷実君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号から議案第67号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。各常任委員会では付託案件を審査の上，来る９月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第６８号　平成１８年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第10，議案第68号，平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第68号，平成18年度一般会計歳入歳出の決算につきまして，地方自治法第233条第２項及び第３項の規定により監査委員の意見を付してここに提案いたします。なお，議案の詳細な内容等につきましては，総務部長に説明させますので，慎重審議の上，認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君，登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君）　それでは，決算に関する審査の報告をいたします。平成18年度阿見町一般会計歳入歳出につきまして，地方自治法第233条第２項の規定に基づき，８月２日から８月22日までの間の延べ６日間審査を行いました。

審査に当たりましては，町長から提出されました各会計決算書及び付属書類について，法定様式に従って作成されているかを確認するとともに，計数についても関係帳簿，証拠書類などの提出を求め，予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら，必要に応じ，関係者の説明を聴取して審査いたしました。

審査の結果，平成18年度一般会計歳入歳出決算について，関係帳簿及び証拠書類と照合した結果，すべて正当なるものと認めました。

以上報告いたします。阿見町監査委員橋本英之。同じく千葉繁。

○議長（久保谷実君）　以上で監査報告を終わります。

引き続き担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君）　それでは，議案第68号平成18年度阿見町一般改正歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。主要施策の成果

及び予算執行実績報告書の１ページからになりますので御参照いただきたいと思います。

なお，括弧書きについては省略させていただきたいと思います。

平成18年度一般会計の決算額は，歳入総額131億9,179万8,000円，歳出総額123億8,237万1,000円となり，前年度と比較し，歳入については４億7,135万8,000円の減，歳出については５億6,297万2,000円の減となりました。その結果，歳入歳出差し引き額は８億942万7,000円で，翌年度へ繰り越すべき財源として9,180万2,000円を充てると，実質収支額は７億1,762万5,000円となり，前年度と比較し，6,705万4,000円の増となりました。

初めに歳入の増額の主なものについては，町税が決算額76億8,098万2,000円で，２億4,966万6,000円の増，地方剰余税が決算額５億7,979万6,000円で，１億8,224万9,000円の増。地方交付税が決算額１億7,145万9,000円で，7,414万6,000円の増となりました。減額の主なものについては，地方特例交付金が決算額２億4,701万8,000円で，8,724万7,000円の減，国庫支出金が決算額７億4,769万6,000円で，5,040万9,000円の減，繰入金が決算額１億1,417万7,000円で６億2,721万7,000円の減，諸収入が決算額６億428万4,000円で，5,030万8,000円の減となりました。

次に，歳入の増減の主な内容については，まず町税では町民税が定率減税の見直し等に伴う個人町民税１億7,177万4,000円の増，大規模法人の増収等に伴う法人町民税３億109万2,000円の増により，決算額36億5,068万9,000円で，４億7,286万6,000円の増となりました。

また，固定資産税が評価替えに伴う家屋１億5,117万7,000円の減などにより，決算額32億3,212万8,000円で，１億9,601万7,000円の減となりました。

地方譲与税では，税源移譲としての所得譲与税，１億8,617万4,000円の増により，増額となりました。

地方特例交付金では，町民税の定率減税見直し等により減額となりまし

た。地方交付税では，前年度法人町民税の減収等に伴い，基準財政収入額が基準財政需要額を下回ったことにより，再び交付団体となったため，普通交付税が7,641万5,000円の皆増となりました。

国庫支出金では，総合運動公園整備事業補助金4,480万円の皆減，まちづくり交付金4,335万8,000円の減などにより減額となりました。

繰入金では，財政調整基金繰入金6,540万円及び減債基金繰入金６億3,200万円の皆減などにより減額となりました。諸収入では，高額療養費返納金1,478万円及び荒川本郷地区都市再生機構負担金4,260万円の減などにより減額となりました。

次に，歳出の目的別決算額について，まず議会費では，議員報酬関係費148万7,000円の減などにより，議会費全体の決算額は１億4,287万8,000円で，188万4,000円の減となりました。

総務費では，一般管理費職員給与関係経費，2,893万4,000円の減，防犯対策事業7,504万5,000円の減，徴収事務費3,500万円の減，県議会議員一般選挙事業1,061万5,000円の皆増，国勢調査事業1,819万9,000円の皆減などにより，総務費全体の決算額は13億3,420万円で２億590万3,000円の減となりました。

民生費では，国民健康保険特別会計繰出金4,401万2,000円の増，在宅介護支援センター運営事業1,986万4,000円の皆減，老人保健特別会計繰出金5,171万5,000円の増，児童手当支給事業5,316万2,000円の増などにより，民生費全体の決算額は28億7,584万円で，１億2,399万7,000円の増となりました。

衛生費では，霞クリーンセンター維持管理費2,554万2,000円の増，龍ヶ崎地方衛生組合負担金1,202万9,000円の減，ごみ減量化対策事業1,404万4,000円の減などにより，衛生費全体の決算額は９億9,825万2,000円で，977万4,000円の減となりました。

農林水産業費では，買ってもらえる米づくり産地育成支援推進事業1,207

万1,000円の減，いばらきの園芸産地改革支援事業900万円の皆減などにより，農林水産業費全体の決算額は２億550万円で，4,322万2,000円の減となりました。

商工費では，阿見東部工業団地企業誘致事業664万6,000円の減などにより，商工費全体の決算額は１億2,849万1,000円で，759万9,000円の減となりました。

土木費では，道路新設改良事業7,260万9,000円の減，荒川本郷地区都市計画街路整備事業7,049万円の増，廻戸地区近隣公園整備事業１億413万5,000円の増，総合運動公園整備事業１億971万7,000円の減，本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金３億8,119万2,000円の減などにより，土木費全体の決算額は27億2,973万7,000円で，３億9,164万5,000円の減となりました。

消防費では，消防水利整備事業574万4,000円の減などにより，消防費全体の決算額は５億9,472万5,000円で，463万3,000円の減となりました。

教育費では，小学校学校施設整備事業3,314万円の減，小学校教育設備教材費1,149万5,000円の減，中央公民館維持管理費2,452万2,000円の増などにより，教育費全体の決算額は14億930万9,000円で，4,665万4,000円の減となりました。

公債費では，元金償還費2,087万6,000円の増，利子償還費3,632万3,000円の減により公債費全体の決算額は19億1,819万円で，1,544万7,000円の減となりました。

諸支出金では，予科練平和記念館整備管理基金費4,354万2,000円の皆増などにより諸支出金全体の決算額は4,524万9,000円で，3,979万2,000円の増となりました。

次に，性質別決算額では，人件費，扶助費，公債費の義務的経費が57億3,302万6,000円で9,439万1,000円の減となり，歳出総額の46.3％を占め，その内訳については，人件費が一般職給料の減などにより１億3,232万

3,000円の減，扶助費が医療福祉医療給付事業及び児童手当支給事業の増などにより，5,337万9,000円の増，公債費が利子償還費の減などにより1,544万7,000円の減となりました。

物件費については，住民情報ネットワーク運営事業1,613万5,000円の減，在宅介護支援センター運営事業1,986万4,000円の皆減，都市計画事務費1,704万4,000円の増などにより5,803万6,000円の減となりました。

普通建設事業費については，防犯対策事業7,601万3,000円の皆減，廻戸地区近隣公園整備事業１億417万円の増，総合運動公園整備事業１億575万6,000円の皆減などにより，１億2,295万2,000円の減となりました。

維持補修費については，霞クリーンセンター維持管理費2,712万5,000円の増，都市排水路管理費1,137万7,000円の減，小学校学校施設整備事業1,457万6,000円の減などにより111万7,000円の減となりました。

補助費等については，町税前納報償金の廃止による徴収事務費3,438万7,000円の減，龍ヶ崎地方衛生組合負担金1,202万9,000円の減などにより6,760万9,000円の減となりました。

積立金については，予科練平和記念館整備管理基金費4,350万2,000円の皆増などにより3,819万2,000円の増となりました。

繰出金については，本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金３億8,119万2,000円の減などにより２億4,944万7,000円の減となりました。

以上，決算の概要について御説明いたしましたが，詳細につきましては別記歳入歳出の状況，概要御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保谷実君）　これより質疑を行います。なお，本案については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結い

たします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。各常任委員会では，付託案件を審査の上，来る９月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第６９号　平成１８年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７０号　平成１８年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７１号　平成１８年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７２号　平成１８年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７３号　平成１８年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７４号　平成１８年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７５号　平成１８年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第11，議案第69号，平成18年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第70号，平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第71号，

平成18年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について，議案第72号，平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第73号，平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第74号，平成18年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第75号，平成18年度阿見町水道事業会計決算認定について，以上７件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第69号から第74号までの平成18年度国民健康保険特別会計ほか５件の特別会計歳入歳出の決算につきまして，地方自治法第233条第２項及び第３項の規定により監査委員の意見を付してここに提案いたします。

また，議案第75号，水道事業会計決算につきましては，地方公営企業法第30条第２項及び第４項の規定により提案するものであります。なお，各議案の詳細な内容等につきましては，各担当部長から説明させますので，慎重審議の上，認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き監査委員の監査報告を求めます。監査委員，橋本英之君，登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君）　平成18年度阿見町特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして，審査の結果を報告いたします。

７月25日及び８月２日から８月22日までの間の延べ７日間，地方自治法第233条第２項及び地方公営企業法第30条第２項の規定に基づき，審査を行いました。審査の結果，各会計の歳入歳出決算並びに法令で定められている付属書類は，いずれも関係法令に従い作成されており，決算計数についても，関係帳簿等及び証拠書類と照合した結果，すべて正当なるものと認

めました。なお，審査の結果につきましては，一般会計も含め，千葉監査委員とともに決算審査意見書を省庁に提出しておりますので申し添えます。阿見町監査委員橋本英之，同じく千葉繁。

○議長（久保谷実君）　以上で監査報告を終わります。

引き続き担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず議案第69号についての説明を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君）　議案第69号，平成18年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の39ページから42ページになりますので，御参照いただきたいと思います。

平成18年度国民健康保険特別会計の決算額は，歳入総額45億2,095万7,000円，歳出総額42億6,286万7,000円となり，前年度と比較し，歳入については３億1,736万3,000円，歳出においては３億4,817万1,000円となりました。その結果，歳入歳出差し引き額は，２億5,809万円で，翌年度へ繰り越すべき財源として265万7,000円を充てると，実質収支額は２億5,543万3,000円となり，前年度と比較しますと，3,346万5,000円の減となりました。

初めに，歳入の主なものについては，国保税が税率の引き上げ改正などに伴う現年度分国保税調定額の増により，決算額が14億8,519万5,000円で，前年度と比較し，１億5,299万1,000円の増，国保支出金が決算額11億4,618万4,000円で，１億259万円の減。療養給付費等交付金が決算額７億4,637万1,000円で9,821万8,000円の増，県支出金が決算額１億9,734万3,000円で4,612万5,000円の増，共同事業交付金では，新たに保険財政共同安定化事業が創設されたことにより，決算額２億5,740万9,000円で１億8,283万5,000円の大幅増，繰入金が，支払い準備基金繰入金の皆減により，決算額３億8,867万3,000円，１億2,338万8,000円の減となりました。

次に，歳出の主なものについては，保険給付費が27億7,767万2,000円で，１億8,734万円の増となりました。また，老人保健拠出金が老人保健制度の

年齢引き上げにより，対象者が減少しているため，決算額７億3,765万5,000円で，１億2,664万円の減，共同事業拠出金が歳入同様，保険財政共同安定化事業の創設により，決算額２億3,432万6,000円，１億5,797万8,000円の大幅増となりました。今後も国保医療費は少子高齢化社会の進展や医療技術の高度化などにより増高することが予想されます。このため，保険事業の充実と，医療費適正化対策の推進をより一層図り，国保財政の健全化に努力していく所存であります。

以上，決算の概要について御説明いたしましたが，詳細につきましては決算書の368ページから401ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷実君）　次に，議案第70号について説明を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君）　議案第70号，平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の43ページから45ページを御参照いただきたいと思います。

前にならいまして，括弧の率の方は省略させていただきます。平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計の決算額は，歳入総額17億3,911万9,000円，歳出総額16億7,518万6,000円となり，前年度と比較しますと，歳入については１億1,540万9,000円の増，歳出につきましては１億４万3,000円の増となりました。その結果，歳入歳出差し引き額は，6,393万3,000円で，翌年度へ繰り越すべき財源として4,232万8,000円を充てると，実質収支額は2,160万5,000円となり，前年度と比較すると，2,346万2,000円の減となりました。

まず，歳入の主なものでありますが，分担金及び負担金は決算額5,117万円で，2,962万7,000円の増，使用料及び手数料は決算額４億1,548万1,000円で，43万1,000円の減，国庫支出金は，決算額２億1,526万円で6,066万円

の増，繰入金は決算額７億8,443万5,000円で188万5,000円の増，町債は決算額２億2,360万円で2,130万円の増となりました。

次に，歳出の主なものについては，下水道費が霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金630万円の増，公共下水道整備事業１億1,072万5,000円の増，決算額９億1,115万3,000円で，１億2,017万5,000円の増になりました。

また公債費については，決算額７億6,403万3,000円で，2,013万2,000円の減となりました。

以上，決算の概要について御説明申し上げましたが，詳細につきましては決算書の403ページから423ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷実君）　次に，議案第71号について説明を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君）　続きまして議案第71号，平成18年度老人保健特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の47ページから49ページになりますので御参照いただきたいと思います。

平成18年度老人保健特別会計の決算額は，歳入総額29億9,320万8,000円，歳出総額28億7,779万7,000円となり，前年度と比較し，歳入につきましては5,563万3,000円の減，歳出については１億1,102万5,000円の減となりました。その結果，歳入歳出差し引き額は１億1,541万1,000円となり，前年度と比較し5,539万2,000円の増となりました。

歳入の主なものについては，費用公費負担割合の引き上げに伴い，支払基金交付金が決算額15億5,940万9,000円で，１億7,143万9,000円の減，国庫支出金が決算額８億7,743万4,000円で，7,835万7,000円の増，県支出金が決算額２億1,543万5,000円で672万3,000円の増となりました。

また歳出につきましては，医療諸費が決算額28億7,417万9,000円で，１億1,356万7,000円の減となりました。これは高齢化が進む中，医療保険体

制が充実され，老人保健対象者のほとんどが何らかの治療を受けておりますが，対象人数が減っていることも一因と考えられます。今後においても引き続き保健事業の強化や保健予防の充実と共に介護保険との調整など，諸施策を積極的に推進していく所存であります。

以上，決算の概要について御説明いたしましたが，詳細につきましては決算書の426ページから437ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷実君）　次に，議案第72号につていの説明を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君）　議案第72号，平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の51ページから53ページを御参照いただきたいと思います。

平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計の決算額は，歳入総額14億1,443万5,000円，歳出総額10億998万9,000円になり，前年度と比較しますと，歳入については３億2,840万9,000円の増，歳出については，4,140万9,000円の減となりました。その結果，歳入歳出差し引き額は４億444万6,000円で，翌年度へ繰り越すべき財源として4,943万6,000円を充てますと，実質収支額は３億5,501万円となり，前年度と比較し，３億3,963万6,000円の増となりました。

歳入の主なものについては，国庫支出金が決算額１億4,984万9,000円で，1,977万4,000円の減，財産収入が本郷第一地区の大規模商業施設などへの保留地処分により，決算額８億5,592万1,000円で，８億398万7,000円の大幅増，繰入金が決算額２億2,003万7,000円で，３億5,796万7,000円の減となりました。

歳出の主なものについては，事業費が本郷第一土地区画整理事業関連公共事業の補償費5,903万2,000円の減などにより，決算額６億6,988万8,000

円で，5,317万円の減，公債費は決算額３億4,010万1,000円で，1,176万1,000円の増となりました。

以上，決算の概要について御説明申し上げましたが，詳細につきましては決算書の439ページから457ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷実君）　次に，議案第73号についての説明を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　議案第73号，平成18年度農業集落排水事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の55ページから57ページを御参照いただきたいと思います。

平成18年度農業集落排水事業特別会計の決算額は，歳入総額２億3,215万3,000円，歳出総額２億2,565万1,000円となり，前年度と比較し，歳入については884万3,000円の増，歳出については501万8,000円の増となりました。その結果歳入歳出差し引き額は650万2,000円で，翌年度へ繰り越すべき財源として542万円を充てると，実質収支額は108万2,000円となり，前年度と比較し，159万5,000円の減となりました。

歳入の主なものについては，分担金及び負担金が実穀上長地区事業における分担金の徴収開始に伴い，決算額1,254万7,000円で504万9,000円の増，町債が決算額6,550万円で1,260万円の増となりました。

歳出の主なものについては，事業費が福田地区事業における管路築造工事の減，及び実穀上長地区事業における全体実施設計業務などにより，決算額１億7,501万7,000円で，54万2,000円の増となりました。

以上，決算の概要について御説明しましたが，詳細につきましては決算書の458ページから477ページを御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷実君）　次に，議案第74号について説明を求めます。民生

部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君）　議案第74号，平成18年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の59ページから63ページを御参照いただきたいと思います。

平成18年度の介護保険特別会計決算は，介護保険法の改正による予防重視型システムへの転換等に伴い，地域包括支援センターの設置等，新たに創設された地域支援事業を含んだ決算額となっております。また，制度施行から７年目を迎えた平成18年度の施行状況ですが，要介護認定者は制度施行直後の平成12年４月末の491人から，平成19年３月末では1,079人と2.2倍の伸びとなっております。これに伴い，サービス利用者数も増加し，保険給付費は，前年に比べて７％の増となっております。このような状況を反映し，平成18年度介護保険特別会計の決算額は，歳入総額17億4,688万5,000円，歳出総額17億3,080万1,000円となり，前年度と比較し歳入については１億4,572万9,000円の増。歳出については，１億3,231万9,000円の増となり，その結果歳入歳出差し引き額は，1,608万4,000円で，翌年度へ繰り越すべき財源として14万2,000円を充てると，実質収支額は1,594万2,000円となり，前年度と比較し1,326万8,000円の増となりました。

初めに歳入の主なものについてですが，保険料が65歳以上の第１号被保険者数の増加及び介護保険料額の改定に伴い，決算額３億2,023万5,000円で，4,399万7,000円の増，国庫支出金が決算額３億3,913万9,000円で，2,800万8,000円の減，支払基金交付金が決算額５億1,470万円で2,855万3,000円の増，県支出金が決算額２億5,016万6,000円で，6,113万4,000円の増，繰入金が決算額３億1,980万5,000円で6,380万2,000円の増となりました。

次に，歳出の主なものについては，総務費が一般管理費などの増に伴い決算額7,090万3,000円で，648万9,000円の増，保険給付費が要介護認定者

の増加などにより，決算額16億3,619万9,000円で，１億699万6,000円の増，また新たなサービス体系として創設された，地域支援事業費が決算額2,343万8,000円となりました。

以上，決算の概要について御説明いたしましたが，詳細につきましては決算書478ページから517ページを御参照いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（久保谷実君）　次に，議案第75号について説明を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君）　議案第75号，平成18年度阿見町水道事業会計決算について御説明いたします。

決算書の533ページをお開き願います。決算書になります。

まず，平成18年度水道事業の概況について申し上げます。

給水件数は前年度１万2,618件から146件増の１万2,764件，給水人口は３万5,609人から372人増の３万5,981人となりました。年間総配水量は，373万5,741立方メートルで，前年度より24万1,194立方メートル減少いたしました。また，普及率は前年度より0.8％増えて75.8％になりました。

続きまして，収益的収入及び支出でありますが，水道事業収益８億5,936万4,391円に対しまして，水道事業費用は８億2,330万5,456円となり，純利益は，2,290万5,712円となりました。事業収益の主なものは，給水収益の８億5,073万9,396円で，これは全体の約99％を占めております。事業費用で主なものは受水費の３億5,179万6,752円であります。

次に，資本的収入及び支出であります。資本的収入は，１億3,163万6,000円で，県工事負担金が主なものであります。吉原東土地区画整理事業関連であります。資本的支出は，４億6,537万7,236円で，その主なものは設計委託料442万5,000円，工事請負費３億6,357万3,000円，企業債償還金5,671万3,096円であります。詳細につきましては決算書の526ページから531ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷実君）　それではここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後１時からといたします。

午後　０時００分休憩

午後　１時００分再開

○議長（久保谷実君）　それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま17番櫛田豊君が退席いたしました。したがいまして，ただいまの出席議員は21名です。

これより質疑を行います。なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号から議案第75号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。各常任委員会では付託案件を審査の上，来る９月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第７６号　１９国補下１－６・１９単下１－３荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第12，議案第76号，19国補下１－６・19単下１－３荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約についてを議題と

いたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第76号，19国補下１－６・19単下１－３荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約について申し上げます。

荒川本郷地区の調整池築造工事は，平成17年度から着手し，平成20年度の暫定供用開始に向けて整備を進めております。本工事はその一環で，下水管渠流入箇所の整備及び放流塔までの水路掘削を行う工事でありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付いたしました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，何とぞ慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　以上で提案理由の説明を終わりました。

これより質疑を行います。なお，本案については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。21番細田正幸君。

○２１番（細田正幸君）　この工事は前段６件ですか，７件の工事の同じ場所だと思うんですけども，今回の入札でこの図面ですね，の調整池，それから環境がどんなふうになるのかちょっとかいつまんで説明をお願いします。

で，今回の工事についても，数字と○の場所がありますけれども，それだけではちょっと具体的にわかりませんので，全体的にどうなるのか，今回の工事はその部分でどの位置になるのかもちょっとあわせて説明をお願いいたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市開

発部長渡辺清一君。
○都市開発部長（渡辺清一君）　それでは御説明いたします。
　工事概要書をちょっとごらんになっていただけますか。施工箇所としては丸く大きくとらえておりますけれども，この施工面積9.4ヘクタールというのは，この太い枠でくくってあるところが9.4ヘクタール，次の調整池内の水路掘削，延長585メートルですが，これは断面として底盤では，一番低いとこでは1.5メートル，上部では８メートルと，そういった暫定水路，当然のりが入ってきますけれども，それと掘削する掘削高といいますか，これはまあ，３メートルくらい掘り下げる，全体を掘り下げるものではなくて，そういう暫定水路になります。
　それと，下水管渠流入口，これは一番上，これでいきますと，一番上右の方にちょっと黒く入っていると思うんですけども，そこがここに入っていくような形の下水管渠流入口と，これは１カ所ですね。それからちょうど横断部横断管工というのは，これは下から見た方が早いんですが，前に築堤といいますか，18年度発注，19年度で完了もうしましたけれども，その上から見ると，ちょっと道路がちょうど横断してるようになってると思います。ここの部分がちょうど横断部横断管工，２カ所ということです。それと，工事に伴っての仮設道路設置工，これが今回の工事の内容ということです。
　以上です。
○議長（久保谷実君）　ほかに質疑はありませんか。21番細田正幸君。
○２１番（細田正幸君）　まあ，専門家ならわかるんでしょうけども，私にはピンとこないんで，例えば仮設道路560メートル，どこが仮設道路かも全然今の説明じゃわかんないわけですね。で，前段１億3,000万，5,000万ぐらいで，５本ぐらいこの下水と管渠でもう既に工事をやってますよね。それとの関連でどうなのかというのが全体的にわかるような説明をしてくれという質問したんですけれども，今の部長の説明では，今回，この説明

だけでもちょっとわかんないんで，いわゆるまあ，本郷第二地区の大工事だと思うんですよね。それが今回，例えば落札して，じゃ，最初の計画から言えば何％ぐらい完了するのかとかっていう説明があると思うんですが，それを我々にもわかるような説明してもらいたいという要望なんですよ。

まあ，私の言ってることを理解できないんだら，もっと詳しく言いますけども，その説明をお願いしたい。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君）　この調整池の造成全体計画について等は，前回の議会のときに質問ありまして，私，それなりに詳細に答えたと思いますんで，それはそれとしましても，仮設道路の設置工，これはこの黒い太く書いてあります，この右側のほうに工事のための仮設道路を設置するようになります。この，長くこうありますけども，見ますと，ここにこう細長くありますが，これの右側という。この幅のところの，ちょっと遠くからは見えないでしょうけども，こうして図面を見ましてこの右側，図面を見まして，図面じゃない，図面というか地図ですか。地図を見まして右側です。この調整池として整備していく区域は太い線で囲ってあります。それの太い線の右側の方に仮設道路は，工事のための仮設道路はつくるようになります。

左側というのは下本郷側ですけれども，筑見区の方面だと右側ということです。だから右側ということです。地図を見て右側です。こちらに仮設道路をつくって，この掘削工事，水路掘削のための仮設道路。あとで掘削すれば土砂を搬出しなければなりません。そういう意味で仮設道路はつくります。

で，将来的にはここの太く囲ってあるところが池になるわけです。全体的に池になるわけですが，まず暫定として水路の掘削，特に流れればいいわけなので，それが先ほどいいましたように，断面は底盤で1.5メートル，

上幅で８メートル，つまりこういうのりになります。そういう形の水路掘削を行います。深さは３メートル，先ほど説明しましたけども。

〔「わかんないな」「だってこうやってみんなここ自家用車……同じじゃないか」「見えっかよう，見えない，これでは」「何とかって説明するけど，それでこの何％が完了するって言わなきゃわかんめえ。と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　細田議員，よく見てください。

○２１番（細田正幸君）　仮設道路をやるっていうのはわかったよ。

で，私が言ってるのは，これは大工事でしょうよ。

もっと正式に質問します。質問してる意味がわかんないんだ。だから調整池が，これやって完成するのか，それとも70％になんのかっていう説明をしなきゃわかんない，聞いてる方は。永久に調整池をやってるのかつっふうになっちゃうべえ，そういうことだよ。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　それでは，ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は13時20分といたします。

午後　１時１２分休憩

午後　１時２０分再開

○議長（久保谷実君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君）　御理解いただけるようにしたいと思いますが，今回行う，まあ，この水路掘削ですが，これは，現在，発注してあります荒川本郷地区の雨水排水の都市排水路を整備しております。で，これはもちろん本郷第一からも流入してきますけれども，それと一応目標では20年度，実際には21年度に供用開始に入ってしまいますが，３本の都市計画道路，荒川沖寺子線，南大通り線，センター通り線，この道路のやっぱり雨水排水，これもこちらに持ってくる，ここの調整池の方に持ってく

るために下水管渠流入口というのを行います。一応最上部の部分ですけれども。で，これで最終調整池の築造は今年度で進捗率34％，全体工事費10億5,000万に対して３億5,700万，残り６億9,300万，この調整池には事業費を要することになる。で，そのこれからの事業の内容となりますと，今回は暫定のまあ，水路掘削ということで，実際にはここ全面掘削するのがこれが最終計画というか，計画の中ではそれが最終。で，それは，掘削の方は，20年度から着手していきたいというのが，この荒川本郷地区調整池築造工事の全体計画の内容になります。で，現在はそういう状況にあると，今年度この契約も含めてなります。目的は先ほど言いましたようなことで。

以上でございます。

○議長（久保谷実君）　ほかに質疑ありませんか。21番細田正幸君。

○２１番（細田正幸君）　そうすると，暫定，それからちょうど横断部管渠，２カ所ですからいわゆる雨水排水ですよね。それはこの下の乙戸川ですか，そこまで流れるようになるということなんですか。それとも水はとまったままということですか。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君）　乙戸川まで流れるという，流すという計画で，そのためにここの調整池，一挙に流すことはできませんので，乙戸川の断面を考えた上でのこれは調整池という考えでございます。

○議長（久保谷実君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。産業建設常任委員会では付託案件を審査の上，来る９月26日の本会議において審査の結果を報告するようお願いいたします。

議案第７７号　農業集落排水資源循環統合補助事業福田地区処理施設機械電気設備工事請負契約について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第13，議案第77号農業集落排水資源循環統合補助事業福田地区処理施設機械電気工事請負契約についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第77号，農業集落排水資源循環統合補助事業福田地区処理施設機械電気設備工事請負契約について申し上げます。

本工事は，平成15年度から整備を進めております福田地区農業集落排水事業の処理施設内機械電気設備工事でありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，何とぞ慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結い

たします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。産業建設常任委員会では付託案件を審査の上，来る９月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第７８号　町道路線の認定について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第14，議案第78号，町道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　次に，議案第78号について申し上げます。

本案は，町道路線の認定でありますが，国土交通省霞ヶ浦河川事務所が管理している霞ヶ浦の堤防の安定及び環境整備を目的に，阿見町地内の堤防全線を国土交通省が舗装するものであり，今年度中に事業が完了する予定であります。この霞ヶ浦の堤防は，関東ふれあいの道や健康づくり課内にある運動普及推進協議会指定のウォーキングコースにもなっており，また霞ヶ浦平和記念公園が隣接していることから，地域の皆さんの憩いの場として霞ヶ浦湖岸地域の活性化にもつながることと期待しております。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重に審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお，本案については委員会の付託を予定し

ておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めさよう決定します。産業建設常任委員会では付託案件を審査の上，来る９月26日の本会議において，審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第７９号　阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷実君）　次に，日程第15，議案第79号，阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第79号，阿見町教育委員会委員の任命について提案理由を説明申し上げます。

教育委員会委員のうち，臼田多美子氏が10月10日をもって任期満了を迎えるに当たり，後任の委員に，青山壽々子氏を任命したく，議会の同意を求めるものであります。

教育委員会の委員は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条の規定により，当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので，人格が

高潔で，教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て町長が任命することとなっており，委員の任期は４年となっております。臼田多美子氏は，平成15年10月11日に就任，４年間阿見町の教育行政に熱心に取り組まれ，本年10月10日に任期満了を迎えます。本人から勇退したい旨，申し出を受けましたので，その後任に阿見町吉原在住の青山壽々子氏を任命するものであります。同氏は，長い教員経験を持ち，人格・識見ともにすぐれ，また地域住民からの信頼も深く，さらに女性委員登用の上でも教育委員として最適任であると考えております。

以上，御説明しましたが，何とぞ同意をいただきたくお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については，質疑，委員会への付託及び討論を省略し，直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより採決いたします。本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　異議なしと認めます。よって議案第79号は原案どおり同意することに決しました。

散会の宣告

○議長（久保谷実君）　以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後　１時３２分散会

第　　2　　号

〔　9 月 12 日　〕

平成１９年第３回阿見町議会定例会会議録（第２号）

平成１９年９月１２日（第２日）

○出席議員

１番	久保谷	実 君
２番	柴 原	成 一 君
３番	浅 野	栄 子 君
４番	難 波	千香子 君
５番	紙 井	和 美 君
６番	青 山	正 一 君
７番	石 井	早 苗 君
８番	藤 井	孝 幸 君
９番	千 葉	繁 君
１０番	吉 田	光 男 君
１１番	吉 田	憲 市 君
１２番	滝 本	重 貞 君
１３番	天 田	富司男 君
１４番	小松沢	秀 幸 君
１５番	倉 持	松 雄 君
１６番	大 野	孝 志 君
１８番	佐 藤	幸 明 君
１９番	諏訪原	実 君
２０番	荻 島	光 明 君
２１番	細 田	正 幸 君
２２番	岡 崎	明 君

○欠席議員

１７番　　櫛　田　　豊　君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	川田弘二君
副町長	大﨑　誠君
教育長	大﨑治美君
消防長	木鉛　章君
町長公室長	糸賀富士夫君
総務部長	石井定夫君
民生部長	瀬尾房雄君
経済建設部長	坪田匡弘君
都市開発部長	渡辺清一君
教育次長兼学校教育課長	松本功志君
消防次長兼総務課長	大津　力君
総務課長	湯原恒夫君
企画課長	川村忠男君
財政課長	篠原尚彦君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	黒井　寛君
商工観光課長	木内良夫君
建設課長	大野利明君
環境課長	山崎久司君
都市計画課長	浅野耕一君
指導室長	石井直人君
副参事兼学校給食ｾﾝﾀｰ所長	池上弘道君

警　防　課　長　川村益巳君

○議会事務局出席者

事　務　局　長　栗原繁樹

書　　記　山﨑貴之

平成１９年第３回阿見町議会定例会

議事日程第２号

平成１９年９月１２日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

平成１９年第３回定例会

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．藤井　孝幸	１．「危険・不安・迷惑防止条例」の制定について	町　　長
２．紙井　和美	１．犯罪事故のない安全なまちづくり，危険回避の周知徹底と防犯対策の更なる推進を ２．子供に犯罪や暴力から身を守る術を学ぶためのＣＡＰの導入を！	町　　長 教　育　長
３．佐藤　幸明	１．食用廃油の回収について ２．遊休農地の活用について	町　　長 教　育　長 町　　長
４．天田富司男	１．商工観光行政について	町　　長
５．石井　早苗	１．町産農産物の販路拡大の戦略と今後の展望は ２．「いばら食育の事業拡大きを食べよう学校給食」に日常食卓に乗る野菜を取り入れられないか ３．食育の事業拡大について	町　　長 町　　長 教　育　長

６．細田　正幸	１．霞ヶ浦を阿見町の観光資源として活用の具体化を	町　　長
７．柴原　成一	１．コアミ畜産跡地利用について ２．阿見町茨城大学連携協力協定について	町　　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷実君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は20名で，定足数に達しておりますので，会議は成立しました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷実君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間を１時間，再質問の回数を２回といたしますので，御協力のほどお願いいたします。

初めに，８番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔８番藤井孝幸君登壇〕

○８番（藤井孝幸君）　皆さん，おはようございます。通告に従い質問をいたします。

今回の私の質問は，昨年の12月にこの場で一般質問をしたものと同じ質問内容でございます。何ゆえ同じ内容の質問を再びするかと申しますと，前回の質問から月日が経過しているにもかかわらず，なお多くの課題が残っているからでございます。

まず，私の質問の趣旨ですが，阿見町民がいろいろな形で危険を感じ，不安を抱き，迷惑と思いながらもじっと我慢をし，日常生活を送っているという現状が存在しているわけでございます。この町民の危険・不安・迷惑を排除するためには，行政として何をなすべきかを問うものでございます。

町民の危険・不安・迷惑な状態とはどんな状態を指すのかといいますと，私なりの分析ではございますが，まず１つに，公道，町道とか県道ですね，公道を生い茂った樹木が交通を妨げ，通行する者，特に登下校する子供たちが毎日危険・不安な思いをしている，こういう状態をまず１ついいます。

２つ目に，強風・暴風雨時に倒木，木が倒れる恐れのある道路脇の樹木。

それから３番目に，無人の古い木造家屋が子供の遊び場となり，たばこの吸い殻の放置，または空き地の枯れ草など，近隣住民は特に冬場に火災の危険・不安を感じながら日常生活を余儀なくされておる状態。

それから４番目に，樹木の茂り過ぎにより隣地，隣の家の屋根を覆い，枯れ草が雨どいを詰まらせるような迷惑な状態。

それから，５番目に地域住民の許容範囲を超える騒音，悪臭，振動，危険物の放置などにより住民が迷惑・不安を覚えている状態。よく「騒音おばさん」とかいってテレビで随分話題にはなったことがあると思うんですが，それもその１つです。

それから６番目に，混雑場所での違法な駐車・駐輪など。その他種々な状態があるとは思いますが，これらの危険・不安・迷惑な状態を改善するために，いかなる対処方法があるのかを問い，その対処方法を私自身提案するものでございます。

昨年の質問の中で，個人の権利が優先するのか，公共の福祉が優先するのかという私の質問に対し，「原則としまして，基本的な考えとして地域住民の権利，公共の福祉が優先すべきと考えるのは当然であります」というふうにお答えになっております。また，地域住民が危険・不安・迷惑をこうむる現実があり，これを行政がどう対応するかについては，「道路法，阿見町環境美化条例の規定により対処・指導するが，まだ今の時点では十分対応できていない部分があります」と，こういうふうに答弁をされています。

このように，町民の危険・不安・迷惑な行為の対応に行政としても不十

分な点があることを認識しております。さらには，その対応について検討するという答弁もして，９カ月が経過をいたしました。しかし，今もその対応策は明確ではないというのが実情でございます。

そこで質問をいたします。

１つ，危険・不安・迷惑な状態の除去・中止・排除を行政から土地の管理者等に数度，排除してください，こういうことは危険ですから，近隣の住民の方が不安に思っていますから排除してくださいというふうに数度の勧告といいますか，通告といいますか，数度しても応じない土地の所有者，管理者，個人でもあり団体でもあるかもしれませんが，そういう人たちに対して行政としてはどう対処すべきか，明快な答弁をお願いをいたします。

質問の２番目ですが，数度の通告，勧告時も応じない管理者に対し，強制執行力を伴う危険・不安・迷惑防止条例，これは仮称，名称はどうでもいいんですが，名称はいろいろあると思いますけれども，そういう条例を制定したらどうかということを提案するものでございます。

要は，行政職員がこの種事案に対しては，地域住民の権利，福祉を優先するという認識が必要であります。それを追求，改善することが行政の責務であるというふうに思うのですが，いかがでしょうか。

その責務を果たすために，地方自治法第14条第２項にあるように，「地方公共団体は義務を課し，または権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除くほか条例によらなければならない」，こういうふうに地方自治法には明記しております。これを解釈すれば，条例を制定し，罰則を設けることができるというふうに解釈できるわけです。既に罰則を科した条例を制定している自治体もあるわけです。また，阿見町の環境美化条例でも罰金３万円とかですね，これこれに違反すると３万円，これに違反すると20万円というふうに罰金を科しているわけです。いろんな自治体もそういう環境，もしくは危険・不安な状態を防止するために罰則を設けております。

また，同法，地方自治法の同条３項にですね，条例を違反した者に対して２年以下の懲役もしくは禁固，100万円以下の罰金，拘留・科料もしくは没収の刑，または５万円以下の科料を科する旨の規定を設けることができるというふうに地方自治法に書いているから，それぞれの自治体は罰金を設けているわけです。

この地方自治法第14条は，国の法律などによって強制できない部分があることを想定しているわけでございます。そこで，地方自治体に対して，法律の範囲内で強制できますよということを定めているわけでございます。私は罰則を設けてですね，罰金を科すということは本意ではないんです。どうしてもその行為が近隣住民に不安を与え，迷惑を与えているような状態をつくっている人に対しては，やはり強制力を伴う方法で解決するしか方法はないというふうに私は思います。いかがでございましょうか。

善意の通じる人たちばかりではないことも現実でございます。町民福祉向上のためにぜひ前向きな御答弁を御期待をいたしまして，私はこの場での質問を終わらせていただきます。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　藤井議員の質問にお答えいたします。

最初に，１点目の危険・不安・迷惑状態の除去・中止を数度通告しても応じない土地所有者または管理者，または個人，団体に対してどう対処すべきかについてお答えします。

道路や境界を越えて繁茂した樹木等及び工作物の設置に瑕疵があることにより，他人に損害を生じたときの責任は，民法第５章（不法行為），第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）により所有者の責任となります。また，同法第233条（竹木の枝の切除及び根の切り取り）により，その竹木の所有者に切除させることができ，その根については切り取るこ

とができるとされております。

空き地の雑草等の繁茂により，危険な状態の指導につきましては，阿見町環境美化条例において，占有者等は常に適正な管理を行わなければならないと定められていることから，空き地等が危険な状態にある場合は，期限を定めた上での勧告，さらに勧告に従わない場合には，改めて期限を定めた上での命令等を行うことができるとされております。

空き地等の雑草や樹木等に関する苦情に対しては，環境課及び建設課の職員が現地を確認し必要があれば土地所有者に対して，文書により適正な管理を指導しております。昨年度は，土地の適正な管理を促すための通知を約150件送付しております。結果として，大半が最初の通知により改善されております。また，一度の通知で改善されない場合は，二度三度と繰り返し通知を行い指導していきます。

特に道路については，交通の安全性を確保するため，所有者の承諾を得て境界から張り出している部分を，職員が草刈りあるいは剪定を行っている例があります。

さらに，阿見広報に「境界線から張り出した枝により事故が生じた場合，樹木所有者の責任になります」旨の文書を年に２回掲載することで，啓発を行っております。

次に，空き地の枯れ草による火災を近隣住民が危険・不安を感じているとの想定の件についてでありますが，当町におきましては，阿見町火災予防条例第24条の規定により，空き地の枯れ草からの出火防止を図るため，町民からの通報及び，消防水利調査等消防活動時に把握した管理不良土地所有者に対し，枯れ草の除去など火災予防上必要な措置を講ずるよう封書による通知指導を行っているところであります。枯れ草を除去した場合には，同封したはがきにより刈り取り除去報告をお願いし，報告書を受領した場合に現地調査を行い確認しております。

平成17年度につきましては，９件通知し，９件除去報告を受領。平成18

年度については，５件通知し，１件の除去報告を受領しております。本条例には強制力はありませんが，未報告分については再度お願いしている状況であります。

今後も空き地の枯れ草等につきましては，町民の安全・安心確保のため，現行の各条例に基づいて継続的に指導を行ってまいります。

騒音，振動，悪臭，危険物の放置等については，ちなみに，平成18年度の苦情の件数は，騒音振動がそれぞれ５ないし６件，悪臭については野焼きも含めると10数件あります。

まず，騒音，振動等の情報があった場合は，現状を確認し必要があれば測定器等により調査を実施いたします。その結果が法令等の基準値を超える場合は，県南地方総合事務所環境保全課と連携をとりながら原因者に対し指導を行っております。

また，悪臭に関する苦情としては，排水に関するもの，営業に関するもの，焼却に関するものなどがありますが，これらについても職員が状況を調査し，必要に応じて改善の指導を行っております。

いずれにしましても，これらの問題に対してはそれぞれの関係法令に基づき，原因者に対し指導を徹底してまいります。

次に，２点目の強制執行力を伴う危険・不安・迷惑防止条例の制定はできないかという点についてであります。

行政代執行法第１条・第２条により，行政上の強制執行手段は法律によって定めることになっております。具体的には直接強制，代執行，執行罰，行政上の強制徴収の４つは，法律の根拠がない限り執行できないことになります。そのため，個人の所有権等の制限を伴う強制執行力のある条例制定は，法律が改正されない限りできないことになります。

いずれにしましても，現行の法律や条令で粘り強く適切に対応していきたいと考えておりますので，御協力と御理解のほどよろしくお願いいたします。

一応こういう形で最近の状況等を踏まえての答弁となったわけでありますが，これらの危険・不安・迷惑，こういう状態がそれぞれの地域に発生しているということ，これは非常に大きな問題であるわけですが，やはりこういう問題がある場合に対処の方法として，行政の働きかけによる，そういうことも当然必要ですが，やはり基本的には地域コミュニティーのあり方として，そういうことについて日ごろから問題がある場合にはきちんと地域の中で議論をし，お互いに理解を図る，こういう対処の仕方というのが非常に重要だと私は考えております。

ちょっと言ったから，すぐ次は行政が条例あるいは法律とか，そういう強制力によって対応しなきゃならない場合も，それは特殊なケースとしては，あるとしましても，基本的には地域の安全・安心，こういう問題については基本的には地域が自分たちの力で守るという，そういう形をつくっていくことがぜひ必要だろうと考えております。

そういう点で，これからいろいろな形で地域の力をどういう形でつけていくか，地域コミュニティーのあり方というものを十分に検討していく必要があるのだろうと考えております。

○議長（久保谷実君）　８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　ちょっとお時間をください。写真をちょっと。

町長のお答えの中で，迷惑な状態でも強制力はないということで，粘り強く現行の条例・法令を適用しながら対処するというふうに言っているわけですが，これは先回の回答と全く同じなんですよ。一歩も進んでいないんですよ。

昨年のですね，12月の答弁内容についてちょっと私，触れさせていただきます。どういうことかといいますとね，まず１つはですね，迷惑な電柱。子供たちが道路で通学をする，登下校する道路の真ん中に電柱が立っていました。これは行政の担当課の努力により，ＮＴＴが電柱を撤去してくれました。２本，町道と県道にまたがる道路は，１本は町道のほうは撤去し

ていただきました。県道のほうは間もなく撤去していただけるであろうということが予測されます。こういうことは確かに行政の努力によりですね，初めは何百万か出せというふうに言っていましたけれども，町は一銭も出さずにＮＴＴは町道の電柱を撤去してくれたんですよ。本当にそれはもう，労苦に対して深甚なる敬意を表します。本当にありがとうございました。

ただですね，これは私が去年の質問の以降，実施していただいた事項なんです。それですね，まだ未実施の事項でですね，「道路脇に繁茂している樹木等については，所有者がまず自主的に処分するよう広報・週報に改善をお願いし，文書を掲載してまいります。また，危険箇所を発見したり，いろいろな通報を受けた場合は，関係者と協議して改善していきたいと思います」というふうにお答えになっているんですよ，この場で。で，どう改善してきたかということなんですね。

それから，「現在の法令や規則の中で対応を強化していきたい」。これは今と同じなんですよ。どう強化してきたか，現実に今，そこに私が示している写真は，教育長，よく見てくださいね。子供たちが道路脇に出て，歩道を覆って，子供たちが歩道を通れなくてよけて通学している状態なんですよ，これは。それは一歩も進んでいないんですよ，何回も言うんだけども。こういう状態をどうするかということを私は問うているわけですよ。ただ，それを強化する，継続するとかいったってですね，迷惑しているのはこの子供たちです。写真にあるようなこういう状態をどうするかということを私は問うているのにもかかわらず，継続・強化・現状の条例を適用するというふうに言っているのが，進歩がないと私は言っているわけですよ。

「いろいろな問題がある箇所，事例等があることは事実でありますので，さらに取り組みを強化していきたい」というふうにも述べている。どのように強化をして，それが改善されてないんじゃない。どのように強化したの。私はその道路をですね，町道を覆っている，ふさいでいるとは言いま

せんけれども，通学の子供たちがですね，歩道を通れなくてよけている状態のところで，町が何度も文書を出したと。それは聞いています。だけれども動かない。ということで，私は警察も行きましたよ。阿見の交番に。そうしたら，交番の署長は，町がまず一義的に解決してください。これは道路不法占有ではないですかというふうに言ったら，そのとおりだと。しかし，町道だからまず町が町民と話してください。あそこはちょっと，こう言っちゃおかしいんですけれども，なかなか行けるお宅ではないというふうに聞いております。だから，そういう状態で話したら，いや，私がちゃんと，警察官がですよ，職員と一緒に行ってあげますと言っているんですから。その後行ったかどうか，私も知りませんけれども，確認はしていませんが，その話は担当者に言いましたよ。警察官も一緒に行きますと言ってくれていますよということを。そういう状態なんです。だから全然進展していないということなんですね。

そしてもう一つ，「今後どうしたらできるかというところも踏み込んだ検討をしていきたいと考えております」。このようにやはり答えているんですよ，この場で。今の答弁を見ると，去年からあまり変わっていない，前進が全然ないという，解決の方策を見出していないということなんです。そこを私が，だから何度も通告してもできない人に対してどうするかということを提言しているわけですから，一歩も二歩も踏み込んで私はやるべきだというふうに思うんです。

ずっとそうやって強化する，継続する，実施をする，勧告をするでずっといったって，迷惑しているのは町民なんですよ。不安を覚えているのは。だからそういう点を私はどうしたらいいのかということを投げかけているし，地方自治法にもあるように，町長もなんか法令的な根拠がないと強制代執行はできないと言っていましたけれども，強制代執行はしなくてもいいんですよ。

要は，まず１つの質問。去年から質問を言っているように，現状の条例

を強化して継続するということを一歩も進まないのか。それとも去年言っていただいたように，検討するというふうにして検討するのかどうか，まずお伺いします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。

まず，どう強化してきたかという点なんですけれども，御指摘を受けました電柱の件は，担当課のほうでいろいろ関係機関と協議をしまして，解決の方向に向かっております。一部は処理しております。そういったことで，こういった事例ができましたので，今後もですね，電柱とか問題がありましたらば，こういった方法で進めていきたいと思います。

また，いろいろな住民の方からとか，雑草やら木や御指摘を受けた件は，当然地主の方に，地権者の方に指導のほうを文書のほうで徹底して出して，何度も繰り返し出しているという点では強化を進めてきたかと思います。

御指摘の部分ですね，につきましては，私どもも状況をうかがっておりまして，なかなか解決が難しいということは聞いておりますけれども，今度は地区の人と行政と，それから警察のほうにも御相談をしまして，何とか解決していきたいというふうに思います。

今後なんですけれども，町長が先ほど答弁しましたように，やはり地域でみんなで協議して，それで解決していくというのが一番重要かと思います。それでどうしても難しいという場合は，町のほうに相談していただいて，町もできるだけ地権者の方，地主の方と協議したり，場合によっては警察のほうにも協力をいただいて，できるだけ解決していきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷実君）　８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　全然答弁になってないです。それができないときにどうするかという質問なんですよ，私は。だから条例でも何でも強制力

を伴うことができないのかという質問をしているわけですよ。

まして地域のコミュニティーなんて，コミュニティーが，それは責任逃れですよ。地域のコミュニティーが崩れているということは，もう皆さん御承知のとおりなんですよ。まして隣地にある，迷惑している，木が倒れそうな土地の人は，よその人なんですよ。地域の人じゃないんですよ。地域の人が入っていないのに，コミュニティーもへったくりもないじゃないですか。そこに何ぼ通告しても勧告しても動かない人をどうしてくれるかという質問をしているんですよ。だから強制力の伴う条例でも何でも制定したらいいじゃないですか，やっている市町村もあるんですから。

そして，町はこの環境美化条例で空き缶のポイ捨て，これをすると勧告する，現状を回復する，持って帰ると勧告する，それをしないときに２万の罰金を取れるんですよ。ただ空き缶のポイ捨てですよ。環境美化条例でそうしているんだから，家電製品とか自動車とか放置したものを撤去しろといってしなかったら，20万の罰金ですよ。そういう条例をつくっているじゃないですか。だから，それに，美化条例に名前をちょっと変えてですよ，環境美化生活安心条例ぐらいにして，危険・迷惑な状態をずっと列挙して，これに違反した者は罰金何ぼとか言えば，できる話じゃないですか。それをしてくださいということを言っているのに，できない理由を教えてくださいよ。お願いします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。

地域でですね，解決すべきだというお話をしましたけれども，それは私は事例を知っていまして，実際みんなで協力してですね，倒木を処理したという件ありますので，そういったものは町内に波及していけばいいなというふうに考えています。それが一番，こういった問題の解決方法ではないかというふうに思います。

どうしてもそれで，例えば藤井さんが言われたように，地主の方がこちらの近くにいないというようなことで，それから特殊な例でなかなか理解してもらえないというような場合は行政が入りますし，場合によっては警察のほうにも相談して，何とか解決していきたいというふうに考えます。

○議長（久保谷実君）　８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　警察を入れてですね，やることは，もう去年の終わってから，私が言っているんですから，もう既にやっておかなきゃならないの。今さらまた同じことを言ってどうするんですか。既に私，それ，言っているんだもの。こういう話になってまた警察を入れろなんて言ったって，早くやってくださいよ，それだったら。やれるんだったら，お願いしますよ。

それで，もう少しですね，役場の職員も，町長がこんなことを答弁したから，おまえこれやったか，あれやったかで，一々確認はしないんですよ。そんな暇ないですよ，町長は。だから，こういう質問をしたときに全部議事録を見る。それから聞いている人がいるでしょう，担当課長が。そうしたら，町長がこんなことを答えたと，じゃ，どうしようかと。やらないならやらないその理由を考えて，やるならやる。やらない理由を考えるかもしれませんからね。やるならやる，どうすればいいかって関係各課が全部集まって，これは条例が必要だとかということを何で皆さんで審議しないんですか。討議，議論。それは１つでできませんよ，建設課長だけでは。やはり総務課も集まらなきゃ，環境課も，建設課も，全部集まって条例が必要かどうかの検討。強化するとか検討するって言っているんですから，それを何でやらないのかということを私は問いたいんですよ。やらない理由があったら教えてください。

そういうことでですね，この２枚目のこの写真も，もう根が，山の中，山がこういう高くなって根が張り出して，木が民家のほうに倒れそうなんですよ。それで住民から何とかしてくれませんかというファクスが来たん

ですよ。それを見せましたよ。だけれども環境課に言ったら，これは私，環境課じゃない。山林の管轄だから農業委員会だ。これは道路の上に固まっているから建設課だとか，こうして私自身がたらい回しされているんですよ。じゃ，どこが解決してくれるんだという話なのよ。そういうことをやらないで，やはり町が一丸となってやってほしいという私の願いなんですよ。

どうですか，やれますか，やれませんか。それを答えてください。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。

今の藤井さんから指摘あった幾つかの課は，全部経済建設部に属しておりますので，関係課で調整が必要なものは私のほうから指導して，必ず調整するようにいたします。

そのほかの各部にまたがるものも，原則みんな協議してですね，進めるようにしておりますので，これからも必要に応じて必ず関係課と協議をしてですね，いい方向に向かうようにしていきたいと思います。

○議長（久保谷実君）　８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　いつまでも，いつまでも私もこうやって，答えてないからね，質問に。

○議長（久保谷実君）　いいから，こっちに答え，こっちに質問。

○８番（藤井孝幸君）　関係課と調整しながらやるという，これは前向きな答弁で聞いておりますけれども，じゃ，いつごろまでにね。だって検討するって言ってしていないんだもの，ずっと去年から。期限がないから。いつごろまでにやるかを，ちょっとそれだけ教えてください。参考までに，予定だけ。

○議長（久保谷実君）　それは藤井議員，それはこちらでやるっつってるんだから，あとはここの一般質問の場ではなくて，違うところでお願いし

ます。

○８番（藤井孝幸君）　了解。

○議長（久保谷実君）　これで８番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に，５番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔５番紙井和美君登壇〕

○５番（紙井和美君）　おはようございます。事前の通告に従いまして，質問させていただきます。

犯罪や事故のない安全なまちづくり，危険回避の周知徹底と防犯対策のさらなる推進をということに対してです。

かつて日本は一番安全な国とうたわれ，安全は皆が保障されているかのような錯覚がありました。そのため自衛本能が薄れ，今はその国民性をねらい，世界から犯罪者が集まってくるとも言われています。格差社会も一因かもしれませんが，それより恐ろしいのは，さしたる目的もなくいとも簡単に凶悪な罪を犯す人間がごく普通に生活しているという，この社会現象であります。

安全・安心のまちづくりに関しましてはこれまでも質問をしてまいりましたが，今回は犯罪を抑止することに関し，町民の方から多くの要望がありました。私は早速夏休みに入ってから，短期間で人数も多くありませんが，皆様の意識調査をさせていただきました。50世帯168人から回答をいただき，内訳は10代25人，20代15人，30代39人，40代38人，50代26人，60代15人，70代以上10人であります。回答の中には，既に防犯対策に費用をかけて自己防衛を図り，防犯グッズなどをそろえて対策をしている方も３割程度いらっしゃいましたが，こんな程度だと大した防衛にはならないのではないかと皆さんおっしゃっておりました。あとの７割の方は，せいぜい防犯ブザーを子供に持たせたり，センサーライトをつけたりするのが精いっぱいですとのことで，どこをどのようにしたら安心なのか不安にかられています。

そこで，まず，安心して生活できる町であると実感できるために，あらゆる方策を情報提供し，それぞれが自信を持って我が町はみんなで守り，事故や犯罪のない安心な町にしようとの機運が広がる，それが行政に対して大事なことではないかと考えております。

そこで，お尋ねいたします。

１つ目は，平成15年１月１日施行の阿見町生活安全条例の進捗状況はどのようになっておりますでしょうか。

２つ目は，県で先進的に行っている「茨城安全なまちづくり条例」を例に，土浦では防犯のホームページが大変に充実しております。住民への情報提供には大変有効であり，当町でも取り入れるべきであると考えます。なお，当町は警察の相談窓口の連絡先電話，また困り事の連絡先電話に関しては電話番号の紹介のみとなっております。ぜひ当町のホームページに組み入れていただきたいと思うのですが，いかがでしょうか。

３つ目は，犯罪に巻き込まれたときは，まず警察ですが，その後民事の場合には専門家の支援が必要です。犯罪被害者を支援する場合においても同じです。執行部も十分御承知のとおり，国では司法制度改革により総合法律支援制度が昨年10月に開始されました。法的トラブルで困ったときに解決の手助けをしてくれる身近な窓口，日本司法センターの，いわゆる「法テラス」であります。直接法律相談を受けるものではありませんが，方向性を示唆してくれて大変に助かる制度であります。当町ではこれを知らない方が大変に多かったものですから，情報提供してはどうかというふうに考えました。

当町でも毎週水曜日に無料法律相談が行われており，大変に喜ばれておりますが，例えば急に相談したいときなど有効であります。この情報提供に対してどうしているか，お尋ねいたします。

４つ目は，青色回転灯搭載の防犯パトロール車は効果的です。現在２台稼働しているようですが，台数と稼働率を増やすことはできないでしょう

か。

５つ目に，当町でも自警団や防犯ボランティアの活動が増えてまいりました。私も登録し参加しておりますが，それぞれの活動状況，また交通も含めた危険箇所の把握をし，それを活用し，成果につながっているのでしょうか。

以上，５点についてお伺いいたします。

次に，子供に犯罪や暴力から身を守るすべを学ぶＣＡＰの導入をということで御質問させていただきます。

子供の安全を守るため，これまでにも門扉の設置やスクールガードリーダーの導入など，一般質問をさせていただいておりました。今回はそれから一歩踏み込み，外的対策だけではなく，子供自身が自分の身を守る教育を含めた訓練が必要であると考えます。

阿見町の交番にも確認いたしましたが，現在学校では警察の協力をいただき，年に１回か２回でしょうか，防犯訓練を行っているとのことです。そこで，それに加え，今日本でも，また近隣市町村でも町や市と学校，ＰＴＡがタイアップして行い大変好評を博しているＣＡＰの導入を，当町でも取り入れてはどうかと，保護者の方から声がありました。

執行部には事前に資料をお渡ししてありますので，ここで詳しい説明は省かせていただきます。要は，ＣＡＰのＣ，Ａ，Ｐは子供，暴力，防止の略であり，いじめや虐待，痴漢，誘拐，性的暴力といったさまざまな暴力を受けそうになったとき，従来の危険防止教育ではなく，子供の人権意識を育て，子供が本来持っている力を引き出す大切さに主眼を置いております。これは小学生プログラム，中学生プログラム，大人プログラムがあり，教員のプログラムに関しては無料でありますので，当町も学校のＰＴＡ活動とタイアップし，試行的に導入してはどうか，御提案いたします。

以上，２項目について明快で前向きなる御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　ただいま10番吉田光男君が出席いたしました。したがいまして，ただいまの出席議員は21名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　紙井議員の質問にお答えいたします。

最初に，１点目の，平成15年に施行された阿見町生活安全条例の進捗状況についてであります。

本条例は，町民が安心して暮らせる生活環境の実現を図ることを目的としております。本条例の第３条に「町の責務として，次の生活安全施策を実施しなければならない」という規定があります。具体的には，防犯思想の普及に関する啓発，安全な地域づくりのための環境整備，町民の自主的な防犯活動についての助言等であります。

まず，最初の現在の啓発活動の状況としましては，町防犯連絡員協議会の協力による防犯教室を，保育所の入所児童や高齢者を対象として開催するほか，街頭キャンペーンを実施しております。

次に，環境整備につきましては，各行政区が設置する防犯灯の設置補助，そして防犯灯電気料に対する補助を行っているところであります。また，青色回転灯を装備した公用車による青色防犯パトロールを，年間を通じて実施しております。

次に，町民の自主的な防犯活動については，自警団を結成した行政区等に対して防犯活動に必要な防犯グッズを貸与しております。

以上の施策等を着実に実施しているところであります。

次に，２点目の，県では先進的に行っている安全なまちづくり条例を例に土浦市ではホームページが充実している。当町でも取り入れるべきではないか，という点についてであります。

国内では街頭犯罪や侵入犯罪などの身近な犯罪が増加している一方で，

検挙率が低下している状況にあります。阿見町における犯罪件数は，平成14年には986件であったものが，平成17年には662件と減少しております。しかし，平成17年と比べ平成18年には684件と前年に比べ若干増加しているところであり，犯罪傾向としては窃盗犯や知能犯が増加しております。

このような状況におきましては，議員御指摘のとおり，今後，町民に対して防犯に関する情報を発信したり，町民からの情報も得られるため，より一層のホームページの充実を図るよう検討してまいりたいと考えます。

次に，３点目の「法テラスの周知徹底を町民に行うべきではないか」という点についてお答えいたします。

平成18年９月15日発行の週報あみに掲載し周知を図りましたが，今後は阿見町ホームページから独立行政法人日本司法支援センターホームページへのリンクや，広報あみへの定期的掲載を行うなどの手法で，さらなる周知を検討してまいりたいと考えます。

次に，４点目の青色回転灯搭載の防犯パトロール車の効果は大きく，台数と稼働率を増やすべきではないかという点についてであります。

町では平成18年度の時点で，青色防犯パトロールとして使用できる公用車を２台登録しております。パトロール従事者につきましては，パトロールに必要な講習を受けた町防犯連絡員30名，町職員24名の54名がおります。数人が一組になり，主として小学校の下校時間帯に合わせて週２回ほどの防犯パトロールを実施しているところであります。

防犯連絡員の方々におきましては，それぞれ御自分の仕事がある中で御協力をいただいており，また，公用車につきましても，町のほかの業務との兼用になっていることから，厳しい状況での実施となっております。

今年度は，青色防犯パトロールに必要な公用車の更新に伴いまして，新たに固定式の回転灯を備えた公用車１台を申請中であります。パトロール従事者につきましても，新たに10名が講習会の受講を終えてパトロール実施者証の交付手続中であり，トータルで64名がパトロールできる態勢とな

りました。今後もこれまで以上のパトロールが実施できるよう，さらなる人員の確保等に努めてまいりたいと考えます。

次に，５点目の自警団等防犯ボランティアの活動状況，交通も含めた危険箇所の報告等は把握し，活用できているかという点についてお答えいたします。

自警団等には，防犯グッズを貸与する際に行動計画等をいただいているところであります。また，防犯に関する何らかの情報があった場合には報告をお願いしております。不審者などの情報が得られた場合は，青色防犯パトロール等で情報があった現地付近を巡回したり，牛久警察署や阿見地区交番に報告して，犯罪抑止対策をとっているところであります。

以上です。

○議長（久保谷実君）　教育長大﨑治美君，登壇願います。

〔教育長大﨑治美君登壇〕

○教育長（大﨑治美君）　おはようございます。

続きまして，２点目の子供に犯罪や暴力から身を守るすべを学ぶためのＣＡＰの導入について，お答え申し上げます。

社会情勢が大きく変化する中で，子供を犯罪や暴力からいかに守るか，子供自身にも虐待や不審者から自分自身を守るすべをどう身につけさせるかが大きな今，問題となっております。

まず，防犯面の対策ですが，町，学校，地域での防犯対策については，これまで議会要望等もございましたので，その都度説明してまいりましたが，改めまして学校における訓練状況について御説明いたします。

町内の各小・中学校では，毎年，不審者対応避難訓練や防犯教室を開催して，特に子供たちが不審者と遭遇した場合の対応の仕方，この点について重点的に取り組んでおります。

また，不審者等が学校に侵入した場合の教職員の対応の仕方，この仕方にはさすまたとか，ネットランチャーなどの防犯機材の使い方等について，

警察の指導を受けながら十分な訓練を実施しております。さらに，各学級でも機会あるごとに不審者に遭遇しないための心構え，また遭遇した場合の対応の仕方などについて話し合いを持つなど，学校の重要課題として取り組んでおります。

次に暴力対策面でありますが，平成12年に制定されました児童虐待防止法では，「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し，その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに，我が国における将来の世代の育成にも影響を及ぼすことにかんがみ」とうたっていますように，子供に対する暴力・虐待は重大な問題であります。

さて，議員御質問のＣＡＰのプログラムについてでございますが，議員からも詳しく説明がありましたように，このプログラムはアメリカで開発されたものであり，子供自身が人権意識を持ち，暴力から身を守るための知識・技能を修得するための研修のプログラムで，日本ではＮＰＯ法人であるＣＡＰセンターＪＡＰＡＮが行っております。

つくば市と美浦村の状況を調査しましたところ，いずれもＰＴＡからの盛り上がりによりまして，４年生を対象に実施または計画しております。費用についてはＰＴＡが予算から拠出しているということでございます。阿見小学校ＰＴＡにおいても以前検討されたことがありましたが，授業時間確保の問題，費用の問題，子供，親，教師がセットのプログラムであるために，親が参加するという理解がなかなか得られないというような問題がいろいろありまして，現実には実現に至らなかったという経緯がございます。

いずれにしましても，次代を担う子供を良好な環境で健全に育てることが社会的要請でありますので，今後このＣＡＰプログラムについては十分に情報を収集し，研究をしていきたいと，かように考えております。

○議長（久保谷実君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　前向きなる御答弁，大変にありがとうございます。

それでは，再質問させていただきます。その前に，総務省のほうで，まず私，防犯に関してどのように全国的にはなっているかということを調べましたところ，何と茨城県は防犯に対する意識が高いということでベスト３に入っていたんですね。私も非常にうれしくて，茨城の内容を調べてみましたところ，平成15年４月に茨城県安全まちづくり条例というのが施行されまして，その後，その条例に基づいて防犯上の指針を策定いたしました。これが16年の３月になっております。

そうしましたところ，やはり数値的には非常に効果が出ておりまして，平成14年は刑法犯認知件数が６万7,672件であったのが，15年，16年，６万4,000，５万5,000，５万2,000，平成18年には４万7,000にまで下がってきているという，これは意識の向上がこのような形となってあらわれてきていると。これは言うまでもないことだと思います。

県にお聞きしましたところ，それを引っ張っているのは土浦であるということをお聞きしました。実際土浦と阿見，人口も大きさも違いますけれども，これは意識の問題ですので人数ということではないと思います。それが証拠に，水戸に関しましてはですね，土浦よりも４分の１程度の構成人員でやっているという，意識の内容まではよくわかりませんけれども，かなり土浦の意識は高いということで，お話をお聞きいたしました。

そこで，当町の阿見町生活安全条例を施行した後どうなっているかということを，ここでお聞きしたわけでありますけれども，ちなみに土浦に関しましては，同じ平成16年６月28日に話がありまして，平成16年７月１日から施行されております。

ここで，先ほど申し上げた土浦の状況なんですけれども，非常にホームページが充実しておりまして，「土浦市内の犯罪発生状況」と「防犯」というところのアイコンをクリックすると，８項目にわたって，９ページも内容が網羅されているんですね。「自主防犯活動の紹介」ですとか，「住宅防犯診断」ですとか，それをやってもらったことがありますというよう

なおうちが何軒かありました。

そこで，統計といたしまして犯罪発生状況はどうかといいますと，平成16年７月１日より安心安全なまちづくり条例が施行されてからは，平成９年から平成15年までずっと右肩上がりで，5,000件近い内容が突然16年になってからガタンと下がって，右肩下がりになっています。これは非常に意識の大きさというのは本当に顕著にあらわれるものなんだなということを実感した次第であります。

そこで，牛久警察に当町はどうなっているかということを調べてまいりました。そうしたところ，これは同じ時期の同じ期間ということで絞って調べていただきましたので，平成18年と平成19年しかちょっと資料はとれなかったんですけれども，平成18年・19年の１月から８月まで，それに関して，総数としては98件，阿見町の犯罪件数が増えています。そのうち凶悪犯に関してはマイナス１となっているんですけれども，粗暴犯に関しては暴行事件が７件増えておりまして，窃盗犯のオートバイの盗難，自転車盗難，オートバイ盗難なんかは20件増えていますし，車上ねらいなんかは17件増えております。万引きとか，あとは自販機荒らしとか，そういった部品をねらった盗難ですとか，そういうことは62件も増えておりまして，何しろ100件ぐらいの窃盗に関しては，100件の増減の増のほうになっておりましたので，これはやはり啓発をしていかなくちゃいけない。町民は非常に，自分は何かをやらなくちゃいけないという気持ちが大きいものですから，私個人的にアンケート調査させていただいたんですが，前ふりが長くなって申しわけないんですけれども，そこでお聞きします。

町の中ではこういった町民に対する防犯のアンケート調査を今までに行ったことがあるのかが，まず１点。

もう一つは，先ほど町長がおっしゃった防犯教室を開いているということをお聞きしましたけれども，これはどんな内容で，年にどれぐらいの頻度で行われているか。また，その講評はどういったものかということ。

それと，あと５番目の自警団や防犯ボランティアの活動が大変増えて，先ほども青色防犯灯も１台増やしてやっていくというお話をいただきましたけれども，その中で，ちょっと質問の中の，それの報告に対してそれを活用して，それが成果につながっているかどうかということをちょっと答弁漏れがあったような感じですので，このことに関してお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君）　それでは，お答えします。

まずアンケートの件なんですが，今までは実施しておりません。

それから２点目の防犯教室の内容なんですが，18年につきましては，実施箇所は保育所が６カ所，児童館が２カ所，それから高齢者向け防犯教室として１回実施しております。それから小学校への防犯ということで，下敷きの配付，これが19年度も同様にやっております。それから，防犯キャンペーンということで，カスミ，タイヨーの場所を貸して２回ほど実施しております。

それから３点目の，町長の答弁の中でも最後に回答しておりますが，不審者などの情報が得られた場合は，直接現地を巡回したり，牛久警察署，阿見交番に連絡しますということになります。

各自主防犯組織につきましては，年度末に地域防犯活動支援事業活動報告書というものをいただきまして，その内容について検討していくことになります。随時その犯罪等の報告があった場合には，直接警察のほうに連絡して対応をお願いしているという状況にあります。

以上でございます。

○議長（久保谷実君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　私も防犯ボランティアの一員ですので，その報告書を何回か出したことがありますけれども，非常に詳しい報告書を出させ

ていただいています。そういった中で，報告書をいただいたところに警察に報告したりですとか，現地調査を行ったりですとかということに関して，成果につながったということはあるのかどうかということも，ここに書いているんですが，お聞きしたかったんですね。

それとあともう一点。まず，これはＣＡＰに関してですけれども，先ほど教育長から前向きなお話いただきまして，大変ありがとうございます。これは平成12年からの資料で，実現した美浦の方からいただいたものなんですけれども，平成12年からずっと大人，子供，大人，教職員ということで，みんなバラバラに，一斉にやっているということでもありません。例えば教職員だけ行って，どういった内容のものかというのをまず知るというところも結構あるんですね。その次にあと大人が行って，これは非常にいいと，ぜひ予算を組んででも子供にそれをやってみたいという思いがあるようですので，まず最初に，子供に周知する前に，また全校配置もなかなか難しいでしょうから，まず，教職員で大人ということに関して，ＰＴＡの連絡協議会のほうとも相談して，そのような方向で進めていっていただけないかどうかということについてお尋ねいたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君）　お答えします。

自警団の活動報告の成果につきましては，当然犯罪の抑止力ということにはつながっているかと思います。18年度現在，自警団は18で，現在３つができまして21の自警団の数になっておりますので，今後も犯罪抑止力のために自警団が増やせるような努力をしていきたいと思っております。

○議長（久保谷実君）　教育次長兼学校教育課長松本功志君。

○教育次長兼学校教育課長（松本功志君）　ＣＡＰの件での再質問でございますけれども，これまでのいわゆる子供の暴力あるいは防犯関係につきましては，どちらかといいますと，大人社会の側から子供を守るという考

え方がウエート的には多かったのではないかと思っておりますけれども，議員御提案のＣＡＰにつきましては，子供自身がみずからを守ると。みずからを守るすべを会得できるようにするというような点では，私どもとしても大いに研究していくべきことであろうというふうに考えております。

国のほうとしましても，先ほど教育長の答弁がありましたように，児童虐待防止法を制定させたり，あるいはつい最近の例なんですけれども，子供自身がですね，家庭内の暴力等を受けて，身近な人に相談もできずに，中には死に至るといったケースも散見されるというようなことから，「子供の人権ＳＯＳミニレター事業」といいましてですね，子供が身近な人たちに相談できないような場合にですね，事前に封筒とか便せんを配っておいて，人権擁護機関に直接手紙を出せるようにするとか，そういったことも考えているようでございます。

ただ，子供を取り巻く環境につきましてはですね，学校，地域ごとに，先ほど美浦村の例をお挙げになりましたけれども，若干の差異もありますし，幼児虐待，いわゆる小学生以下の小さいお子様に対する虐待，これも大きな社会問題となっております。そういったことで，根底には日本のいわゆる社会的な問題が大きいんだろうというようには思いますけれども，そういった中で，ＣＡＰプログラムにつきましても先ほど答弁ございましたように，つくば市の例，それから美浦村での現在の状況等もございますので，そういった今後の推移を十分見きわめながら，また情報も得ながら研究してまいりたいと思います。

Ｐ連等での提案についてのお話もございましたけれども，そこまでの考えは今のところまだ至っていないという状況でございます。

それと，ちなみに議員さんの中にですね，このＣＡＰプログラムに非常に知識の豊富な議員さんがお隣にいらっしゃいまして，おそらく詳しいお話を聞いたわけじゃないんですけれども，このプログラムを実践する専門家養成講座というのがありまして，ＣＡＰスペシャリストという講座なん

ですけれども，それをお受けになった議員さんがいらっしゃるということで，そういった先生方からもいろいろな状況を勉強させていただきながら，今後私どもとしても知識を深めていきたいというふうに考えておりますので，これからもよろしくお願いしたいと思います。

○議長（久保谷実君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　大変にありがとうございました。アンケート調査も今後試みていただければというふうに考えております。ＣＡＰに関しても前向きに研究するというお話をいただき，大変にありがとうございました。

また，ホームページに関しましても，法テラスもホームページの中にアクセスできるようになるということをお聞きしましたので，実は私は議員なので法律的なことも何もわからないんですが，かなりの数で法的な相談が多いんですね。私もわからないので友達の弁護士にお願いしたり，司法書士の方にお願いしたりというふうなことを今までもやっていたんですけれども，こういった夜中でもアクセスして対応できるようなものが周知できれば，大変に喜ばれるのではないかなというふうに感じております。

あと，最後に，このアンケートを紹介して終わらせていただきたいと思います。私のとったアンケートの中で，これは抜粋させていただきましたけれども，例えば「日常生活のどのような場所で犯罪の被害に遭うのではないかなという不安を感じているのは，場所はどこか」ということを聞きましたところ，１番が60％で通勤通学路の道路上ということなんですね。２番目が公園ですね。３番目が自宅ということで，あとは駐車場とか大規模施設とか，いろいろ幾つかあったんですけれども，そういったことで，やはり通勤通学の道路上の危険性を非常に不安で思っている方が多いということがうかがい知れます。

また，１つの中には，「あなた自身が地域でどのように取り組み，そしてどのような対策が有効であると思いますか。あなた自身快適な安全なま

ちづくりをつくっていくためにはどうしますか」という問いに対しましては，いろいろな意見が出ましたけれども，一人ひとりの防犯意識を高めるということがやはり断トツでトップで，７割以上の方がそういうふうにおっしゃっていました。それには，２番目，地域内の道路や公園の暗がり，危険箇所の点検を行うですとか，防犯パトロール，先ほどの児童の登下校の通学路のパトロールを行う，それを徹底していきたいというふうな回答がありました。

また，最後，「地域の犯罪を防止するために，警察や行政に対してどのような役割を期待しますか」という問いに対して，先ほど町長からもお話ししていただきました，私も防犯灯に関しては何度か今までもお話ししたことがありますけれども，やはり防犯灯の街灯の整備が79％と，本当にトップです。明るい町にしてもらいたいと。２番目が地域での犯罪の発生状況に関する情報を提供してもらいたい。また，３番目が犯罪から身を守るための知識の提供をしてもらいたいということがベスト３になっておりました。あとは，警察による防犯キャンペーンですとか，組織づくり対策ですとか，防犯カメラの整備ですとか，いろいろな意見が出ましたけれども，こういった民間の声を聞いていくということも非常に大事ですので，どうかこれからも皆さんの小さな声を大きなものにしていくためにも，アンケートまたは事前調査を行っていただきたいというふうに思います。

これは茨城県警の地域安全マップですけれども，やはり中央から阿見町阿見，そのあたりが235件と，どうしても中央よりのところに犯罪が多い，住宅街とかに犯罪が多いという結果が出ておりますので，今後もこの防犯に関しては意識の向上を行政と住民が一体となって行うということを強く要望いたしまして，私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保谷実君）　これで５番紙井和美君の質問を終わります。

次に，18番佐藤幸明君の質問を許します。登壇願います。

〔１８番佐藤幸明君登壇〕

○１８番（佐藤幸明君）　町長，川田家に72年ぶりの男子，お孫さんの誕生，まことにおめでとうございます。心よりお祝いとお喜びを申し上げます。ともにお健やかに成長されますことをお祈りいたします。この小さな子供たちにきれいな地球を，美しい地球をよりきれいに，より美しい地球に。ある宇宙飛行士が言っていました，「地球は青かったと」。より青い地球としてよりよい地球環境を残すために，我々は子々孫々のために今何をすべきか，何をしなくちゃいけないのか考えたとき，次の２点を私は強くお願いする次第でございます。２点は，私の質問終了後直ちに取り組むべきと考えます。

それでは，通告に基づき一般質問させていただきます。

１点目として，食用廃油の回収について伺います。てんぷら油などとして利用された食用油は数回使うと使えなくなります。日本で推定される食用廃油は，54万トンから64万トンといわれております。このうち約半分，大口の消費者，ホテル，レストランなどです。この方々は廃油業者等が回収し処理しています。残りは焼却処分されております。現に阿見町のごみの出し方一覧表でも，燃えるごみに「使用済み油を固めたもの」と区分されております。何ともももったいない話であります。

食用廃油に化学処理を施したメチルエステルを主成分とした液体燃料，これがバイオディーゼル燃料です。ディーゼルエンジンの燃料としては着火性が良好なことなどとともに，粘度が適正であることが必要な条件となります。植物油はそのままでは粘度が高いため，粘度を下げる処理が必要であり，その１つの方法がエステル交換反応です。

植物油にメタノールとアルカリ触媒を加え，エステル交換反応と呼ばれる化学反応をさせ，軽油性状と同等なバイオディーゼル燃料を取り出します。その後，燃料の品質を高めるため，洗浄，脱水工程を終え，バイオディーゼル燃料が完成します。

当町においては，執行部の皆様方の御努力により，資源ごみの分別収集が徹底されております。その集積所に20リットルのポリ缶を置き，各家庭では２リットルぐらいのペットボトルに集めていただき，移し変え再生し，バイオディーゼル燃料としてディーゼル公用車の燃料にすべきだと考えます。

次に教育長に伺います。

多分町内で一番多くの食用油を使用するのは，学校給食センターではないかと思います。当然使えなくなった油もあるわけです。その廃油の量，廃油の処理方法，そしてまたその処理に経費がかかっているのかどうかを伺います。

廃食油を収集し，バイオディーゼル燃料とし活用している自治体が多くあります。平成９年より京都市が自治体として初めて回収。その後長野県箕輪町，岐阜県関市，東京稲城市，神奈川県大和市，埼玉県宮代町などがあります。県内においても日立市で７月から活用実験に乗り出しました。また，石岡ではごみ収集業者が装置をリース契約し，成果を上げております。先ほど申し上げましたが，当町で燃えるごみとして処理する。これでは焼却炉が傷むばかりでございます。熱い熱いと言っています。

350万くらいと聞いておりますが，装置を購入し，食用廃油を公用車の燃料として利用すべきと考えます。町長，教育長の御所見をお伺いいたします。

２点目として，遊休農地の活用についてお伺いします。

バイオディーゼル燃料の原料として利用できるのは，食用廃油だけではございません。ヒマワリ，菜種，大豆等，植物由来の油から生成できるのです。町内の遊休農地が目立つ昨今，このような植物の栽培を奨励すべきです。遊休農地の所有者は，荒らしては近隣所有者の迷惑にかかると，こまめにロータリーをかけております。晴れた日が続き，風が吹くとほこりとなり，道路の縁石がかぶってしまうほどです。業者に清掃委託するとき

もあります。そのようなこともなくなることでしょう。

隣の土浦市では，遊休農地に種採取用のヒマワリを栽培し，採取した種からバイオディーゼル燃料にし，市内の循環バスの燃料に使う事業に着手しております。県農業研究所では，中央農業総合研究センターとともにバイオディーゼル燃料向け採種の栽培技術を研究しております。県庁内ではバイオディーゼル燃料普及促進研究会を設置し，情報の収集，提供を始めました。このような機関と連携をし，成功をおさめていただきたい。

また，その中で阿見町にしかない，例えば大島なら椿油というように，そのようなある種の油の生産等も研究していただきたい。必ず阿見町の名産品になる，しなくちゃならない。そしてまた，予科練平和記念館のおみやげとしても最適であるように工夫していかなくちゃならないと思う。

以上２点，明快なる答弁をお願いするところでございます。５期目の議員が食用廃油の回収かとやゆするかもしれませんが，大きな問題なのです。京都議定書，1997年12月に採択され，2012年末までに先進国でCO_2の排出を５％削減するということが目標でございます。これは1990年の対比です。日本では2002年６月京都議定書を締結。温室効果ガス排出量を６％削減する，これも1990年対比です。義務を負っております。CO_2の排出量も年々増え，1990年より20％増えております。目標が達成できそうにない。20％増えて６％削減ですから，27.2％削減しなくちゃならない。到底できない。

私が申し上げたバイオディーゼル燃料，これは植物が原料です。植物は育つときにCO_2をどんどん吸収します。そして，燃料として使用する場合にはCO_2を排出しますけれども，軽油よりは少ない。要するに，CO_2の排出というのはプラ・マイゼロなんですよ。そういうことも考えていただいて，この２点，実施していただきたく，重ねてお願いを申し上げ，降壇いたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　お答えいたします。

まず，１点目の，てんぷら油等の食用廃油を回収し，軽油にかわるバイオディーゼル燃料に転換し，公用車等の燃料にすべきではないかという御意見についてであります。

バイオ燃料には主としてバイオエタノールとバイオディーゼル燃料の２種類がありまして，バイオエタノールは自動車のガソリンにかわる燃料で，バイオディーゼル燃料は軽油にかわる燃料であります。バイオディーゼル燃料は，菜種やヒマワリ等の油糧作物，廃食糧油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料であり，化石燃料に比べて大気中の二酸化炭素を増加させない特性を持ったバイオ燃料の１つと位置づけられております。

国では，バイオマス日本総合戦略推進会議において，国産バイオ燃料の大幅な拡大を進めており，茨城県でも現在関係各課，市町村を交えたバイオディーゼル燃料普及促進研究会を設置し，事業者，外部有識者等の意見を聞きながら，普及促進方策を検討していることについては，議員御指摘のとおりであります。

これらの取り組みは，地球温暖化防止や資源の有効利用による循環型社会形成，さらには地域の活性化や雇用の確保にもつながるものと大きく期待されております。しかしながら，幾つかの課題も考えられます。

１つは，軽油取引税の問題。２つには，公道を走行する際の道路交通法の問題。３つ目は，消防法上の危険物に該当するため，貯蔵・取り扱いの問題。４番目は，廃油が廃棄物に該当するため，廃棄物と清掃に関する法律との問題などであります。また，実施するに当たってはどのように廃油を回収するか，実施するのはどこか，初期投資は幾らぐらい必要か，採算は合うのか等の検討が必要であります。

こうした技術面や制度面での課題が数多く残されているため，国では2030年ごろまでの中長期的観点から，段階的に国産バイオ燃料を生産する

目標を立てております。町でも，国や県の対応の推移を見ながら情報を収集し，検討を進めていきたいと考えております。2030年というのは今からもう10年ちょっと先ですから，やはり本格的にこういうものを大々的に使っていく，そのためにはこのぐらいの年限は必要なんじゃないだろうか，そういうふうに考えます。

したがいまして，議員御質問のてんぷら油等の廃油を利用したバイオディーゼル燃料を公用車に使用する件については，今説明しました，議員もいろいろ研究されているようでありますけれども，そのような状況を踏まえ，今後町で行う検討の中で考えていきたいと思いますので，御理解をいただきたいと思います。

教育長関係は後にということで，次に，遊休農地の活用についてであります。

実際は遊休農地の活用ということと絡めてヒマワリ栽培という，その件ですので，遊休農地の活用そのものについて詳しい説明ということでないと思うんですけれども，一応遊休農地の活用というのは町にとっても非常に重要なことなので，まず，その点について説明をさせていただきます。

まず，当町の遊休農地の現状についてでありますが，経営耕地面積は2005年農林業センサスの結果によりますと，1,077ヘクタールであり，うち水田が571ヘクタール，畑が506ヘクタールであります。耕作放棄地面積は168ヘクタールであり，13.5％の耕作されていない農地ということになります。今後も農業従事者の高齢化や担い手の不足により，遊休農地の増加していく傾向が続くと思われます。

こういった状況の中で，町としての遊休農地に対しての取り組みを大まかに説明させていただきます。遊休農地活用対策というものが次第でありませんので，大まかに省略しながらお話ししますと，農業委員会の対応として，例えば鈴木地区の１ヘクタール，ちょうど見えるところでいろいろな形で利用していますね。トウモロコシをもぎ取る体験のための畑とか，

町内の保育園児がジャガイモ掘りに参加する，ああいう形で使っているようなところとか，あるいは実穀小学校付近の畑で使っているところがある。また，島津地区で南高梅の団地をつくっているとか，あるいはＪＡが主体となりまして，有限会社農援あみが遊休農地対策として４ヘクタール，そういう土地を借りて耕作しているとか，その他，上条地区ののらっくす農園で活用しているとか，いろいろな事例がありますけれども，この辺の数字を合わせたところで10ヘクタール未満ということであります。

そういうことで，今後の対策としては，長期的な対策としましては遊休農地を計画的に解消する必要があるわけでありまして，農業者同士で直接農地の貸し借りを行い，農地を集積する利用権設定促進事業とか，あるいは農地保有合理化法人を介して農地を集積する農地保有合理化事業に対して町としての支援を行うことで，担い手農家への土地利用集積を誘導するとか，さらには町全域を特定法人貸付事業を実施できる区域として位置づけまして，茨城かすみ農協と連携して，農業生産法人以外の法人であっても農地を借り，耕作ができる特定法人貸付事業を活用することにより，遊休農地の流動化を図り，法人の農業参入を計画的に進めること，いろいろな方策を活用しながら，この重要な耕作農地の活用対策を進めなきゃならないと考えているところであります。

そういうことを前提として，佐藤議員の質問は，そういう遊休農地があるんだから，そこを活用してヒマワリ等を栽培し，その種からバイオディーゼル燃料を生成したらどうかということであります。

こういう形が実現しますと，休耕田の活用とか，農地の荒廃防止につながる問題がありまして，環境の保全という観点から，また二酸化炭素の削減，あるいは農村の美しい景観形成や都市と農村との交流の場となる，そういう点でも非常に好ましいことだと考えられます。

しかしながら，これを本格的な形で遊休農地対策と直接結びつけてどんどん進めるという点については，先ほど説明したような技術面とか制度面

での課題がありますので，先ほど説明しました国とか県とかの取り組み，こういう推移を見ながら関係課で検討に取りかかりたいと考えております。したがいまして，ちょっと時間がかかるということになるかと思いますが，御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保谷実君）　教育長大﨑治美君，登壇願います。

〔教育長大﨑治美君登壇〕

○教育長（大﨑治美君）　私からは給食センターの廃油についてお答え申し上げます。給食センターの廃油の量と処理の方法について，今申し上げます。

給食センターでは，小・中学校及び保育所に１日当たり約5,000食の給食を提供しております。その提供の中で，廃油については平均しますと１カ月に約400キログラムから500キログラムの廃油が出ます。この処理につきましては専門業者に月に１回引き取っていただいているという現状でございます。なお，引き取り料は無料ということでお願いしております。

なお，引き取り業者はどういうふうに利用しているかといいますと，回収した廃油を印刷用のインク等にリサイクルしていると，そういう話でございます。

以上です。

○議長（久保谷実君）　18番佐藤幸明君。

○１８番（佐藤幸明君）　御答弁ありがとうございました。幾つかの問題があるというようなことでございましたが，私も質問の中で細かくは申し上げませんでしたが，この軽油引き取り税，これは100％その燃料を使う場合にはかかりません。それから道路交通法，これは車検証に燃料がガソリンとか軽油とか明記されておりますが，これも別な項目で燃料がこういうものだということで特定されます。そういうことでクリアできます。消防のほうはちょっと，消防長に相談するほかないんですが。

それから，廃棄物だということでございますが，先ほど申し上げました

実施している市町村，ここではリットル１円でもお金を払えば廃棄物とならないと。なんかそうらしいんですね。ただだから廃棄物になるというようなことで，１円で買い取るとか，例えば10リットルあればそれに相当した券をあげるとか，そうような形をして実際やっているところがあるわけでございます。ぜひそういうようなところもあるわけですから，クリアできることを一つ一つクリアしていただいて，やっていってほしいなと考えるところでございます。

それから，教育長ね。無料ということもこれ，今の時代，大変廃棄物を無料でお願いしていると。御苦労なさっているかなと思いますけれども，もっとうまい利用方法もあったんだなということを今日ひとつ頭に入れておいてください。お願いを申し上げる次第でございます。

町長の答弁の中でちょっと時間がかかるかなというような話がございましたが，そのちょっとを幾らかでも短くして，温かい地球を普通に戻していただきたい。そのように一人ひとりができることはやっていきましょうよ。阿見町にできれば阿見町でやる。そしてまた皆さん一人ひとりも温暖化防止に協力できることはやっていきましょうよ。そういうことをお願いし，質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保谷実君）　これで，18番佐藤幸明君の質問を終わります。

次に，13番天田富司男君の質問を許します。登壇願います。

〔１３番天田富司男君登壇〕

○１３番（天田富司男君）　佐藤議員の格調高い一般質問の後，本当にありがとうございます。また，議長におかれましては傍聴者が多いということで，いつもであるならば暫時休憩という状況であったのに，このような午前中に質問させていただくという名誉にあずかりまして，本当にありがとうございます。

さて，私は商工観光行政についてお尋ねいたします。この４月に機構再

編によって新しく商工観光課ができたわけであります。この商工観光課には，県から木内課長をお迎えした。町長もこの商工観光について，今から阿見町の１つの柱にしていこうという，そういう気構えではないかなと，そのような感じを受けております。

さて，この平成19年度の町政運営の中で，基本方針の中で町長はこの商工観光の振興策についてこのように述べておられます。「地域商業の振興については，商業者みずからが主体となって実施している阿見町商業振興会のポイントカード事業を引き続き支援・育成に努めていく。商工業に対する懇談会を定期的に開催することにより，商工業関係者と密接な関係を図りながら，地域経済の発展に努めていく。工業の振興については現在，誘致活動を行っている阿見東部工業団地への進出企業が８社となり，うち５社が操業開始しました。今後も誘致活動を推進し，町の将来にわたる財政基盤の安定的確保と，町民の就業機会の確保のために，県と連携を図りながら優良企業の早期誘致を推進していく。また，観光の振興については，漫遊いばらき観光キャンペーンの推進協議会と連携を図りながら，町の再発見に結びつくような観光資源の掘り起こしと，体験型観光の組織づくりに向けた取り組みに努めていく。そして，町の貴重な観光資源となる，予科練平和記念館を含めた霞ヶ浦平和記念公園を核とし，県及び霞ヶ浦周辺の市町村が参加する広域観光ネットワーク事業と連携を図りながら，観光の振興に努めていく」。このように所信で述べられております。

さて，今の日本の現状，また当町の現状，やはり格差社会と言われて，都市と地域との格差，大企業と零細中小企業の格差，これはひしひしと皆様に伝わってくるのではないかなと。私たちが若いころ，土浦の商店街はどうだったでしょう。特に傍聴者の皆さんのお年ごろであるならば，いかに土浦が商業都市として発展してきたか，そういうことはよく現実的にわかるのではないかな，そう感じております。

当町の今の現況の中で，今本当にどういう状況なのか，皆様もマイ・ア

ミショッピングセンターを御存じでしょう。ここに出店した多くの阿見町にとっては大事な大事な小売店業者，大多数の人が閉店の憂き目に遭っております。また，工業においてはどうでしょうか。ここ数年来，皆様も身近にいる，阿見町ではまあまあの工務店業者が倒産の憂き目に遭っている。この現状を考えたときに，今，阿見町と商工会とが本当になって連携しながら，この町の活性化，商工業の活性化をしていかなければならない，そういう状況ではないかと私は考えているわけであります。

そこで，私は６点ほど質問させていただきます。

まず，商工業の活性化対策，これは非常に大事な点なので，どうか積極的な答弁をお願いいたします。

２点目ですが，先ほど８社が来て５社が操業していると言いました。あれから半年がたち，東部工業団地の企業誘致の状況，今はどういう状況になっておられるのか。皆さん８月の広報あみ，またこの間来た９月の広報あみ，そこには行政改革特別委員会でいろいろなことをやってきました。そういう中で，広報あみへの，あとホームページへの広告掲載，現況では今どのような状況なのか，まず商工業についてはこの３点をお尋ねいたします。

また，４点目ですが，阿見町の観光振興策について，先ほどもここあと21年度には平和記念館，予科練記念館ができるわけであります。それに向けていろいろな意味での観光振興策をどうとらえていかれるのか，お尋ねを申し上げます。

５点目ですが，よく映画等で，この間もちょっと作者が問題になっていましたけれども，『下妻物語』等，やはり映画等フィルムコミッションを使った形での地域活性化，このことは阿見町でどういう考えを持っておられるのか。

そして，最後の６点目ですが，よく体験農業というようなことで農家と，またはその協同組合等々の連携の中で体験をしながら農作物をつくるとか，

そういうことをよく都市と地方とでやっております。最後に，体験型観光の組織づくりはどのようになっておられるのか，この６点，非常に大事な点なので積極的な答弁と，また町長においては答弁書になくても，何か頭によぎったら，こういうことということを答弁願いたいと思います。

○議長（久保谷実君）　それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時からといたします。

午前１１時５５分休憩

―――――――――――――――――――――

午後　１時００分再開

○議長（久保谷実君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　天田議員の商工観光行政についての御質問にお答えいたします。

初めに，１点目の商工業の活性化についてであります。町の商工業を取り巻く環境は，大規模店舗やロードサイド型店舗の進出により大きく変化し，消費者の地元商店離れが進んでおります。

このような現状を踏まえ，にぎわいのある魅力的な商店街づくりの実現には，各事業者が魅力ある個性的な店づくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため，町では商業まちづくり委員会や阿見ポイントカード，商工まつりへの補助や自治金融に対する利子補給などの支援により，地元商工会と協働したまちづくりを進めており，今後とも商工業の発展に有効な成果が見られるよう，引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに，商工会と十分な協議を重ね，意欲のある事業者の提案による「がんばる商店街支援事業」などの各種補助事業を取り入れながら，町の商工業の振興を図ってまいります。

次に，２点目の東部工業団地の企業誘致の状況についてであります。

当工業団地につきましては，県の各般にわたる企業誘致策に加え，町としましても固定資産税相当額を３か年にわたり奨励金として交付するなどの優遇措置を設け，これらの効果等が相まって，着実な企業進出を見ているところであります。

特に本年３月，圏央道が阿見東インターチェンジまで開通した効果は大きく，ここに来て急速な企業立地と操業が相次いでいる状況にあります。なお，件数で申し上げますと，現在13社が立地し，うち10社が操業しており，立地率は全体の49％となります。

今後の企業誘致に当たりましては，昨今の景気拡大基調により企業の設備投資の増大が見込まれることから，圏央道開通効果等による当団地の優位性をＰＲし，県企業局と連携を図りながら，東京・大阪などの全国主要都市において積極的な誘致活動を進めていくこととしております。

また，紹介手数料制度の活用により，町内の企業から関連企業の立地計画等の情報を集めるなど，優良企業の早期誘致を実現し，町の工業振興を図ってまいります。

加えて，阿見東部工業団地においては，企業進出に伴う新たな雇用の創出も見込まれることから，今後の企業誘致活動を促進させる上でも，進出企業の求人情報の提供を行うなど，地元雇用対策を早急に進めてまいりたいと考えております。

次に，３点目の阿見町の広告掲載についてであります。

町では地元産業の振興を図るとともに，自主財源を確保するため，本年４月に「阿見町広告掲載要綱」を制定し，町内に住所または事業所，もしくは店舗を有する者，並びに町内に出店を予定している者を対象として，「広報あみ」と町のホームページを活用した，有料広告の掲載事業を始めたところであります。

現在までの広告掲載の利用状況は，広報紙への掲載が５件，ホームペー

ジへの掲載が３件，合計８件となっております。これからもあらゆる機会をとらえ，有料広告掲載に対するＰＲを積極的に行い，町の産業振興を図ってまいりたいと考えております。

次に，４点目の阿見町の観光振興策についてでありますが，町内においては，従来はこれといった売り込む観光商品がなかったため，まず，町内に埋もれている観光資源を発掘していくことが重要であると考えております。このことから，大学教授等の有識者，ＮＰＯ・ボランティア等地域代表者の方々の協力を得て，町内の豊かな自然，文化や歴史，豊富な食材など数多くの資源を再発見・再価値化し，観光振興のきっかけづくりを行う「阿見町観光プロデュース事業」を実施してまいりたいと考えております。

そして，この中では予科練平和記念館を核とする霞ヶ浦湖畔を生かした観光や，町の木に制定されている桜を生かした観光，収穫体験等の体験観光などについて検討してまいります。

また，これらの観光を広くＰＲするため，広報紙やホームページへの掲載や，県・県観光物産協会などと連携した観光物産キャンペーンを展開するなどのＰＲ活動を行ってまいります。

次に，５点目のフィルムコミッション活用による地域活性化についてであります。

フィルムコミッション活動を行うことは，撮影隊が飲食等に支払う直接的な経済効果のほかに，映画やドラマ等の撮影場所を訪れる観光客によって間接的な経済効果がもたらされ，地域の活性化につながるものと考えております。

阿見町は圏央道の開通により都心からのアクセス時間が短縮されたことや，豊かな自然環境，由緒ある神社仏閣が点在していることなど，フィルムコミッションの条件にも恵まれております。今後は撮影場所や撮影隊等の受け入れ態勢などの課題を整理するなど，フィルムコミッションの設立について検討をしてまいりたいと考えております。

次に，６点目の体験型観光の組織づくりについてであります。

近年，観光客のニーズは多様化してきており，見学するだけの観光にとどまらず，収穫体験や工場見学などの学びや体験をテーマとした観光が注目されております。このため，町の豊かな自然を生かしたタケノコやヤーコン等の収穫体験や，町内に数多く立地する企業の工場見学等を行う産業観光など，町ならではの体験型観光を推進し，誘客の促進に努めてまいります。なお，推進に当たりましては，農業，商工業等に携わる関係者と連携を密にし，事業展開を図ってまいりたいと考えております。

○議長（久保谷実君）　13番天田富司男君。

○１３番（天田富司男君）　御答弁ありがとうございます。

聞いているとなかなか積極的な感じはちょっと受けなかったような気がします。その中で，東部工業団地の工場の誘致は進んできているということですね，やはり圏央道ができたということで。しかし，まだまだ，そういう面でもまだ49％の立地であるということでありますので，じゃ，今後どういう形で進めていったらいいのかという，そういうことも踏まえた中で，１つアドバイザーボード制度，そういう設置というか，やはり大手の企業が相当阿見町にありますよね。既存にずっとあった三菱化学とか，協和発酵，今回も協和発酵では随分生産ラインを大きくしたというようなことで書いてありますし，キャノンがあり，ツムラ順天堂等があります。こういう人たちの役員等をやはりアドバイザー等にして，やはり大きな流れの中で工場誘致を進めていく，こういうことも大事なのかなと思うんですけれども，そういう点，やはりアドバイザリーボード設置，こういうものを設置していく，そういう考えがあるのかどうか，まず１点お尋ねいたします。

あと，ここはやはりまだ広告のほう，あみ広報に対する広告のほうもなかなか進んでいない。この間の新聞では神栖と阿見町がなかなか苦戦しているというような，こういう話がありますけれども，やはりこの問題もで

すね，やはり商工観光課ができた以上は，やはり自分たちが営業マンとして一生懸命働いていく。そういう面でブースが埋まらないという，そういう状況。ホームページの場合はなかなか厳しいですけれども，あみ広報のブースが埋まらないというような状況は，やはりつくってはいけない。そういう点で，やはり営業をかける。それにはやはり商工業者との対応も大事かなと思うので，この点はどのような考えを持っておられるのか。

あとですね，観光についてはですね，やはり予科練平和記念公園ができるということで，私の後でも細田議員が質問はするんですけれども，私とちょっと考え方も違うような状況なので，私は大室のストックヤードの問題，これはやはりいかに民活を使って活性化していくかということを，やはり町でも考える。それにはやはりさっき言った大手の企業，この人たちのアドバイザーに入れて，どういうものができるかということもやはり大きな指標になってくるのかな。

そして，その近辺の蓮田にしても何にしても，１つのオーナー制度等をつくりながら，やはり今，私たち団塊の世代の人たちは，ハスの実を食べていろいろ損をしたということもあるので，そういう面では今，団塊の世代の人たちがそういうところに回帰してくるという，そういう状況もできるのかなと思うので，こういうことも考えながらやっていっていただきたいと思うんですけれども，どうでしょうか。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。

まず，東部工業団地のほうの企業誘致の件なんですけれども，アドバイザー制度という御提案をいただきましたけれども，今，町のほうでは茨城県の企業局と協力しまして，町内及び周辺の市町村の企業のほうに訪問活動をしております。いろいろな情報を提供していただきたいと。こちらの情報も提供しますけれども，そういったお願いをしておりますし，それか

ら，町内の，先ほど大手企業というお話がありましたけれども，そういった企業の方が参加していただいている「工業に関する懇談会」を開催しておりまして，そちらのほうでもいろいろな情報を，こちらからもお願いしますし，提供をお願いしているところです。そういったことを進めておりますので，今申し上げたことを進めながら，議員の御提案のことも検討させていただきたいと思います。

２点目の広告掲載を拡大していくという件でございます。今のところですね，時期はばらばらなんですけれども，広報のほう，６区画埋まっていると。おかげさまで埋まっているという状況です。これからもですね，いろいろな機会ですね，今申し上げました工業の懇談会とかですね，区長会のときもちょっとＰＲさせていただいたんですけれども，それから商工会との懇談会，その他あらゆる機会を使いまして，こういったＰＲしてどんどん掲載していただけるように進めていきたいと思います。

それと３点目の観光に関して，大室ストックヤードの御提案をいただきました。ストックヤードを今後どういうふうに活用していくのかと，どういうふうに進めるのかという検討はずっと継続して行っておりまして，その中で市民農園をやるのもいいんじゃないかというようなことで，まだまだ検討の段階ですけれども，そういったことを検討しておりますので，またこれもいろいろな方のアドバイスをいただきながら，今後の活用を検討していきたいと考えているところです。

○議長（久保谷実君）　13番天田富司男君。

○１３番（天田富司男君）　いろいろおありでしょうけれども，まず，やはり早めに埋めていくという，企業誘致の場合は埋めていく。やはり大手企業は非常に広範囲な情報を持っているのでですね，やはりそういう面では頻繁な形で情報交換をしていくということが大事かなと思うので，この点は積極的にやっていただきたい。

あと商工会との関係なんですけれども，私の知っている人はあまり頻繁

に，この答弁の中では結構会をしているというようなことなんですけれども，そういう面ではあまりしていないというような話が多いんですね。だから，この点はやはりなるべくその部門，部門によってやはり違うわけだから，ポイントカードの問題等はポイントカードの関係の人たちと話をするとか，そういう形に持っていかないとまずいのかなと思うんです。

特に活性化策はぱっと読んだ限りでは，なかなか具体的なものが出てないということで，自治金融の利子補給を少し調べてみたら，14年度には1,550万の上の利息を一般会計のほうで負担しているわけですけれども，18年には1,059万，約500万ぐらい減になっているわけですよね。やはりこういうものを減になった分，全部じゃないんですけれども，そういう面ではやはり地域振興券等の活用をしていく。これも商工会との話し合いで，やはり商業部会とか，そういう部会の人たちと一緒になってやっていく。

ただ，これもやはり商工会が積極的にそういう面で，やはり行政に働きかけていくということが大事だと思う。いつも町長が言うように，自分たちで動かないでこちらでやれやれというのでは，これはだめなので，やはりそういう面では商工会のほうも積極的に今後やっていくような話でありますので，やはり地域振興券等を使った中での活性化策，このことを考えていってもらいたい。この点はどのような考えを持っておられるのか，お尋ねいたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。

まず，商工会との協議とかという件なんですけれども，町と商工会で商工業の懇談会というのを定期的に，年２回ということで実施しております。昨年は１回だったのですけれども，今年は既にもう一度実施して，いろいろな情報交換・協議をしております。

それと，さわやかフェアとか商工まつりの合同開催とかですね，この前

の３月の圏央道の開通のときにはイベントを開催するということで，商工会さんと一緒にやらせていただきました。

それと，例の予科練平和記念館の中の物産館に関する会議ということで，町のほうで，町が主体になって物産館をつくるということではないんですけれども，前からですね，商工会，それからＪＡさんに会議を呼びかけまして，これからどういうふうに進めていくかと，町の情報もどんどん提供して考えてくれというようなことで，何度か協議した経緯はございます。

それと地域振興券の件ですけれども，今年度はですね，敬老会のほうでまた商品ということで振興券を復活しています。今年はそういったことで，一度は使わなくなったものを復活しておりますので，またそれを継続しながら，拡大も考えていきたいと思います。

○議長（久保谷実君）　13番天田富司男君。

○１３番（天田富司男君）　今の答弁で２回というようなことを言っていましたよね。やはり商工観光課というものができた以上は，やはり商工行政に対してもう少し積極的に商工会とかかわっていくという，これ，大事だと思うんですよね。年に２回というのは少し少ないんじゃないかな。

また，何も商工会の人に来てもらって話しするとか，いろいろできるわけだから，もう少し密にやはりやっていかないとだめなんじゃないかなと。特に振興券あたりは，やはり商工会とよく検討してやっていけば十分できることだと思うんですよ。やはり商工会にも金は出してもらって，町も幾らかその中で出していく。200万あれば2,200万の地域振興券を発行できるぐらいの状況になるわけだから，そこら辺をやはりきちんと考えていって。やはり田舎なんか抜本的な改革ってできないんだから，どうしたってそういう小手先の中でやはり地域を活性化させていくということが大事だと思うんで，ここら辺はきちんと考えていってもらいたいなと思うんです。

先ほど物産館が出たけれども，物産館の場合はやはり関係の人たちがきちんと集まって，特に要求が出たときに町はこういうことはできるけれど

も，あとはこうだよって，やはりきちんとした話し合いのもと，やはりきちんと解決してもらいたい。いつも検討しているだなんだって，いつも同じような答えが出てくるので，そういう面でやはり関係者と一緒になってきちんと町でできること，もしも商工会でできること，農業関係でできること，それをやはりきちんと精査して，やはりきちんとやっていかないと，いつも同じ答弁になってしまうのでね。これはやはりきちんと精査してもらいたいということをお願いして，私の質問を終わります。

○議長（久保谷実君）　これで13番天田富司男君の質問を終わります。

次に，７番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

〔７番石井早苗君登壇〕

○７番（石井早苗君）　通告に従いまして，町長に２点，教育長に１点のお尋ねをいたします。この私の質問の目的は，町の農産物の販路拡大と未来のある子供たちに安全・安心の阿見野菜を食べ続けてもらいたいとの願いからでございます。

さて，既に皆さんが御承知のごとく，茨城県は日本の中では２位と３位を千葉県と互いに競い合う農業県であり，さまざまな農産物の南限と北限に位置していると言われていて，大げさに言えばできないものはないとさえ言われているほど，気候的，地理的条件を備えております。

さらに，阿見町は平坦な関東平野の中にあって，温暖な気候風土と東京という一大消費地に近く，道路網の整備も行われ，新鮮さが売り物の農産物の輸送に格段の理があり，農業には非常に恵まれた環境にあると思われます。

ところが，先ほどから出ておりますように，遊休耕作地は県内でもワースト３に数えられてしまっているありさまでございます。我が国の食糧自給率は40％を既に切っておりますが，この現状をかんがみても，農業振興は有効手段をもってすぐにでも取り組まねばならない重要施策の１つであります。これにこたえるべく，当町は町長の肝いりで，平成16年に農業対

策推進会議を立ち上げ，この中から町内産の野菜のブランド化を図り，まず，町民に安全・安心の阿見野菜を認識，愛用してもらおうと，阿見町推奨農産物シールが昨年誕生いたしましたが，いま一つ町民に浸透していないと思われます。町の中でも目に触れることが非常に少ない。時あたかも地球温暖化防止のために二酸化炭素削減が叫ばれていて，その１つの手段としても地産地消と旬の野菜の使用が求められております。

そこで，阿見町推奨農産物シール使用拡大の今後の戦略と展望をお聞かせください。

次に，現在，当町でも行われている「いばらきを食べよう学校給食推進事業」に日常的に食卓に乗る野菜を取り入れられないものかを質問いたします。

県でも力を入れている事業の１つ，「いばらきを食べよう学校給食推進事業」に阿見町も応募して，平成18年にスイカとレンコン，今年度はメロンとヤーコンを組み入れて補助をいただいているそうですが，確かにスイカ，レンコン，メロン，ヤーコンは町の特産品としてある程度の知名度を保っておりますが，私たちが日常毎日食卓に乗せられるものではありません。

ここで，皆さん，ちょっと想像してみてください。夕げの食卓を囲みながら学校から帰ってきた子供が，「ねえ，お母さん。今日給食で阿見町特産のヤーコン」，これはスイカでもレンコンでも同じですが，「ヤーコンを食べたよ。ねえ，これこれこれ。こんなにいいことがいっぱいあるんだってさ」と言ったとしても，親が親しんでいない食材，調理法も限られている食材を母親が次の日に買うでしょうか。日常的に食卓に乗せる野菜であれば，次のときに買う。今度こそ買ってみようとか思ってもらえるのではないでしょうか。あるいは，親と買い物に行った折に，子供が「お母さん，これ，阿見の野菜だよ」と言って親の買い物かごに入れたり，あるいはその子供が成長して１人で買い物に行くときに，この阿見町推奨シール

添付の野菜を手にとってかごに入れてくれるようになってほしいと私は願っております。

幼少のうちから町の農産物に誇りと愛着を感じるようになってくれればと思っております。この一人ひとりの心意気が阿見の農業者を元気づけ，頑張る気持ちを持ち続けてくれるのではないでしょうか。輸入野菜の残留農薬の毒性がマスコミをにぎわし，安全・安心の食材に人々の目が向けられている今がチャンスだと思います。年間を通して買われる野菜，例えばジャガイモ，ニンジン，タマネギ，ホウレンソウなど，その町産品として組み入れていただきたいと思っておりますが，いかがでしょうか。

次に第３点は，教育長にお尋ねいたします。

この夏，児童福祉課が児童館の児童を対象にして，町食生活改善推進委員を指導員として，エプロンシアターを見せた後，児童たちが土のついた野菜に触れ，調理し，それをいただくという体験学習をいたしました。参加した児童たちは，「楽しかった」，「肉を切るのが難しかった」，「苦手な野菜も食べられた」などなど，生き生きとした感想を述べてくれました。

そこで，この事業をさらに発展拡大させていただいて，小学校単位で各公民館を利用して，地場産の野菜を使って開催すれば，幾分なりとも販路が拡大し，子供たちから「安全・安心の阿見野菜」が浸透し，食育も大いに広がりを見せると思うのですが，教育委員会として御協力をいただけないかをお尋ねいたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　石井議員の質問にお答えいたします。

まず１点目であります。地産地消は，消費者の食に対する安全・安心指向の高まりを背景に，地元で生産された食物を地元で消費することを目的

とした取り組みであります。

地産地消の利点としては，１つ目に産地が近いので新鮮で，季節に応じた旬のものが味わえること。２つ目に消費者は生産者がわかる，生産されたものが身近に感じることができ，逆に生産者は消費者の意見を直接聞くことで，今後生産していく上で参考になり，そこに生産者と消費者のコミュニケーションが生まれること。３つ目には，運搬距離が短く，包装も簡単に済むことから，CO_2削減を初めとした省エネルギーにつながるという利点があります。

全国各地においても市町村それぞれの特色を生かした地産地消に取り組んでいる中で，阿見町では農業対策推進会議の提言を受け，平成18年度から阿見町農産物推奨シールの取り組みを行っております。

まず，阿見町農産物推奨シールの説明ですが，阿見町で生産された対象農産物に町独自の推奨シールを張ることで，地場農産物を積極的にアピールし，農業生産拡大と販売促進を図るものであります。また，阿見町農産物推奨シールの張られた農産物については，生産履歴等を確認責任者がチェックすることが推奨シールを交付する条件となっておりますので，食品の情報を正しく伝えていくトレーサビリティシステムに対応しているということになります。

平成18年度は事業初年度ということもあり，白菜，レンコン，ホウレンソウに計3,000枚交付し，町内の産直所やスーパーで販売を行いました。平成19年度は，昨年度の実績・反省点を踏まえ，品目の追加や申請手続の簡略化等を行った結果，９月現在で，ナス，白菜，キュウリ，スイカ，落花生，トウモロコシ，ネギ，ブドウに対して計１万900枚を交付しており，町内各産直所やスーパー店頭に販売されております。

シールに対する反応として消費者サイドからは「同じ値段ならシールが張られたほうを買う」という意見が多く，また生産者サイドからは「シールを張ると売れるのでまた張りたい」という意見が聞かれます。

施行２年目でまだ町民への浸透は十分とはいえないため，周知啓発活動としてシールが張られた農産物が並ぶ町内３カ所の産直所やスーパーの店頭に，大・小ののぼりを掲示したチラシの配布を行うとともに，広報あみ８月号への掲載を実施いたしました。

今後も町ホームページや広報あみへの掲載，町イベント等による宣伝活動を通じ，町民への周知を図るとともに，町内農業生産者への働きかけを行い，町内の産直所，スーパーの地場野菜コーナーにはシールが張られた多くの地場産野菜が並ぶ環境づくりを進めることで，町民の目に触れ，手に取る機会を増やし，地産地消につなげていきたいと考えております。

○議長（久保谷実君）　教育長大﨑治美君，登壇願います。

〔教育長大﨑治美君登壇〕

○教育長（大﨑治美君）　２番目の答弁でございますけれども，学校給食に関係していますので，私，教育長から答弁いたします。

２点目の「いばらきを食べよう学校給食推進事業」を活用し，学校給食における地産地消を進めてはどうかという質問にお答え申し上げます。

ただいま町長から町の地産地消対策について説明がありましたが，先ほど申しましたように，私からは学校給食における地元産食材の使用状況についてお答え申し上げます。

地元産の食材については以前から活用を進めており，また議員御質問の「いばらきを食べよう学校給食推進事業」についても，これは農業振興課の所管になりますが，平成18年度と本年度の２か年事業で取り組んでいるところです。

その内容については，議員の御質問にもありますように，平成18年度は７月にスイカ，12月にヤーコン，１月にレンコンを使用し，毎回モデル校に生産者，給食センター栄養士，担当者が出向き，児童生徒に対し食材についての説明をしながら，地元農産物に興味と親しみを持ってもらい，さらに健全な食生活の実践につなげていく取り組みをしております。これは，

３点目にある食育の質問にも関連していることでございます。

さらに，本年度は６月にスイカ，７月にメロンのほか，これからヤーコンとレンコンが予定されています。これら以外でも，給食センターにおける材料調達の中で，茨城県の食材については，17年度の集計でございますが，米，レンコン，スイカ，白菜，ゴボウ，サツマイモ，モヤシ，チンゲン菜が100％，長ネギが96％，ホウレンソウ，キャベツが85％，カボチャが77％，キュウリが70％，大根が59％となっており，地産地消がかなり進んでおります。

また，給食センターでは，野菜については月２回の入札を実施して，日常学校給食に提供されていることの多い食材については，可能な限り県産物または町産物の食材を使用するようにしております。今後も安全・安心の学校給食の提供に努めてまいりますので，このような活動に対しまして御理解をいただきたいと，かように思っております。

次に，３点目ですけれども，食育の事業拡大について，お答えします。

地元産の食材を小学校の調理実習に取り入れて食育を充実させてはどうかという質問でございます。

先ほど申し上げましたように「いばらきを食べよう学校給食推進事業」，これも重要な食育事業の１つですが，このほか給食センターでは，阿見独自としまして毎月「給食だより」，「献立予定表」こういうものをつくりまして児童生徒を通じて各家庭に配布して，食育の一助としております。

その内容は，食材の紹介はもちろんのこと，正しい食事のあり方や食中毒の問題など，食育全般にわたる内容などとなっており，毎回これを楽しみにしているという，保護者から大変な好評を得ているところでございます。さらに年間計画としまして，各学校に給食時間に合わせて給食センターの職員と栄養士による学校訪問を実施しております。

議員から提案がございました調理実習でございますが，小学校の５年生，６年生で家庭科の授業が年間60時間前後ございます。この家庭科の授業の

中に衣食住に関して学習をしておりますが，調理の実習も組み込まれております。材料につきましては，児童が持ってきて実習する場合と，また学校で準備する場合とがございます。

これら調理実習に地元産の食材を取り入れることとしますと，授業の時期と食材の生産時期，また加工作業の時間と授業時間の問題など検討しなければならない問題も幾つかございます。それでも学校以外の場所での提案のような児童館活動，公民館活動，ふれあい地区館活動，各地域の子供会の活動など，地域や家庭で行っている食育活動は今後もますます拡大させていくということを考えております。

いずれにしましても，楽しい食事や給食を通して，児童生徒一人ひとりが望ましい食事習慣を身につけ，生涯にわたって健康で，生き生きとした生活を送れるように，食育の充実については今後とも研究していきたいと，かように考えております。

○議長（久保谷実君）　７番石井早苗君。

○７番（石井早苗君）　御答弁ありがとうございました。

ただいまの御答弁を伺いましてですね，推奨シールに関してですが，これから今年は１万900を出したということで，これからどんどん拡大していくとは言っておりますが，一応自分たちの評価とそれから目標などはきちんと挙げておかないと，課題がつかめないのではないかと思うものですから，お伺いしたいなと思っております。

それから広報に８月号に載せていただいたということなんですが，私前にチャイルドシートに対してお伺いしたときに，毎月出るたびに載せると言っていました。ですから，チャイルドシートが毎月載せられるならば，この安全・安心の野菜のシールも毎月載せられるのじゃないかと思うので，あきらめずに，場所があったらいつでも載せてもらうように努力していただきたいなと思っていますが，いかがなんでしょうか。

それから，給食でございますが，今，教育長からお答えいただきまして，

いろいろと活用していただいているということはありがたいと思っております。しかし，私が望んでいるのは阿見町の農業の活性化を望んでいるものですから，茨城産ではなく阿見町産を使っていただきたいものなんです。

ですから，それでしたらば，地元の農家の方でしたら打ち合わせでも何でも，忙しいでしょうけれども時間は割いていただけると思います。ですから，本当に栄養士さんと先生と生産者と密に連絡をとってですね，この時期にはこういうものを使いたいんだけれども，つくってもらえるかとか，できているものを使うんでなくて，つくってもらうという方向に持っていっていただきたいと思って質問させていただいております。

そういう意味で，例えば学校の授業時間を今伺いますと，大変制約があるということなので，公民館を使って，週休２日がありますので，その週休対策にでも年間計画を立ててやっていただけないものかと思っておりますが，いかがでしょうか。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。

１点目の推奨シールの評価，目標等の件でございます。この推奨シールにつきましては，農業対策推進会議のほうで議論していただいて，提案していただいた事業でございます。ですので，昨年提案していただいて，今年の農業対策推進会議のほうで昨年の結果ということで評価をされております。

結果として，１年目はあまり進まなかったということで，進まない原因ということで，そのシールの申請の手続が煩雑だったというのが１点挙げられる。あと，確認責任者が不足していたのと，３点目でＰＲが不足していたというような評価がありまして，これらについてそれぞれ，例えば申請についてはもっと簡略化しましょうということで，手続の規則も変えましたし，それから確認責任者も増やしていこうということで取り組んでお

ります。さらにＰＲにつきましては，いろいろなのぼりを，先ほど申し上げましたようにのぼりをいろいろな場所に立てたり，それから広報でも啓発をしているところです。

そういった評価をされた結果で，今年度取り組みをしているというところでございます。

できるだけ多くの町内の野菜を，こういったシールを張っていただきたいということで，数の目標はまだ立っておりませんけれども，できるだけ多くしたいということでございます。

それから広報のほうに毎月載せたらどうかという件ですけれども，ＰＲをどんどん進めていくというふうなことで取り組んでおりますので，できるだけ回数を多く掲載したいというふうに考えています。

○議長（久保谷実君）　教育次長兼学校教育課長松本功志君。

○教育次長兼学校教育課長（松本功志君）　学校給食に地元産の野菜をもう少し使ってはどうかというようなことでございますけれども，ただいま教育長のほうから答弁いたしました「いばらきを食べよう学校給食推進事業」，これにつきましては事業主体が県・町・農協ということになってございます。事業におけます食材の拡大に関しましては，地産地消と，それからもう一つの側面として，地場産業の育成，地元農業の育成というような両面からの町の農業振興対策と学校での生産者のお話会なんていうのもあるんですけれども，そういったことに対して農家，主に専業農家さんの対応になるんだろうと思いますけれども，農家御自身のそういった学校に出向く場合の対応についても配慮しなければいけないというふうにも思います。

そういったことで，これまでも町内部では農業振興課，学校給食センター，それと各学校との連携のもとにこの事業を実施しているところでございます。今後もこうした連携のもとに事業を進められるんだろうというふうに考えております。なお，この事業については２か年事業ということで，

18年度，19年度の事業ということになります。今後の事業の実績，効果というものも当然検証しながら，今後については検討されていくものかと思います。

いずれにしましても，こうしたいろいろな機会をとらえて，子供に対しての食育を進めるということは非常に大切なことであると思っておりまして，議員御指摘のとおりということでございます。

現在の取り組みをより充実させるように，学校教育とそれから議員御提案の社会教育とか，ほかの分野での対応，両面から進めていくことが必要かなと考えております。

先ほどお話のございましたあるものを調達するのではなくて，農家の方に合わせてつくってもらってはどうかというようなことでございますが，学校給食全体の数から見れば，先ほど教育長が申し上げた家庭科の学習については，５年生，６年生，年間60時間の中で数時間が調理実習に充てられるということですから，調達する食材の量としては全体の給食から比べれば，比較すればごくわずかな量。それを農家の方につくっていただくということについては，農家御自身のほうの対応がちょっと難しい部分もあるんであろうというように思いますので，極力学校の先生方も地元産を使いたいという御希望もあるようですので，その辺は先ほど教育長が答弁したように，その授業のやり方ですね，それと，それに必要な食材の量，農家の方の作付の量，そういったことをいろいろな面から整合性をとっていかねばならないのではないかというように考えております。

もう一つ別な場面でということ，週５日対策のお話もございましたが，これにつきましても現在週５日対策ということで，子供の居場所づくり事業というのを各学校で，年間数日なんですけれども，やっております。そういった事業の中に調理実習なんかも取り入れられればいいなというように考えられるところもございますので，いろいろな機会にそういった働きかけもしていきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷実君）　７番石井早苗君。
○７番（石井早苗君）　前向きな御答弁ありがとうございました。
シールに関してでございますけれども，私がお伺いしたところ，ただいま無料配布ということを伺っております。このシールが私の思いますのにはですね，無料配布で大変結構だと思いますが，行き渡って，皆さんの認知度が高くなった時点では有料にして，その基金を不作のときとか，それから価格下落などの対処金にできないものでしょうか。そういうことには回せないのかどうか，ちょっと伺いたいと思います。
それと，あと給食なんですが，麻生町ではたしかチンゲン菜をそのいばらきを食べようで取り入れたんですが，朝どりを農家にお願いして，その時期につくってくれと頼んで，朝どりをしてもらったその新鮮な野菜をですね，シルバー人材センターの方にお願いして集荷してもらって，給食に使って，大変子供たちから喜ばれたということも聞いておりますので，そういういろいろな方法があるということは御存知だろうとは思いますが，手を尽くして，なるべく地元産を使っていただきたい。
今，本当に阿見町の農家は減ってきていますよね。肌で感じてわかるほどだと思いますので，有効な手段だったら何一つ逃さず取り組んでいきたいと思っておりますので，その小さな手段がだんだん積み重なって，地元の農家の方が元気になれるのであれば，私たちも消費者として力を添えたいと思いますので，ぜひなおなおの努力をしていただきたいと思っております。最後の１つ，お願いいたします。
○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。
○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。
推奨シールを有料にしたらどうかと，かなり行き渡ってからというお話ですけれども，今のところですね，まだまだ行き渡っていない，認知度も低いというふうに私ども認識しております。ですので，この継続，拡大を

する，ＰＲをするというのを今後継続はしていきたいと思います。それで，かなり行き渡ってきたというような時点ではですね，先ほど申し上げました農業対策推進会議のほうで毎年評価と検討がなされておりますので，そちらのほうに検討をお願いしまして，今，議員御提案のようなことを検討させていただきたいと思います。

○議長（久保谷実君）　７番石井早苗君。

○７番（石井早苗君）　ありがとうございました。

本当に農業が，遊休耕作地がどんどん増えるということの１つに，農業がもうからない仕事だというのが一番の問題だと思います。きつい，汚い割にはもうからない。それをやはり売れる農業にしていくのが一番の問題だと思いますので，町としてもできる手段を本当に一つ一つつぶしていくつもりで取り組んでいっていただきたいと思いますので，よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（久保谷実君）　これで７番石井早苗君の質問を終わります。

次に，21番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔２１番細田正幸君登壇〕

○２１番（細田正幸君）　私は，提出しました１問について，一般質問したいと思います。霞ヶ浦を阿見町の観光資源として活用する具体化を，というテーマでございます。

霞ヶ浦湖岸公園構想のメーン施設として，予科練平和記念館構想が具体化されますが，そのほかの霞ヶ浦湖岸の公園計画はなされておりません。新たに商工観光課が阿見町に発足したのですから，湖岸公園構想の一環として今から計画し，準備を具体化する必要があるのではないかと思います。

内容としては，湖岸の道路をサイクリングロードにする。それから今，年１回か２回花が栽培されております大室ストックヤード，これは7.5ヘクタールという大きな面積ですけれども，これを花の公園として整備する。

それから，大室地先の湖岸ですけれども，現地を見てみますると，あの湖岸，約300メートルぐらいはコンクリートの護岸で現在，いわゆる植生ですね，それは１つもございません。この部分を砂浜にして環境をよくする。砂浜にすることによって湖岸が利用できるし，また水の浄化にもつながっていくのではないかというふうに思います。砂浜にすれば，今，手軽に川や湖沼，それから海などでカヌー遊びなんかがやられるようになっております。そういう場所ができれば，霞ヶ浦でもカヌーの遊び場としても利用できるのではないかというふうに思います。

また，湖岸の景観をよくするために植栽をする。これは前に提案したことがありますけれども，具体的には霞ヶ浦の反対側ですね，反対側の湖岸には植栽されて並木になっている場所などもございます。また，阿見町でも島津の一部ですね，三角地がありますけれども，そこに植栽してあります。しかし，その後の手入れというか，土地の状況が悪いんだと思いますけれども，桜の大きい木を植えても全部現在は枯れていると，そういうような状況になっております。せっかく桜の木を植えたのですから，やはり枯れないような土壌改良して，きちんと植え直すということなども必要ではないかというふうに思います。

今，いろいろ提案をいたしましたけれども，霞ヶ浦の例えば砂浜化などは国土交通省の，霞ヶ浦の管理ですからこれなどは国土交通省などと協議，提案すれば国の事業として，町がお金をかけなくても実現可能ではないかというふうに思います。この砂浜の問題では，土浦市で砂浜の計画をして，地元から反対されたという経過が今年ございました。これは聞いてみましたらば，いわゆるヨシとか，そういう植生があるところをわざわざつぶして砂浜にする，それはむだではないかということで地元の反対があったというのが実情でございます。そういうことを考えれば，大室の湖岸は，今何もないわけですから，かえってやりやすいのではないかというふうに思います。

予科練平和記念館事業と並行してこれらの整備を進めれば，より霞ヶ浦の相乗効果が高まるのではないでしょうか。阿見町の第５次総合計画の中でも霞ヶ浦湖岸公園計画がうたわれております。計画の面積全部を買収・整備することは，現在の財政状況からいっても不可能なことだと思います。このような状況のときこそアイデアを出し合い，最小の経費で霞ヶ浦を活用することが求められているのではないかと思います。

最近，文部科学省で全国の小学生が６年間で１回は農村地域に入って農業体験，自然体験をするという計画が発表されております。阿見町はふれあいの森など平地林は整備されましたが，それと同時に霞ヶ浦の整備をすることによって，阿見町がこれらの計画の受け皿として手を挙げることも可能になるのではないかと思います。阿見町の自然資源である霞ヶ浦を有効活用し，阿見町の付加価値を高めていくことが今，求められているのではないでしょうか。町としてどのように考えているのか，質問いたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　細田議員の御質問にお答えいたします。

霞ヶ浦を阿見町の観光資源として活用することの具体化というご意見についてであります。

霞ヶ浦は自然豊かな環境を保持し，風光明媚な景観を有しておりますことから，町の重要な観光資源として十分に活用していくことが重要であると考えております。そのため，町では平成10年に霞ヶ浦湖岸公園構想を策定し，その中で貴重な霞ヶ浦の自然環境や生態系を保全・育成し，水辺の空間を積極的に活用するとともに，霞ヶ浦湖岸のレクリエーション拠点として整備していくこととしております。

具体的には，廻戸から大室地内の霞ヶ浦湖岸約40ヘクタールの区域において，霞ヶ浦平和記念公園を含めた公園整備を一体的に行うものでありま

す。

こうした中，今年４月には平和記念公園の一部として，先行的に廻戸地区近隣公園を開園し，住民の憩いの場として親しまれているところであります。霞ヶ浦の観光につきましては，これまで町及び周辺市町村・団体で構成しております水郷筑波国定公園協会や霞ヶ浦広域観光ルート促進協議会において，ノベルティーグッズを配布し，霞ヶ浦への意識啓発や霞ヶ浦周辺への誘客を目的としたＰＲを行ってまいりました。

また，霞ヶ浦湖岸は，四季を通じて手軽に，みずからの足で歩くことを通じ，豊かな自然や歴史・文化と触れ合い，自然保護に対する理解を深めることを目的にした「関東ふれあいのみち」のコースの一部に指定されておりますことから，これまでホームページやパンフレットを使ってＰＲを行ってまいりました。

今後，予科練平和記念館が会館する平成22年には，この関東ふれあいのみちコースを使って，全県規模のウォーキング大会の開催が予定されております。

さらに，霞ヶ浦周辺の緑や眺望など，霞ヶ浦一帯を有効に活用した観光振興を図るため，周辺市町村と連携し，霞ヶ浦湖岸にある，例えば土浦の霞ヶ浦総合公園や霞ヶ浦平和記念公園，これは阿見町で今つくりつつあるものでありますが，稲敷の和田公園などを巡る周遊観光を推進してまいります。

なお，霞ヶ浦を生かした観光についての具体策につきましては，天田議員への答弁でも触れましたように「阿見町観光プロデュース事業」の中で検討してまいりたいと考えております。

また，ただいま議員から霞ヶ浦湖岸整備についてさまざまな御提案をいただいたところであります。今後の整備等につきましては，財政厳しい状況でありますので，庁内関係部局が連携を図り，実現の可否を含めて再度検証し，実現できるものにつきましては，今回，国土交通省が行う霞ヶ浦

湖岸の堤防の全線舗装に伴う「町道路線の認定について」の議案を提出しておりますように，引き続き国や県へ働きかけてまいりたいと考えておりますので，御理解のほどよろしくお願いします。

いずれにしましても，予科練平和記念館の開館を契機に，霞ヶ浦を生かした観光につきましては，今後強力に推進してまいりたいと考えております。

最後につけ加えますと，大室ストックヤード跡地，あそこの活用というのは非常に重要でありますけれども，いわゆる霞ヶ浦湖岸公園構想というのは40ヘクタールということで言いましたけれども，全部分を公園として整備するのではなくて，今の自然の状態を残すゾーンとか，そういうゾーン区分をしまして，全部いわゆる公園というような形をつくるんじゃなくて，現在の状況をきちんと保全していくという，そういうことも含めた構想でありますので，そういう形で霞ヶ浦湖岸公園構想というものをできるだけ具体化すると同時に，広域的な視点からの観光開発，そういうものを進めていくと，こういうことで積極的に取り組んでいきたいと考えますので，御協力のほどよろしくお願いします。

○議長（久保谷実君）　21番細田正幸君。

○２１番（細田正幸君）　町長の答弁では積極的にこれから進めていくというようなことでございます。それは結構なことなんですけれども，事業を進めるに当たっては，きちんと展望を持って一つ一つ具体化するということが私は大事だというふうに思うんです。霞ヶ浦の湖岸の問題については，これまでも何年も前から取り上げられて話題になっているわけですけれども，今までの執行部の答弁はなかなか難しいとか何だのかんだのっつって，いわゆる具体化に向けての自分の頭で考える姿勢というのがなかったわけですよね。なかったから，例えば今度の議会に堤防の舗装が，町有地ですか，舗装してから町道にするっつうことなんでしょうけれども，霞ヶ浦をぐるっと歩いてみて，一番最後に舗装するのが阿見町の堤防だと思

うんですね。それだけ町としての働きかけが私はなかったんじゃないかなというふうに思います。

町長がやりたいということですので，やはり具体的にできること。私はお金をかけろってことを言っていないわけですから，最小の経費で最大の効果ができるような場所，例えば大室ストックヤードもそうですし，湖岸に砂浜をつくるというのもそうだと思うんですよね。それから，舗装になればサイクリングロード，遊歩道にもなるわけですから，その先の考えられることは，サイクリングのための自転車置き場ですか，そういうのを町でもつくるということになればきちんと人が来て，サイクリングロードとして利用できるんじゃないかなというふうに思うんですけれども，今の段階で町にそういう計画というか，それがないので質問しているわけですので，きちんと今後は，２年後には予科練平和記念館ができるわけですから，その２年間の間には今言ったことの一部でも並行してできれば，より付加価値が私は高まるんじゃないかなというふうに思いますので，きちんと計画を立ててやってもらいたいというふうに思います。

あと，それから質問の中でも言いましたけれども，今現在ある大室の，あれ，面積はどのぐらいありますかね。7.5，そのぐらいの面積で，今，桜の木が枯れていますよね。あれはやはりきちんと場所があるわけですから，土壌改良して枯れないようにして，桜の木は植え直すということが，私は必要ではないかなというふうに思うんですけれども，そういう点，現地を見て検討しているのかどうなのか，ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　具体的に言えば，例えば砂浜の話，今の桜の木の話は土地があって植えてあるわけですから，いろいろあります，その他ストックヤード，いろいろありますけれども，今のところは霞ヶ浦平和記念

公園，あれを目的どおりに早期に完成させるということ，これにやはり焦点を絞って具体的に進めているわけで，今，砂浜の話を出されたから，じゃ，砂浜にやりましょうと，そういう形はできませんので，いろいろな形で具体的な提案をいただくということ，これは非常にいいことだと思いますので，そういう提案について，可能性があるものについては検討しながら実現に向けていくと。今言った大室の，大室じゃない島津だね，あそこの土地なんかももうちょっとうまく使えるような可能性があるでしょうから，そういう検討というのは割と早くできるんじゃないかと思いますが，いろいろな考え方，アイデアを出してもらって，一緒に考えながらやっていくと，そういうことで御理解をいただきたい。

○議長（久保谷実君）　21番細田正幸君。

○２１番（細田正幸君）　島津の，いわゆる残土の置き場，ポケットパークになっているわけですけれども，あれは７年も８年も前からあるわけですよね。見てくれるけれども，町がきちんと管理しているという植生ではないんですよね。それは，私は何とかすぐやったらいいんじゃないかなと思うんですけれども，あの桜の木の管理とか，それはどこがやっているんですか。例えば植えかえするという場合は，どこの課がやるんですか。その一点，ちょっと答弁をお願いします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。

　私もその経緯を存じて知りませんで，今この中でもちょっと話をしたんですけれども，その経緯を含めてですね，ちょっとはっきりしない部分がありますので，そういう経緯を含めて調査をしまして，今後どうしていくかと，どういうふうに管理していくかというのを検討していきたいと思います。

○２１番（細田正幸君）　じゃ，いいです。終わります。

○議長（久保谷実君）　これで21番細田正幸君の質問を終わります。

次に，２番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔２番柴原成一君登壇〕

○２番（柴原成一君）　通告に従い，２点質問させていただきます。

質問の１点目は，コアミ畜産跡地利用についてであります。

この件につきましては，３月議会で請願が採択されております。請願第１号「阿見町西郷地区におけるまちづくりの推進に関する請願」です。採択後，県知事あて，町長あてに議会より意見書が提出されております。約半年たち，県からは認められない向きの回答が来ておりますが，町からは対応についての明確な意思表示がございません。この点について町長執行部の公式見解をいただきたいと思います。

さて，請願内容について確認の意味で，改めて御説明いたします。西郷地区は125号バイパス，荒川沖木田余線の開通によって阿見町の玄関口に位置づけられる環境になっている地域です。当地区は土浦阿見都市計画において将来は市街化区域が予定されていますが，現在は市街化調整区域に編入されており，市街地が抑制され，住民の意欲的なまちづくりが容易に進まない状況となっています。

こうした中，当地区に長く所在していたコアミ畜産が工場を閉鎖し，約２ヘクタールの土地利用が宙に浮く格好になっています。都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律が平成13年５月18日から施行されています。茨城県では既存宅地等について５年間の猶予期間が認められましたが，工場，事業所等についてはさらなる延長はなく，当該跡地については猶予期間が切れております。

新たな開発行為を起こす場合，用途変更が認められないことから，引き続き畜産処理工場用途で土地利用がなされることに，当地区住民は危惧を覚えているのです。コアミ畜産の操業時，当地区はと殺等に伴う悪臭に悩み，工場排水による地下水汚染等に不安を抱き，町当局にも相談したり，

再三改善を求めてきた経緯があるからです。交通体系の整備等により町の玄関口とも位置づけられる環境変化の中で，再度同様の迷惑施設を受け入れることは到底できないものであります。

こうした状況の中で，最近になり当該用地につくば市に本社を持つエンターテイメント複合店及びドラッグストアが出店の意向を示してきました。携帯電話機の販売で県内における高いシェアを持つ優良店舗で，町民ニーズにも沿う業種です。地元としては，前述の状況の中で将来のまちづくりを模索している折，地区の住環境にも配慮した出店計画とするための協議姿勢など配慮も示されたことから，計画を早期に実現したいと結論した次第です。

当町において土地区画整理事業の進捗により，市街化区域の市街化促進が図られている折，新たな市街化編入を求めることは現実的でないことから，開発行為における用途変更等により当該計画を実現させることを，当地区のまちづくり推進の観点から採用願いたいと願い出たものです。

つまり，これはディベロッパーや出店者の利益のためでなく，地元にも利益があり，買い物や雇用を通して町政にも利益があり，当然町にも利益のある開発になるわけで，その理解に基づき議会でも賛同をしたものと言えるわけです。

これに対し，当初県は認められない向きの回答でした。個別案件の判断は県レベルでは難しいようですが，改めて確認すると，地区計画でやってほしいという見解が示されました。地区計画は都市計画法第12条の４，第１項第１号に定められている「住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画」です。この場合，都市計画決定を待って，用途指定の緩和等の措置をするというのではなく，策定主体である町が地区計画を行う決定をすれば，開発行為も可能になるという仕組みのようです。

そこで，町の考えはどうなのか。担当課にも照会をいたしましたが，都

市計画の手続論に終始して，西郷地区の住民の意向を酌み取り，どのようなまちづくりを進めようとしているのか，まるで判然としません。第５次総合計画や都市計画マスタープランの策定を待ってという手続論は，町長の答弁にも出てくるかもしれませんが，例えば区域指定制度等の導入によって状況の変化が出てくるにしても，２年，３年後の話では民間の土地利用は持ちこたえられないんです。極端な話，各地でトラブルになっているような畜産処理業者が立地してこようと思ったら，当該の土地ほど条件のいい場所はないかもしれません。経済行為である以上，今の良心的なディベロッパーがいつまでも土地を保持し続けられるかはわかりません。

こうした現状を踏まえ，私の質問をまとめ直すと，次の３点となります。

１つ，そもそも西郷地区のまちづくり，土地利用の将来を町としてはどのように考えているのか。

２つ目，地元住民の意向，議会の総意を受け採択された意見書に対し，町としてはどのように対応し，県と対応を検討し，県と取り扱いにつき協議したか。

３つ，本請願を都市計画に係る地元の意思表示と受け取るなら，町は地区計画策定に乗り出せると思いますが，どんな手続が必要で，早急な対応は可能でしょうか。

以上について，町長執行部の見解をいただきたいと思います。

２つ目，質問の２点目は，阿見町茨城大学連携協力協定についてです。

阿見町が地元大学と結んだ３大学連携はどのように進んでいるか。機能しているかという問題です。特に茨城大学農学部と連携協力協定で地域の側からのニーズの掘り起こしはどうかという点について，お伺いをしたいと思います。

というのも，私，この夏，先ほど佐藤さんのお話にも出てきましたけれども，ヒマワリの栽培，食用油をとるタイプですけれども，始めてみました。雑草に強く，食用油だと収益性も見込める。景観作物として町おこし，

地域おこしにもなると言われて試しに種もまいてみました。詳しい御報告は収穫を終えてからしたいと思いますが，この栽培を通じていろいろな話を聞きに行ったのは，実は筑波大学など，筑波のネットワークなんです。私としては，こうしたことなら地元の茨城大学農学部と協力関係を築きたいと，この間ずっと思ってきたわけです。いろいろ調べてみました。茨城大学農学部のことです。

残念ながら，ヒマワリの関連はなかったのですが，サツマイモについては高原英成先生がおやりになっておりました。サツマイモは阿見でも収穫の多い作物ですが，市場で販売できないような規格外のサツマイモの有効利用法として，乳酸化技術の開発と生産システムの構築に取り組んでいます。サツマイモは糖化しやすい良質なでん粉を多量に含み，これを乳酸に転化すれば，生分解性プラスチック製造原料など，新たな用途へと転換できることは可能だそうです。

また，町との取り組みでは，附属農場長の中島紀一教授による自然共生地域づくりの教育プログラム，都市周辺の荒廃農林再生に向けた農学教育の新展開があります。荒れた農林地の再生がテーマで，自然共生地域づくり活動や地産地消の農産物マーケティング活動の教育化プログラムに取り組むものです。阿見町と茨城大学との連携協力協定は，平成18年３月に締結され，19年３月，茨城大学図書館と阿見町立図書館との連携協力の覚書が交わされるなどしています。

そこで，私はこの連携協力協定をより実りあるものとしていくには，もっと地域の農業者に開かれたものにしていく必要があると考えているのです。インターネット等で調べて幾つかの事業化につながるような素材を見つけることができましたが，もっとあるんじゃないか，その辺の情報が例えば筑波のネットワークほど伝わっていない。丹念に調べて一部がわかるような状況です。

産業界が大学などの研究結果を生かすような場合は，ニーズとシーズと

いうんだそうですが，産業側の需要というか，要請というか，そういうニーズがあって，大学など研究機関が種というか，ネタもとのシーズ，シーズというのは種ですね，を提供することになる，これを行政が産業政策的に生かすために，互いの交流を促進していくことを産官学連携と呼ぶわけです。

産業を農業に置きかえた場合，この関係の構築がどこまで可能かわかりません。けれども，農業者側のニーズを掘り起こし，研究サイドのシーズと関連づけていくには，どうしたってコーディネーターが必要になるはずです。町が連携協力協定を結んだ以上，この辺の取り組みをしてほしいと私のような農業者は思うわけです。地域の，特に農業者のニーズを掘り起こす作業と，農学部の持つシーズを照会する作業とを両者を結びつける作業の３つです。さらに言えば，協和発酵やツムラ，農業と少なからず関係を持つ企業まで巻き込めればなおさらいいわけです。そうした中から本当に阿見らしい地域資源を生かした産業が興ってくれば，すばらしい町づくりになると思うのですが，いかがでしょうか。

こうしたコーディネーター役は町の手に余るものなのでしょうか。町長の前向きの御答弁をお願いいたします。

前もって言っておきますが，２点目については簡単な件で質問して，ちょっと細かく述べましたけれども，大まかな状況で結構でございます。１問目のコアミ畜産跡地利用についての細かい質問については，執行部のほうにお渡ししておりますので，その答弁が中に入ってくると思っていますので，よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　柴原議員の質問にお答えいたします。

最初に柴原議員にお話ししておきたいんですが，柴原議員から私が正式

に出た質問の中では，今のような内容について必ずしもきちんと整理されてないで出てきていて，今初めて，内容そのものについては知らないとは言いませんけれども，質問の内容についてきちんと必ずしも整理されて出てきていない，そういう質問のあり方というものについては，これから今日はわかる範囲で私なりにお答えはいたしますけれども，その点ぜひお願いしたいと思います。

それでは，まず，そういう前提でお答えいたします。

コアミ畜産跡地利用につきましては，平成19年第１回定例会において，地域住民から提出された請願が採択され，議会から町へ意見書が提出されました。

内容につきましては，建物の用途変更についての意見書であり，具体的には大型物販店舗を立地させ，地域環境を改善したいということでありました。このことを地域住民の切実な意見と受けとめ，状況の確認や調査を行ってきたところであります。

コアミ畜産の工場跡地につきましては市街化調整区域となっており，都市計画法の上では基本的に市街化を抑制する区域でありますので，大型物販店舗の建築については，建築についての許可が必要となるわけであります。許可については，都市計画法に基づく茨城県開発審査会に付議するための提案基準というものがあります。この基準の中で物販店の建築が認められるかどうかの検討が必要になります。

さらに，市街化調整区域であっても特別な地区として，地区計画を定め対処する方法もあります。この点については，柴原議員からも具体的な形で話がありました。

地区計画制度については，住環境，地域のコミュニティーや活力を維持するために必要な施設などを誘導する地区や，地域の道路などを積極的に整備する地区を定めるというものであります。さらに，市街化調整区域に地区計画を定める場合には，知事同意に当たっての判断指針があり，上位

計画である町の総合計画や都市計画マスタープランの中で土地利用上明確な位置づけが必要となります。

このように地区計画は，これら上位計画との整合性や，特に市街化区域における市街化の状況など，総合的に判断した上で県の同意を経て都市計画決定を行うことになります。また，建物に関しても建築することができる建築物の種類や，大きさ等の制限が県の判断指針の中で設けられております。

現在の町の上位計画は第５次総合計画であり，平成21年度からの後期基本計画の策定に着手したところであります。また，町の都市計画マスタープランも改訂を検討しているところであります。これらの計画の策定に当たっては，専門家の意見や県の都市計画区域マスタープランとの整合性を図りつつ，協議・検討を行い，大きなゾーニング，考え方を示していくこととなります。さらに，町民の方々の意見を取り入れ，つくり上げていかなければならないと考えております。ここまでは一般論です。やはり基本的にはこういう考え方でいくしかないということであります。

しかし，いずれにしましても，コアミ畜産の工場跡地の周辺地域につきましては，現在の状況から判断して適切な環境整備が必要だと考えておりますので，町の土地利用全般についての考える中で，できるだけ早く協議・検討して結論を得ていきたいと考えております。

そういう点で，これまでも検討，いろいろな形でやりとりはしてきて，最初は非常に厳しい話でありますけれども，何とかいろいろな考え方を整理して，環境整備が図れるような方向を出すための努力をしていきたい。ただ，話がありましたように，実際にここへ進出したいという企業もあって，それがいつまでその気でいるのかどうかわからない。そういう，言ってみれば期間的な問題もありますので，そういうことも考えながら検討，できるだけ早い結論が出るような形での，その前の前提として町としての基本的な考え方を早急に整理したいと考えております。

次に，茨城大学との連携協力協定による，もろもろの協力事項の進捗状況，それから具体的な成果等についてであります。

柴原議員のほうからも，大体これまでの経過等については話がありましたが，一応念のためにもう一度，これまでの町における大学・研究機関との連携の取り組み状況につきまして，説明をしておきたいと思います。

当町には，国立大学法人茨城大学農学部，茨城県立医療大学，東京医科大学霞ヶ浦病院，そして各企業の研究機関が立地しており，このことは我が町の大きな地域特性であるとともに，貴重な知的財産であると考えております。これまでにも教育・文化，保健・医療・福祉，産業などさまざまな分野で連携を図ることにより，他市町村にない特徴のあるまちづくりを推進し，地域振興，地域活性化につなげてまいりました。

特に茨城大学とは，当町に農学部が立地されていることから，地域農業政策の充実や国際交流の推進，公開講座の開催など連携関係を深めてまいりましたが，さらなる連携を図るため，これまでの町と農学部の連携協力関係を踏まえながら，茨城大学全体とそれぞれ相互に人的・知的・物的資源の活用，地域の一層の発展と人材育成などの幅広い連携・協力関係を広げていくことを目的に，昨年，連携協力に関する協定書を締結したところであります。

具体的な締結内容としましては，地域づくりに関すること，産業に関すること，環境，文化及び教育に関すること，４，国際交流に関すること，５，その他必要と認める事項に関すること，について連携協力事項や内容及び経費負担などを協議し，決定することを定めたものであります。

ところで，連携協力協定締結後の進捗状況でありますが，議員のほうでも一通り話はしてありますが，従来の連携事業のほかに，平成18年度に行われた主な事業を挙げてみますと，阿見町・茨城大学・東京医科大学・県立医療大学の共催によるシンポジウムの開催，小・中学校教員のために「町教育委員会と遺伝子実験施設の連携事業」，茨城大学図書館との「図

書館事業における連携協力」，農学部内の遺伝子実験施設，図書館農学部分館等を見学する「社会教育指導員の農学部訪問会の実施」，さらには阿見町工業懇談会において茨城大学の産学連携の現状及び方針の説明による「阿見町工業に関する連携協力」などであります。

このようにさまざまな分野において連携協力事業を実施することにより，さまざまな形で着実に成果を上げつつあるところであります。これからはこうした成果を踏まえながら，さらなる連携協力関係を築き上げ，阿見町の魅力あるまちづくりに生かしていきたいと考えております。特に産業面での連携というものが重要だというような話がありました。今も触れましたように，工業に関する懇談会，そこに茨城大学の関係者に来ていただいて，連携についての将来展望とか具体的にそういう部分で，ほかの市町村等々とどういうふうな形での実績を上げているか，そういう話を挙げて，これから町内に立地している企業等でもこういう部門で協力したいということがあれば，そういうことについて積極的に協力したいというような話がありました。

ただ，現実的になかなか具体的に成果を上げるまでに，やはり問題の絞り方とか，そういう点では難しい点があるということを今のところ感じておりますけれども，せっかくのこういう関係ができたわけですから，ぜひそういうものを生かしていきたいと考えております。

○議長（久保谷実君）　２番柴原成一君。

○２番（柴原成一君）　答弁ありがとうございました。

先ほど質問した中で，質問をまとめ直すと３点ということをお伝えしました。それが答弁の中に入っていなかったので，担当部署のほうからで結構でございます。御答弁願えればと思います。

まず，そもそも西郷地区のまちづくり，土地利用の将来を町としてはどのように考えているのか。２つ，地元住民の意向，議会の総意を受け採択された意見書に対し，町としてはどのように対応を検討し，県と取り扱い

協議をしたのかしないのか。３，本請願を都市計画に係る地元の意向表示と受け取るなら，町は地区計画の策定に乗り出せると思えるんです。これは県のほうの指導なんです。地区計画でやっていただければ県は待っています。そういうことができますが，どんな手続が必要で，早急な対応はできるか，可能かどうか，この３点について執行部の担当部長より御説明願いたいと思います。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君）　町長の答弁の中で，この３つの点についてはちょっと順序が違いますけれども，お答えしてあるというふうに私は考えています。

まず，これからの西郷地区についての土地利用，まちづくりというか土地利用についてどう考えていくんですかというのは，後段に，「いずれにしましても」からのくだりでですね，コアミ畜産の工場跡地の周辺地域については適切な環境整備，やはりそういった地域は考えていく必要があるよという意思をここで出していまして，だけれども，町の土地利用全般ももちろん考えていかなくちゃいけない。その中の部分として，できるだけ早く協議・検討してもらいたいと。つまりそういうことでの答弁として，まちづくりをどのように考えているかというか，西郷地区についてどのように考えているか。ここでどう考えていますというのは，必ずしもはっきりと言えない部分があります。ですから，いずれにしろ考えますよということはここで申し上げている。

それから，地元の意見というと請願ですけれども，それと議会の意見，これは意見書ですが，その対応について。県のほうは直接行ったものですから，すぐこうですよと答えが来たようですけれども，町としてこの用途変更というのは町で決定づけられるものではありません。これは都市計画法に基づくものがあります。つまり，細かく言いますと，都市計画法第34

条10号のロに値しますけれども，ここで提案基準というのがあります。ここに当てはまるか否やの部分があります。それについては先ほど答弁で申し上げました。これは県の判断になりますので。町の考え方ということになってきますと，地区計画です。地区計画についてすぐできるのかという部分がありますけれども，この地区計画というのはこのように考えていかなくちゃいけません，できません。

まず，先ほど言いましたように，県のほうに市街化調整区域における地区計画の知事同意に当たっての判断指針。この地区計画は当然町の都市計画決定。しかし，それには知事の同意を得なくちゃいけない。その指針というのが出ているんですよ。そうしますと，総合計画，それから町の都市計画マスタープラン，これでその考え方をまず明確にしておかなくちゃいけませんというのがあります。総合計画，基本構想ではゾーニングは違いますけれども，後期基本計画の中で位置づけというのが必要になってくるわけです。それを受けて，都市計画マスタープランでも現在つくってありますけれども，これは平成９年の３月につくっているんです。本当は大体10年ぐらいで変えていくんでしょうけれども，それはそれとして，あそこはこの次に市街化区域というものを考えていく地域だというようにうたってあります。したがって，現時点ではその都市計画マスタープランがそのまま生きていることになりますが，その辺のところは都市計画マスタープラン，全体ですので，それもあわせて今度は改訂していくと，そういった手続が必要になります。

だけれども，地区計画というのは考えることができます。ということで，この順序どおりには行っていませんけれども，先ほどの答弁書の中では必ずしも具体的ではありませんが，答弁されています。したがいまして，私も具体的には，さっき言いましたように，県の許可基準の中に入ってくるので，町がどうのこうの言うことができない部分がありますから，それは県のほうの指導を受けていただくということになるわけですね。地区計画

のほうは町計画決定ですから，しかしそういう順序は経ますよと。

地元の意見については，前段で申し上げましたけれども，「地域住民の切実な意見と受けとめ，状況の確認」，ここになってきます。考え方としてはそういった受けとめ方をしておりますと。この辺の，私からにおいても似たような答弁になりますが，その辺のめり張りをちょっとつけた形で再答弁させていただきました。

以上です。

○議長（久保谷実君）　２番柴原成一君。

○２番（柴原成一君）　ですから，平成９年につくった都市計画マスタープラン，その中に西郷地区は将来市街化を予定する地域というふうに位置づけられている，先ほど渡辺部長の答弁したとおりですが，私が一番言いたいのは，３月に請願が出たときになぜ都市計画部はさあ，大変だ，地域のニーズにこたえるにはどうしたらいいか，いち早くなぜ取り組まなかったかということですよ。屠殺場ができちゃ嫌だ。なぜやらないんですか。もう半年もたっているんですよ。多分地元住民から相談に行ったのは１年前でしょう，去年の９月。もしくはディベロッパーから行ったのが９月だと思います。

住民もよくなる，町も税収が上がる，阿見町の玄関口がよくなる，それを県の答えを待っているんじゃなくて，町がこうしたいんだけれども，県の指導課の方に何とかできる方法はありませんかって相談するのが最初じゃないかと私は思っているわけです。

一応前向きに県のほうも町が動けば県はやるよと言っているようですので，早急に県と相談をし，１カ月後には許可申請が出せる，それぐらいまでの手順を踏んでいただきたいと思います。県のほうは，私の話ですと待っているそうですから。阿見町が動かなければ，渡辺部長が動かなければだれも動かないんです。町長はやりますと言っているんですよ。ですから，早急に県と協議をしてください。

２点目の質問については置いておきます。以上，終わります。よろしくお願いします。

○議長（久保谷実君）　これで２番柴原成一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷実君）　以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでした。

午後　２時５０分散会

第　3　号

〔 9 月 13 日 〕

平成１９年第３回阿見町議会定例会会議録（第３号）

平成１９年９月１３日（第３日）

○出席議員

１番	久保谷	実 君
２番	柴 原	成 一 君
３番	浅 野	栄 子 君
４番	難 波	千香子 君
５番	紙 井	和 美 君
６番	青 山	正 一 君
７番	石 井	早 苗 君
８番	藤 井	孝 幸 君
９番	千 葉	繁 君
１０番	吉 田	光 男 君
１１番	吉 田	憲 市 君
１２番	滝 本	重 貞 君
１３番	天 田	富司男 君
１４番	小松沢	秀 幸 君
１５番	倉 持	松 雄 君
１６番	大 野	孝 志 君
１８番	佐 藤	幸 明 君
１９番	諏訪原	実 君
２０番	荻 島	光 明 君
２１番	細 田	正 幸 君
２２番	岡 崎	明 君

○欠席議員

１７番　　櫛　田　　豊　君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	川田弘二君
副町長	大﨑　誠君
教育長	大﨑治美君
消防長	木鉛　章君
町長公室長	糸賀富士夫君
総務部長	石井定夫君
民生部長	瀬尾房雄君
経済建設部長	坪田匡弘君
都市開発部長	渡辺清一君
教育次長兼学校教育課長	松本功志君
総務課長	湯原恒夫君
企画課長	川村忠男君
財政課長	篠原尚彦君
収納課長	竿留一美君
国保年金課長	野口静男君
商工観光課長	木内良夫君
都市計画課長	浅野耕一君
生涯学習課長	宮本寛則君
副参事兼予科練平和記念館整備推進室長	湯原幸徳君

○議会事務局出席者

事　務　局　長　栗原繁樹
書　　記　山﨑貴之

平成１９年第３回阿見町議会定例会

議事日程第３号

平成１９年９月１３日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

日程第２　休会の件

一般質問通告事項一覧

平成１９年第３回定例会

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．難波千香子	１．学校施設等の充実策について ２．多重債務対策について ３．期日前投票所拡充について	町　　長 教　育　長 町　　長 町　　長
２．滝本　重貞	１．圏央道牛久阿見に接続するアクセス道路について ２．都市計画道路中根飯倉線について	町　　長
３．浅野　栄子	１．学校の安心・安全な環境づくり（校舎の耐震化について）	教　育　長
４．荻島　光明	１．予科練平和記念館建設事業推進関連について	町　　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷実君）　おはようございます。定刻になりましたのでこれから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は19名で，定足数に達しておりますので，会議は成立しました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷実君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間を１時間，再質問の回数を２回といたしますので，御協力のほどお願いいたします。

初めに，４番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔４番難波千香子君登壇〕

○４番（難波千香子君）　皆さんおはようございます。通告に従い一般質問いたします。

まず初めに，学校施設の充実策についてお伺いいたします。学校施設は，児童生徒の学習生活の場であり，豊かな人間性をはぐくむために重要な役割を担い，子供たちの教育の場として，また地域の防災施設として安心できる施設整備を願う次第であります。しかしながら，過去の学校施設の整備計画においても，財政状況の悪化の中で，老朽化，狭隘化，さらには耐震不足に対応するための増改築や大規模改造計画が後送りされております。今後の学校のさまざまな施設への取り組みはどのような計画を持っておられるのでしょうか。トイレの改造，給食配膳の刷新，器具備品の充実，耐震の取り組みなどなどであります。器具備品は，ふだんから最善を尽くし

て管理していくために，年間どういったものを充実させておられるのでしょうか，お伺いいたします。

こんなアンケート結果がございます。子供たちの学校設備に対する希望を取ると，第１位はクーラーをつけて69％，次いで机を大きくしてが53％，第３位がトイレを清潔にしてが51％であります。子供が夢を託せる学校の環境づくりを支援していくのが行政の仕事ではないでしょうか。20年以上経過した大規模改造には至らない学校の老朽トイレに関して，照明度，臭気度，排水の設備などの総点検を行い，21世紀にふさわしい洋式トイレ等子供の目線に立ったトイレ整備を早急に検討されますよう強く要望いたします。

特にまた，耐震性の確保については，国では子供たちの安全を確保し，安心して学べる環境整備のために平成18年度補正予算では，本予算の２倍以上の2,806億円を計上して，地震対策緊急整備事業の推進を促しているところであります。全国の小中学校施設のうち，約35％が震度６強に耐え得る耐震基準を満たしていないという診断結果でありますが，いつでもどこでも地震が発生するような今日的状況を考えて，いかに財政が厳しくとも，緊急性もあり，優先順位が高いものと判断されます。

また，先月６日，文科省は耐震予算も倍増させる構えであります。学校施設を強固にしていくことが，子供たちや地域住民の安全を守る上で，最重要課題といえます。

そこで，当町におけるこれまでの耐震の調査の状況と耐震政策が必要な学校がどの程度あるのか，そしてそれに対して今後どのように進めていくのか，お伺いいたしたいと存じます。

２点目に，多重債務対策についてお伺いいたします。最近，相談をお受けする中で，急激に増えておりますのが借金に関する問題，いわゆる多重債務ですが，当事者にとっては大変深刻な問題であります。自殺，夜逃げ，離婚，犯罪に結びつく要因の一つであります。多重債務は個人の問題であ

るととらえるのか，それとも行政が積極的に町民を守るセーフティーネットとして，あるいは健全な生活に立ち直らせるトランポリン的な役割としてその使命を果たせるのかどうか，町としての積極的な取り組みが望まれます。

皆さんも御承知のように，昨年12月の貸金業法の改正を受けて，新たな多重債務者の発生に対しては，一定の歯どめがかかったものの，200万人を超える既存の多重債務者対策には，きめ細かな配慮と息の長い支援が欠かせないことから，地域に密着した相談，支援体制が望まれます。政府は４月に多重債務問題解決改善プログラムを策定し，弁護士会等と協力しながら取り組みを実行するとのことでございますが，阿見町において取り組みはどのように進んでいるのでしょうか。また，厚生労働省では本年から，多重債務者相談モデル事業を立ち上げて，国保滞納者が負っている消費者金融などからの債務を利息制限法に引き直し，過払い金を回収して国保の滞納金に充てる事業をスタートさせました。兵庫県芦屋市では，地方税の滞納者の同意を得て，滞納者が貸金業者に対して持つ過払い金，債権の差し押さえを行い，市民の負担軽減と徴収の両得を上げる取り組みをしております。国保や地方税に限らず，町営住宅の家賃滞納者，保育料や給食費の滞納者においても，多重債務者が潜在していると思われます。徴収する職員が滞納者に対して，ただ督促を命ずるばかりではなく，多重債務状況に陥っていないかどうか，相談を受け，きめ細かな対応をとることにより，滞納者の生活が改善され，町においても滞納金を徴収できるメリットがあります。しかもこのシステムには，地元の司法書士会や弁護士と連携すればゼロ予算で相談体制を構築することが可能となります。当町においても多重債務者は数多くいるはずです。不可抗力で巻き込まれたそういう人に，支援や指導の手を差し伸べることは行政の役目ではないでしょうか。町長の御所見をお聞かせ願います。

３点目に，期日前投票所の拡充についてお伺いいたします。条件の緩和

により投票が容易になった期日前投票は，投票率向上の大きな要因となっていると考えられます。特に，過日執行の参議院通常選挙では，実に期日前投票が全投票数の19.2％となっており，期日前投票の啓発をより一層進めるべきであると考えます。と同時に，現在，役場１カ所のみに設置されている期日前投票所を，当町におきましては，中央市街地と荒川沖市街地に分かれておりますが，このような現状の状況に合わせて増設すべきであると考えます。空き店舗等の利用により，駅前などに積極的に設置した事例も聞いております。もちろん投票所の設置には人員配置等の経費の問題等を含めて課題が多いことも承知しておりますけれども，従来のキャンペーン手法のむだを省き，これまで以上に投票のための環境整備が必要と考えますが，うずら出張所の活用等も含め，今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　難波議員の学校施設等の充実策についての御質問につきましては教育長からお答えいたしますが，まず私のほうから，町全体の公共施設の耐震化の問題についてお答えいたします。

なお，公共施設の耐震化に関しましては，平成17年第４回定例会におきまして，千葉議員及び藤井議員の質問に対してお答えしているところでありますので，現在の状況を中心に簡単に御説明いたします。

まず，茨城県内の公共施設の耐震化率でありますが，平成17年度時点における県平均は57.2％，阿見町では48.1％となっております。町における個々の施設につきましては，学校施設では，昭和56年以前に建築された校舎体育館が９校，また，学校施設以外の公共施設では，役場庁舎の既存建物を改造した部分，中央公民館，曙保育所，学校区保育所，青宿保育所，学校区児童館，学校給食センター，町民体育館及び曙アパートを除く町営

住宅など多くの施設があります。災害時における避難所の多くは，町の公共施設をに指定しておりますので，耐震化されていない避難所指定施設は早急に耐震性の確保を進めていかなければならないと考えております。しかしながら，建てかえや耐震補強工事には多額の費用が見込まれることから，現在まで耐震診断及び耐震補強工事を実施してきていないのが現状であります。また，全国的に見ても，公共施設の耐震化はまだ進んでいない状況にあることから，他の自治体の状況に留意するとともに，国による財政的な補助の導入可能性を考慮しながら，中長期的な財政計画の中で検討していきたいと思います。

まあ，こういうことになるんですが，先ほど国の文部科学省で学校の耐震化について大分予算を増やしているような話がありましたが，千何百億とかそういう数字がありましたが，本来的にこの耐震化を本格的に進めるとなると，この恐らく一桁増やしてもとても足らないような状況であります。というのは，本来，学校校舎，最近建てておりますのは，ほとんど鉄筋コンクリートですから，耐用年数というのは大体60年とか50年とか，そういうことを想定して本来は建てているわけです。ところが57年以前のものという，例えば50年代初めでも30年しかたってないわけですね。本来はそれだけ使うという前提でつくった施設がいっぱいあるわけですけれども，それを全部対象に対策しなきゃならない。そういうことですから，言ってみれば，普通だったら60年たって建てかえる，そういう前提で建てたものが，全部集中的にやらなきゃならない，こういう状況にあるわけですね。

そういう点で，また国の補助の対象になったにしても，実質の補助というのは，例えば３分の１とかいいますが，実質の補助というのは10分の１ぐらいになっちゃうんです。そういう点からして，やはり国の基本的な方針転換でこういう事態が出ているわけですから，本来は国がきちんとそれぞれの地方自治体が対応できるような対策をきちんと立てるべきなんですが，それが今の国の財政状況ではできない。また，地方においても，地方

の行政を維持させていくのが精いっぱいというような自治体が多いわけですから，そういう状況の中で考えざるを得ないということですね。

阿見町の場合で考えますと，阿見町でも非常に厳しい状況にある。ただそういう中でも，阿見町の場合には，収入についてはかなり増える見通しもある。工業団地の企業立地の問題，それから区画整理の効果の問題，いろいろあります。一方では，一時集中的に投資したいろんな施設，基盤整備の起債の返還というものが進んで，もう少しするとその辺の負担がかなり軽くなっていく。そういう状況の中で，財政状況を改善して，できるだけ早くそういう問題について優先順位をつけながらやっていく，そういうことを考えなければならないと，こういうことですので，皆さんと一緒にそのときどきの状況というものを正確に判断しながら対応していく必要があると，こう考えますのでよろしくお願いします。

○議長（久保谷実君）　教育長大﨑治美君登壇願います。

〔教育長大﨑治美君登壇〕

○教育長（大﨑治美君）　おはようございます。

１点目の質問であります学校施設の充実策についてお答え申し上げます。今，町長から説明がありましたように，町全体の方針とか詳しい財政の状況とかありましたので，私は学校施設についての問題についてお答え申し上げます。

学校施設は，多くの児童生徒等が過ごす学習生活の場であるとともに，災害時に地域住民の避難場所としての役割も果たすという，安全で安心できる場所であることが必要なことだと，そういうふうに考えております。また，これら学校に設置してある設備備品等についても，それぞれの学校に応じて整備するとともに，それらを適切に利用する環境整備が必要であります。

議員御質問の学校施設及び器具備品の整備状況ですが，学校規模による使用頻度の度合い及び設置時期の違いにより，整備された時期とか，更新

された時期もまちまちでありますし，整備に当たっても学校により内容，使用等の違いはありますが，とにかく児童生徒が安全で安心に学校生活を過ごせるよう必要な予算を確保しつつ整備に努めているところでございます。特にクーラーの設置やトイレの改修といった具体的なお話がありましたが，御質問のとおり，やはり改築あるいは大規模改造の際に一体的に整備しなければならないと，そういうものについては，計画的に行い，緊急性のあるものには随時行うというものが現実の対応策になるかなというふうに考えておりますので，御理解いただきたいと，かように思います。

次に，学校の耐震化に対し，耐震調査の状況と今後の対応についての御質問ですが，町としましての地震防災対策につきましては，先ほど町長からも説明がありましたので，私からは学校施設についてお答え申し上げます。町内の小中学校には，次の時代を担う児童生徒約3,800名が長期間学校生活を送っていることから，耐震対策の必要性には十分高いものがあります。学校の耐震対策を検討するため，平成16年度に学校耐震化の優先度調査並びに耐震化基本計画を策定しましたが，これは各学校のコンクリート強度試験のほか，建物の構造及び耐震壁の配置，鉄筋の腐食や壁のひび割れなど老朽化の状況，建築年度などを調査し，耐震化の優先度，概算事業費の算出などを行ったものであります。建物の新耐震化計画法が定められた昭和56年以前の建物については，改築つまり建てかえ，補強改修のどちらかが必要になるわけですが，調査結果によれば，昭和56年以前建築の校舎体育館は，９校30棟，このうち改築が必要なものは阿見小学校，阿見中学校であり，そのほかは補強が必要ということであります。なお，昭和57年以降の建築で耐震性を有しているのは，阿見第二小学校，竹来中学校の校舎体育館，舟島小学校の校舎となっております。

そこで，今後の対応をどうするかということになるわけでございますが，先ほど町長からの答弁にもありましたように，最も大きな課題は財政的な問題であります。学校耐震化をすべて行うには，概算で約90億円以上の巨

額の事業費が見込まれます。その財源をどう確保するか，予算確保には相当な困難が強いられるということになります。教育委員会としましても，学校だけでなく，防災拠点となる他の公共施設の耐震対策を含め，町の防災計画上の整理や，町の財政見通し，総合計画上の他の重要施策との調整の中で検討しなければならない大きな課題であると考えております。このことにつきましては，関係部局と連携をとりながら検討し，さらには国・県に対しましても，財政措置の強化を要望していきたいと考えておりますので，御理解いただきたいと，かように思います。

なお，最新のニュースでございますが，文部科学広報平成19年８月31日に，文部科学省で４月からの有識者会議でいろいろ調査してもらったところ，国の全体の４割がまだ耐震が確認されてないということで，今後多額の費用を要するので，この推進のためには目標を掲げて計画的に整備を行う必要があるだろう，そういうことを申してます。これは計画期間を平成20年度から５年間として，この計画期間内に整備すべきもの，これは建築の耐震の指数があるわけですけど，その指数に満たないものをはっきり色分けして地域の実情や過去の震災による被害状況などを踏まえて，可能な限り，その指数をクリアするようにやっていきたいと。本年度中に公立学校の学校施設耐震化推進計画を策定すると，そういうのが発表されておりますので，何だったらごらんに入れたいと，かように思っております。

○議長（久保谷実君）　ただいま，16番大野孝志君が出席いたしました。したがいまして，ただいまの出席議員は20名です。

町長川田弘二君登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　続いて，多重債務対策についてお答えいたします。町におきましては，平成16年度に消費生活センターを設置し，消費生活にかかわる各種相談に応じているところでありますが，平成17年度には239件，平成18年度には275件と相談件数は年々増加傾向にあり，多重債務など内容

も複雑多様化し，高度専門化してきております。なお，この傾向は今後も続くものと予想されます。御指摘の多重債務につきましては，消費者が些細なきっかけで多方面から借金し，高金利のため状況を悪化させてしまう状態でありますが，これについても平成17年度には11件，平成18年度には33件と増加してきております。そのため，町の取り組みとしましては，借金で困っている消費者が消費生活センターへ来庁した際には，まず相談者を安心させ，任意整理，特定調停，個人版民事再生，自己破産といった４つの債務整理方法を説明した上で，実際の手続等については，弁護士会や司法書士会を紹介することで対応しております。今後は，多重債務の事例や相談窓口などについて引き続き町の広報紙等を使って，広く周知を図り，多重債務者を救済してまいりたいと考えております。また，相談に当たっては，多重債務問題改善プログラムに基づき，新たに必要に応じ，弁護士や司法書士といった法律専門家に面談の予約をとり，場合によっては多重債務者に同行することにより対応してまいります。

次に，多重債務者相談モデル事業についてでありますが，この事業は，国保連合会が主体となって広域的に行う収納対策の一環で，市町村における納税相談などの際に，消費者金融やクレジット会社の多重債務を抱えている者を発見した場合，国保連合会に連絡をし，専門相談員に引き継ぐというものであります。相談員は，カウンセリング等を行った上で，弁護士につなぎ，これを受け，弁護士が利息制限法と出資法の間のグレーゾーンの利息の過払い金を回収し，回収した金額から国保税の滞納分を代理で市町村に支払うことで，国保税の滞納と多重債務の解消につなげるものであります。これは，本年度１年間のモデル事業で，東京，千葉，岐阜，愛知，島根の５都県12市区町で実施しており，この結果について厚生労働省は年内に中間報告をまとめ，平成20年５月には実績報告を予定しているとのことであります。当町におきましては，茨城県国保連合会や弁護士会の動向を見据えつつ相談経費に見合う成果が得られるかどうか，モデル事業の結

果なども参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。

次に，期日前投票所の拡充についてであります。

期日前投票制度は，従来の名簿登録地の市区町村における不在者投票制度にかわる制度であり，投票日当日に仕事や旅行，レジャー，冠婚葬祭等の用務があるなど，一定の事由に該当すると見込まれる有権者が，選挙期日の公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの間，直接投票箱に投票することができ，平成15年12月１日以降の選挙において実施されております。期日前投票制度の阿見町における実施状況は，現在役場庁舎１階のロビーに，期日前投票所を設置し，投票事務を行っております。選挙人の利用状況については，必ずしも一定でなく，実施される選挙によって大きな差が生じており，最も少なかったのが，昨年12月に実施された茨城県議会議員一般選挙であり，投票者総数に対する期日前投票者の割合は，7.6％でした。これに対し，最も多かったのが，今年７月に実施された参議院議員通常選挙で，期日前投票者の割合は，議員も数字を挙げておられましたが19.19％でありました。利用状況の差については，一般に国政選挙は認知度が高くなる傾向があることや，選挙の種類によって期日前投票の日数が異なること，また，今回の参議院選挙においては，投票日がなかなか決まらなかったために，選挙人が投票日当日の予定を既に立ててしまったことなど，個々の選挙に応じたさまざまな理由があるものと推察されます。

さて，議員御質問の期日前投票所の増設でありますが，選挙人が投票しやすい環境づくりをするという観点からは，大いに意義があるものであります。しかしながら，増設に伴うシステム上の経費や，投票管理者，投票立会人及び事務従事者にかかる人的な経費の問題，また，事務従事者の確保という問題も考慮しなければなりません。特に，事務従事者の確保につきましては，行政改革のもとに職員数の削減を行っている状況から，通常業務に与える影響が大きくなることが推察されます。以上のような問題や，必ずしも一定でない利用状況等を勘案しますと，うずら出張所への期日前

投票所の増設は困難な状況にあると考えますので，御理解をお願いいたします。
○議長（久保谷実君）　４番難波千香子君。
○４番（難波千香子君）　まず学校施設の充実策についてでありますけれども，耐震化につきましてはこの後浅野議員も御質問いたしますので，１点だけ御質問したいと思うんですけれども，90億以上の，学校耐震化につきましては予算確保が必要だということでございますけれども，先ほど国・県にもその補助金に関しては要望していくという御答弁であられましたけれども，国の補助率というのは，地震特措法の関係で18年から22年までの５年間であるわけですけれども，補強工事につきましては，３分の１から２分の１にかさ上げされている状況でございますけれども，改築が必要な場合は，現状の３分の１という補助率であるわけですけれども，これは２分の１にしていただくというような，そういう要望も文科省の助成課に対して要望していくという，そういうのも必要ではないかなと思うんですけれども，その点１点まずお願いしたいと思います。
○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。
　教育次長松本功志君。
○教育次長（松本功志君）　学校の耐震化に関する費用の関係の御質問でございます。90億という金額でございますが，これは先ほど答弁がございました中で，学校の耐震化基本計画というものを平成16年度に定めた段階で，大まかな概算でございまして，建てかえと，それから補強工事が必要になる学校がそれぞれあるわけですが，それをすべて行った場合，おおよそどれくらいの予算が必要になるだろうかということで試算したものが約90億ということでございます。
　それと，もう１点は，国の補助率の問題でございます。議員がおっしゃるのは，恐らく，まあこれは文科省ばかりではなくて，総務省のほうもそうだと思いますけれども，地震防災緊急事業５カ年計画というのかござい

ます。これは５年ごとに見直しされて，現在，第３次の計画中でございますけれども，これが平成18年度から22年度までの５カ年計画で現在のところ進んでおります。この５カ年計画に計上された事業については，従来の補助率は３分の１，これは改築・改修とも同じなんですけれども，この５カ年計画に載せられた事業については２分の１に補助率をかさ上げしますよというようなことになってございます。これに載せるためには，町の整備計画をまず定めて，県のほうで取りまとめて国に上げるというようなことになっておりまして，それについての対応については，現在，県のほうとも協議した中で，なるべく５カ年のほうに載せていける方法があるのかどうか，現在検討してございます。

そういったことで，そのほか，予算の確保の活動につきましては，県の教育長会等におきましても，県全体の要望として要望事項を取りまとめて，県の本庁に要請活動をするとか，そういった活動をしておりまして，当然予算の確保についてそういった組織を通じて要請活動もしているという状況でございます。

○議長（久保谷実君）　４番難波千香子君。

○４番（難波千香子君）　ぜひその５カ年の間に町のそういう事業をですね，やれる状況までこぎつけていただきたいと思う次第であります。

これは本当に最重要課題だと思いますので，切にお願いしたいと思います。

あと，多重債務対策についてでありますけれども，相談窓口は消費者生活センターが担っているというようでございますけれども，窓口相談業務に関しましては，即時に解決，またその相談相手に対しましての判断力，非常に問われるのではないかなと思います。そういった意味で，教育システム，そのことをまずお伺いしたいことと，そういう意味で大変有能で非常に評判も今，いいと伺っております。敬意を表しておる次第ですけれども，その１点まずお伺いしたいと思います。

それと，もう１点，相談窓口にいろんな滞納者が出向いた場合，さまざまな各課の税の徴収，部局間でどのような連携を取り合って，何らかの支援策をとっておられるのかどうかお伺いしたいと思います。また，先ほどの４点の中で，弁護士等もそういう中で相談する場合には多重債務に陥っている場合，そういう方である場合には，とても弁護士費用等は払えないような状況であるのでないかなと思うんですけども，そういう人と遭遇した，相談を受けた場合もあるんですけども，そういった場合の小口融資とかそういうのはどうなっているのか，その辺もお伺いします。

以上です。

○議長（久保谷実君）　ただいま，10番吉田光男君が出席いたしました。したがいまして，ただいまの出席議員は21名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。まず，１点目の即時解決とか本人の判断力等の教育システムというような御質問でございます。こういった多重債務等の問題の解決につきましては，窓口が一番解決の相談窓口になりますけれども，そういった問題に陥らないためにということで，いろんな啓発，それから出前講座等，町で実施をしております。そういったことで，まず事前にそういった問題に陥らないようにというようなことの啓発等を行っております。

さらに踏み込んだ教育関係というのは，この多重債務問題解決プログラムのほうに盛り込まれていますけども，具体的なそういった教育関係については，今後国等の指示によって実施されるものだというふうに思います。

それと，窓口の相談の中で，費用がかかった場合というようなことですけども，町で行っています消費生活センターの相談の手順としましては，まず相談者の内容をお伺いしまして，まず相談者が大分不安に思って来られていますので，解決する方法等をお話しして安心してもらうというのがまず第１点。それと，内容をお伺いしまして，その借金の状況を整理して，

文書で，相談カードというような文書でまとめまして，それをまず記録しておくというのが２点。それと，こういったものは最終的に専門家の方，弁護士さんとか司法書士さんのほうに相談しないと解決ができませんので，そこのつなぎのほうを行うというような役割になっております。そのときに，その記録ですね，相談カードを利用するというようなことで，そこまでが町のほうの役割というふうなことで認識しておりますので，その後本格的に専門家のほうに相談した場合の費用等は，専門家の方と協議していただくということになります。その中で，また専門家の方，弁護士の方等を通じて行政のほうに費用に関して相談があれば，またそれから協議するというようなことで，今のところ町では専門の方につなぐまでというようなことで役割を担っております。

○議長（久保谷実君）　４番難波千香子君。

○４番（難波千香子君）　１つだけ答弁して，ちょっと答えていただいていないのですけれども，収納間の連携とか，そういったことは何か，支援策とか……。税の滞納，税金を皆さんが納めに来る中での，いろいろな問題を抱えておるかと思うんですけども，そういった中でこういう方もいらっしゃるかと思うんですけど，そういう場合のそういう連携システムとか，その辺は，連携の取り合いとか，そういうのはどうなんでしょうか。そこでそういう細かな御相談とかは，徴収のみというか，そういう要するに消費者センターに行けない場合ですね，そういう方がたまたま税を納めに，そういう方がおる，そういう場合に，あと，行った場合とか，職員ですね，そういう場合は……。今までなかったでしょうか。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君）　お答えいたします。的確にお答えできるかどうかちょっとわからないんですけども，多重債務者，こういった債務を抱えている方の場合は，まずその債務を整理する，解決するというのが

第１段だと思います。その後やっぱり税の滞納があった場合には，例の貸金業のグレーゾーンの問題とかの部分で，払い過ぎたものを回収して税に充てるとかというような考え方が出てくるかと思いますけども，基本的には多重債務をまず解決していくということが第１段階と思いますので，そこがクリアできないと，税のほうには，もし滞納があった場合には税金のほうの話まではいけないのかなというふうに考えます。

○議長（久保谷実君）　４番難波千香子君。

○４番（難波千香子君）　わかりました。本当に滞納者の中には，また徴収に来なくても，徴収に行く場合もあるかと思うんですね。そういう場合には，また職員の対応等もその辺に及んでくるのではないかなと思うんですけども，先ほどのモデル地域以外でも全国では先進的に取り組んでいる先進事例もございますので，今，三位一体の改革で国から地方という時代でありますので，ぜひそういった意味で御答弁の中の国・県の動向という御答弁がありましたけれども，またそういう先進事例の，鹿児島の奄美市とか滋賀県の野州市，名古屋市とか，本当に精査して前向きに取り組んでいるところもございますので，検討していただきたいと思う次第でございます。要望でございます。

あと，期日前投票につきましては，本当に引き続き検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷実君）　これで，４番難波千香子君の質問を終わります。

次に，12番滝本重貞君の質問を許します。登壇願います。

〔12番滝本重貞君登壇〕

○１２番（滝本重貞君）　皆さんおはようございます。それでは通告に従いまして，以下２点について質問をさせていただきます。

まず１点目，圏央道牛久阿見インターに接続するアクセス，都市計画道路の今後の見通しについてお伺いいたします。既に都市計画道路阿見小池

線は中根飯倉線と交差し，荒川沖寺子線にまた交差しまして，中郷方面に抜ける道路であります。牛久阿見インターチェンジに接続する道路は，今後町にとってもですね，大変重要な位置を占める道路ではなかろうかと思います。既にこのアクセスは，竜ヶ崎方面から牛久市を通過し，国道408号に交差する地点までこのアクセス道はできて，既に開通しており，国道408号と交差し，その先の阿見町の一部まで工事が進んでいる状況の中であると思います。このアクセス道路，今後の見通しについてお伺いをいたします。

それから２点目，これも同じ都市計画道路中根飯倉線について，これは学園都市からひたち野うしく駅を通り，阿見町に入りまして，この先阿見町運動総合公園そして東部工業団地に抜ける道路であり，現在はひたち野うしく駅方面から来ている西大通りと交差するちょうど1237号線，この新道は９月半ば，もうそろそろ開通し信号も設置され，片側２車線の４メートル前後の歩道などが整備された幅員約35メートルの道路ができております。現状は片側１車線で使用されるということで，これは牛久と阿見町中根を結ぶ1237号線で，この道路はここでとまっていますが，この先中根飯倉線は，一日も早い開通を期待し，そして今後の見通しについてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　お答えいたします。

まず，圏央道牛久阿見インターチェンジに接続するアクセス道路についてでありますが，この道路は，県道土浦竜ヶ崎線のバイパスという位置づけで，都市計画道路阿見小池線として阿見地内の延長は約7.4キロメートル，道路幅員は30メートルであり，事業者は茨城県であります。現在の整備状況は，竜ヶ崎方面から国道408号まで供用開始され，さらに国道408号から

圏央道牛久阿見インターチェンジまでの区間について，暫定２車線で平成21年度に供用開始を目指しております。また，インターチェンジから北側の区間につきまして，竜ヶ崎土木事務所では，懸案となっております小池地内における筆界未定の解決に向け，本年度から測量業務に着手したところであり，業務に当たっては，町も連携をとりながら進めております。町としましては，この３月に開通した圏央道牛久阿見インターチェンジのアクセス道路として，また牛久竜ヶ崎方面への連絡道路として，非常に重要な路線と認識しております。このような中で，竜ヶ崎土木事務所管内の関係８市町村で組織している主要路線の整備促進を図る同盟会において，土浦竜ヶ崎線バイパスを，本年度からこの同盟が取り組む重要路線に位置づけたところであり，これまでの４路線としていたものを現在は５路線整備促進期成同盟会として組織的に整備の促進に取り組むことになりました。これまで４路線ということで，特別の路線について関係町村で県に対して強力に働きかけをしていたのですが，その組織として，この路線についても整備に重点的に取り組むと，こういう位置づけをしたわけであります。また，早期の整備着手が図れるよう，県の道路建設課や竜ヶ崎土木事務所に対しても引き続き要望活動を行ってまいります。

次に，都市計画道路中根飯倉線についてであります。この道路は，県道土浦稲敷線のバイパスという位置づけで，町内の延長は約6.6キロメートル，道路幅員は34メートルであり，事業者は同じく茨城県であります。現在の整備状況としましては，既に暫定供用されておりますひたち野うしくから阿見町中根地内の町道までの約200メートルが明後日，９月14日に供用される運びになりました。

また，中根地内より東側の乙戸川の区間は，現在，約40％の用地を取得しており，さらに用地の取得に向け，用地測量などを進めている状況であります。当路線につきましても，やはり先ほどの阿見小池線と同様に，重要な路線と認識しており，県に対しての要望活動や協力体制を整えながら，

早期の整備着手が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

いずれにしても，このどちらも県の事業で，御承知のように県が今，一番厳しい状況だということで，なかなか促進要望ということは前から十分やっておりますし，県のほうでも必要性は十分認識しているんですが，なかなかそれに対応できないという状況があるわけですが，せっかくインターチェンジができたわけですから，本来の効果が発揮できるように，精いっぱい努力していきます。

○議長（久保谷実君）　12番滝本重貞君。

○１２番（滝本重貞君）　前向きな答弁ありがとうございました。

あと，再質問はいたしませんが，２点につきまして答弁の中でやはり，長い期間がかかることはやむを得ないとして，この圏央道牛久阿見インターチェンジに接続するアクセス道路，それからまた都市計画道路中根飯倉線とともに，今後やっぱり町全般に，またかなり大きな経済効果を生むことに間違いはないと思います。そして国・県・町が財政的に大変厳しいところもあるかと思いますが，一日でも早い開通をお願いし，また要望といたします。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（久保谷実君）　これで12番滝本重貞君の質問を終わります。

次に，３番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔３番浅野栄子君登壇〕

○３番（浅野栄子君）　登壇に際しまして，難波議員からの御好意をいただきましてありがとうございました。

それでは，通告に従いまして質問させていただきます。

質問の趣旨は，焦点を絞りまして，学校の安心・安全な環境づくりというタイトルで，校舎の耐震化についてであります。この質問につきましては，先ほどの難波議員と重複していることがありますので，重複を除いた回答でお願いいたします。

日ごろから備えをしていても，避けることが難しい自然の災害，我が地域は大丈夫と安心の上にあぐらをかいてはいられません。平成４年に開かれた国の中央防災会議で，阿見町は南関東直下型地震の警戒地域内に位置し，地震の発生により著しい被害を生じるおそれがあると指摘を受けています。現に調べてみますと，弘仁９年，これは平安時代になるそうですが，818年に関東諸国をマグニチュード7.9の地震が襲い，山崩れ，圧死者が多数出たという記録があります。また，大正12年９月１日関東大地震マグニチュード7.9，死傷者45人，全半壊家屋1,198件，これを機に９月１日の防災の日が生まれましたが，その後もマグニチュード６以上の地震は，平成17年10月19日の茨城県沖地震を含めて12回も発生しております。大地震は人命を奪い，建物を破壊し，日常生活を断ち，経済的混乱を招きます。そのために，最小限で食いとめるための防災整備が要求されます。

今年も防災の日には，各地でいろいろな訓練，体験が実施されました。新潟県中越沖地震の発生から間もない時期でしたので，切実に受けとめ，崩壊した建物からの救出や医薬品の緊急輸送，ライフラインの復旧，炊き出しなど，災害の際に想定されるあらゆる訓練を行った様子が新聞で紹介されていました。

阿見町でも８月19日に実施され，大勢の方が参加し，「備えあれば憂いなし」，万全の体制づくりが浸透されていくように思われました。しかし，どんなに備えてもこれでよしとは限りません。防災環境はより早く，より強く，より安全の上に築かなければなりません。特に将来のある子供たちが生活する学校が優先第一であると思います。学校は災害時には住民の避難所としての役割もあるわけですから，子供たちのみではなく地域住民の大切な場所でもあります。平成16年12月の第４回定例会において，細田議員，藤井議員が町の防災体制や自主防災組織の育成強化についての質問をいたしました。17年12月定例会では，千葉議員が学校と公共施設の耐震化についての質問がありましたので，回答には約３年後の進捗状況も含まれ

るのではないかと思います。また，19年３月定例会の委員会では，岡崎議員から耐震問題を最優先にすべきだという意見もありました。多数の方々が関心を持っています。新潟県中越沖地震の惨状を見ると，現状況では耐震構造化へ関心，注目が高くなるのも無理ありません。民生教育常任委員会でも，耐震について論議，研修をしているところです。

公の施設の中で，大切な子供の居場所である学校が崩壊し，死傷者を出すようなことがあっては絶対になりません。安心・安全な学校生活が保障されてこその行政であります。第５次総合計画の中にも，学校施設の整備として，本町は南関東直下型地震の発生の可能性がある地域となっており，児童生徒の安全を守るためにも，今後耐力度調査，耐震調査，未実施の対象校に対しては，学校施設耐震化推進計画の策定と，それに基づく大規模改造，改築を実施していくことが急務となっていると記されております。

県でも，全市町村へ耐震に対しての改修促進計画策定を示しているようです。安全で安心して学校生活を過ごすことができるために，当町の学校施設の耐震環境はどうなっているのでしょうか。１．学校の耐震状況について，２．耐震診断調査の実施状況，実施済みであればその結果からの考察，施工予定があるかどうか，予算の捻出はどうか。改造改築補強工事の際の待機場所の確保はどうしているのかなどの観点から，学校の耐震に対する町の取り組みについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大﨑治美君登壇願います。

〔教育長大﨑治美君登壇〕

○教育長（大﨑治美君）　学校の耐震化の質問にお答え申し上げます。

先ほどの難波議員からの同様の質問もありましたが，理解しやすい流れで説明する意味から，大筋については難波議員の質問にお答えしたとおりでございます。

浅野議員につきましては，民生教育常任委員でもあり，理解も十分深いと思いますので，重複答弁を避ける意味でお答えをしたいと思いますので，御理解をいただきたいと，そういうふうに思います。

５項目にわたる質問ですが，１点目と２点目につきましては，難波議員にお答えしたとおりでございます。

３点目の施工予定につきましては，現在のところまだ決まってはおりません。

４点目の予算の捻出ということですが，この点につきましては，補足しますと，学校の耐震化は巨額の費用を要する事業でありますので，補助金，起債の活用あるいはＰＦＩなどの建築手法の検討など，いろいろあわせながら，議会冒頭の民生教育常任委員長の報告にもありましたように，自己財源確保のための基金積み立ても必要かと考えております。

５点目の工事の際の教室対応についてですが，建てかえの場合はプレハブ校舎を建てて対応することになります。改修の場合は，例えば夏休みの期間中であれば対応できるかなというようなことで，改修の内容によっても異なりますので，これは詳細な検討が必要になると，そのように思います。

以上申し上げましたが，いずれにしましても，町長からの説明がありましたように，町の総合計画あるいは防災計画に基づいて，広く町全体の事業調整の中で検討しなければならない問題であると考えておりますので，その点よく御理解をいただきたいと，かように思っております。

○議長（久保谷実君）　３番浅野栄子君。

○３番（浅野栄子君）　平成７年の阪神・淡路大震災では，6,434人が死亡で，その75％が圧死，窒息死ということで，建物の崩壊がなっております。この平成７年にそれが起きて，これは大変だ，学校はどうなっているのだろうということで学校に目を向け，建物の耐震改修促進ということで，それの条例ができたと思います。平成７年にそういう状況があって，各市町

村にもそれが流れたと思うのですが，それから12年が経過しております。大きな学校を改修するには，すぐに直せるものではありません。この12年間の間ですね，どのような計画が町でされてきたのでしょうか。回答によりますと，変化がないような感じがいたします。耐震率が48.1％というのは，17年の千葉議員のときと同じ数字でございます。竜ヶ崎はちなみに100％ということで，県もですね，県としてはもっと44.8％，全国は58.6％ということになっております。この48.1％のまま動かないということにはちょっと動向がないのではないかと思います。大切な子供の命が失うと，今で１億円以上賠償金がつくのではないかと思うのです。そのような具体的にやるべきこと，阿見町の56年以前の校舎が先ほど９校30棟という数字が出ました。これはどのような計画で改修，改造，改築していくのでしょうか。中長期的ということで，その見方ですね，中長期的見方でやっていきますということですけれども，12年間その中長期的，あと５年後にはこうしよう，10年後にはこうしようというそういう見方の中に計画があるのではないかと思いますけれども，その辺をお伺いいたします。

２点目，予算のことですが，先ほど全部を改築または改修すると90億円以上がかかるとおっしゃいました。私たちが10万円の洋服を買うと毎月１万円ずつ，こう返して買うようなそういうことでなるべく一括ということではなくしておりますけれども，そうすればですね，10万円の洋服も買える。そういう意味では，やはり計画を立てて，90億円をどのように捻出してですね，より早く，改修または改築工事が計画が立ててできるようにしていただきたいと思いますけれども，その予算の取り方，それから９校30棟のこれからの計画ですね，それをお願いいたします。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長松本功志君。

○教育次長（松本功志君）　再質問の要点，３点になろうかと思います。

阪神・淡路大震災以降の町の計画上の取り組みはどうなのか。それから

今後の学校の建てかえ計画，それから予算の捻出というようなことかと思います。防災対策の計画につきましては，阪神・淡路大震災，平成７年以降ですね，全国・県・市町村レベルもそうですけれども，まず第１に地域防災計画の見直しというのを進めてございます。これは町全体の防災計画，これは既に策定済みと。学校関係につきましては，先ほど御答弁申し上げましたように，平成17年に耐震調査と，それから基本計画の策定ということで一応概算事業費等の把握，そういうものをしてございます。で，今後の計画につきましては，町長，教育長のほうからも答弁ありましたように，財政的な問題が非常に一番のネックでございまして，財政見通しが立たないと，今後の計画も建築費捻出等の計画についても立てられないというのが状況でございまして，これは町のそれ以外の重要施策の中で総合的に判断されていくものということで私のほうからはこれ以上のことは申し上げられない。

それから予算の捻出等についてでございますけれども，先ほど90億ということで，これは試算の範囲でございますけれども，その中には当然，国の補助金，それから起債，それと自己財源というふうに大きく分けて３つございまして，90億すべて町の単独財源ではございませんで，もちろん補助金それから借金でございますけれども起債，そういったものを合わせた中で事業費を捻出していくということになると思います。

参考までに申し上げたいと思うんですけれども，この辺は民生教育常任委員会のほうでもお話ししたところですが，この近隣で美浦村の美浦中学校で，現在学校の建てかえをしてございます。美浦中の場合は阿見中学校より若干規模が大きめなんですけれども，校舎だけ建築費で見ますと約21億程度かかるだろうと言われておりまして，そのうちの補助金が約３億強ということで，先ほどの補足になりますけれども，補助率が３分の１，２分の１というようなお話もしましたけれども，その補助基準額というのがございまして，実際学校を建てる場合には，平米当たり今の状況ですと，

30万円から40万円かかると言われております。しかしながら，補助基準額は現在のところ14万円くらい，ですからこの14万円くらいに対しての３分の１，２分の１という話でございますので，実際の補助率は10％から15％くらいになってしまうんですね。そういったことで，財政負担が大きいということで耐震化がなかなか進まないというのが全国的な状況でございまして，先ほどの繰り返しになりますけれども，予算要望に対しての，要望活動ですね，そういった面で県全体の教育長会議等でも努力しているというような状況でございます。

○議長（久保谷実君）　３番浅野栄子君。

○３番（浅野栄子君）　先ほど学校の耐震調査というお話がありましたけれども，17年，18年，19年の防災対策費というのを，こう見ましたけれども，その中には調査費というのは入っておりませんけれども，その調査費というのはどこで捻出したのでしょうか。それが１点です。

それから，県では耐震改修等の実施に当たって，必要な人材を育成し，耐震改修時の円滑な実施に備えているということですけれども，そこで木造住宅耐震診断士の養成，これは平成16年の認定者が160名，17年が267名，18年が159名といって，586名の認定士が育成されたと。それから住宅耐震リフォームアドバイザー養成事業というので，平成18年より実施して500名を認定目標にしていると。講習会は５回ぐらいである。

それから３つ目に，自主防災組織等のリーダーの育成ということで，土曜日に11日間の講義を実施していると，そういうことで，県でそのようなリフォームまたは改築，改修，そういうことについての人材を育成する，ミニプロのような人材がこの当町にそういう人材を育成して，見積もりとか何かに役立つようなそういう予定はありますでしょうか。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長松本功志君。

○教育次長（松本功志君）　お答えします。

２点の質問ございますけれども，１点目は私のほうで答えられるんですが，診断士の養成等につきましては教育委員会の管轄外でございますので，別なほうに譲りたいと思います。

17年度に行った学校関係の調査でございますけれども，これは委託で行っております。専門業者のほうに委託して調査をして，概算事業費をはじいたということで，その予算は一般財源のほうから教育費の中の委託料のほうで支出してございます。金額についてはちょっと今，手元にございませんが，そういった取り扱いでございます。

○議長（久保谷実君）　総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君）　お答えします。

防災診断等の養成等については，今のところ予定はございません。

以上でございます。

○議長（久保谷実君）　３番浅野栄子君。

○３番（浅野栄子君）　ともあれ，生命財産の危険と隣り合わせの震災に対して，早急な取り組みをお願いいたしまして質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君）　これで，３番浅野栄子君の質問を終わります。

次に，20番荻島光明君の質問を許します。登壇願います。

〔２０番荻島光明君登壇〕

○２０番（荻島光明君）　それでは質問に入ります。最後ですので，どうぞ御協力をいただきたいと思います。

私の今回の質問内容は，予科練平和記念館建設事業推進関連についてでございます。予科練平和記念館の展示，建築基本設計については，当議会としても行政改革特別委員会や全協を通じ，さまざまな要望を提出してまいりました。こうした中，展示内容等については，修正がかなり進みまして，内容としては随分練り上げられてきておると思います。今回，私はこの内容については報告されたばかりですので，精査する時間がありません

でしたので，このことについては次の機会に行うこととし，関連事項について，これまでの執行部の報告や説明に不足の点や疑問を感じるところがございますので質問をさせていただきます。

現在，当記念館建設については，町民にもかなり広く知れわたっております。当町の行政改革が町民の生活まで厳しく影響している中で，今，阿見町にはそんな余裕があるのか，箱物行政にならないのかというような心配と強い批判があります。

私は町民の日常生活に直接必要性が高い施設ではないだけに，こうした心配，批判が出てくるのは当然だと思っております。ですから，私に直接そのような意見，お話があった場合は，できるだけ丁寧に，当館をつくることが今の日本にどのような必要性があるのか，その意義について，この阿見町になぜ今，必要なのかを精いっぱい力説させていただいております。

さて，具体的に５点ほど質問をさせていただきます。あわせて，私の提案もさせていただきます。

まず１つは，これまでの説明で，年間10万人とする集客数がどのような数字の積み上げなのか，その根拠がいま一つ明確になっておりません。これは，希望や願望であってはなりません。ランニングコストを決定する最大限の要因であり，成功，不成功を決定する大もとですのでありますから。ですので，改めてこの10万人の数値の積み上げの根拠を示していただきたいと思います。

２点目，寄附金の目標額を設定しないことへの疑問です。この事業計画当初は，当然のことですが，この事業は本来国家的なプロジェクトであるような社会的価値の高い事業でございます。国や県にかわって阿見町が事業主体として行うのですから，国・県の応分の助成をいただいて行おうと考えておりました。しかし今，今日状況の中で，結果としてそれらが得られない状況になってしまっているわけですので，しまっている中で，この事業を進めていくためには，国民の浄財，寄附金に大きく頼るしかないと

思います。こうした財源事情の中で，執行部の寄附金の目標を設定しないとの考え方は，私には全く理解できません。当町財政の財政事情の中で，助成金なしで13億円の建設費を投ずること，まあ，永久に続くと思う毎年のランニングコスト，7,500万円から8,000万円もかかります。この負担がどれだけ町財政にとって大変なことか，今日我々を初め行政にかかわっている者であれば，どなたでもわかる話だと思います。この寄附については，広く全国の国民を相手に募るわけですから，さまざまな団体や組織が，あるいは個人が関係をしてまいります。目標額が提示されなかったら，自分たちの組織はどのくらい募ったらいいのか，集めようがないのではないでしょうか。大体，こういう事業について寄附金を集める場合，どうしてもこれだけ資金が不足するのでお願いをしたいと募るのが普通であると思います。私は，そうした中で，必要な目標額を示さないということは大変無礼なこと，失礼なことになるのではないかと考えております。いかがでしょうか。

次に，３点目，予科練平和記念館を町おこしに生かしていく施策が不十分ではないでしょうかということでございます。そもそも財政論から見ても，当事業単独で採算を上げることはこれはできません。一般会計からの持ち出しでございます。ですから，当事業によって阿見町の産業が活性化し，阿見町が発展することにつながらなければならないのです。農業で言えば，当事業を起爆剤として，元祖ヤーコン，阿見グリーンメロン，霞ヶ浦阿見レンコン，幻のスイカ，阿見実生すいかなど，名実ともに特産品にすることでございます。商業者は特産物を加工製品化し，大いに販売をすることであります。

それから観光ですが，これまでの阿見町は，観光開発が全くできないできました。この機会に，ぜひとも実現を図ることであります。当町がこれまで観光開発できなかったのは，阿見町にある歴史的文化的資源を発掘しなかったからであります。霞ヶ浦と霞ヶ浦湖岸の自然環境の魅力の価値を

見出すことができなかったからであります。日本で２番目に大きな，湖としては２番目に大きな霞ヶ浦，この霞ヶ浦湖上や周辺水田上空の大空間，ハス田やヨシ原，渡り鳥など，都会生活者を魅了するすばらしい自然環境があるのです。湖岸敷のサイクリング，バードウォッチング，フィッシングなど，若者の心をとらえます。また，観光イベントでは，予科練生が体力訓練のために行っていた湖岸敷での１万メートルマラソンを，霞ヶ浦予科練平和マラソン大会として毎年行うことや，ラジコン，模型飛行機全国大会や，鳥人間コンテスト全国大会を阿見に誘致して行うことでございます。これは，私，長い間調べているんですが，可能性は十二分にあります，誘致できる可能性は十二分にあります。このようなイベントは，場所の提供だけであまりお金がかかりません。当記念館の関連イベントとして行えば，その都度マスコミが当館と阿見町を全国にただで繰り返し宣伝をしてくれます。歴史や文化の分野では，特に戦跡探訪というようなことで，戦跡めぐりを町内の日帰りコースとして１つつくる。それから周辺の特に美浦については，海軍関係の施設も多くあります。大山の鹿島航空隊もその１つですが，こうした阿見町と周辺，特に美浦までを結ぶ１泊コース，こういうことで２つのコースが開発できます。その資源は，十分にあります。また，一般の他市町村の観光地と当館を結ぶ観光ルートを観光会社に大いに売り込むこともその１つでございます。いかがでしょうか。御見解をいただきたいと思います。

それから４点目，物産館をどのように建設運営していくかのことです。ＪＡや商工会に依存するだけで，本当に実現可能なのでしょうか。これまでの経過を見ると，少しというか大いに心配でございます。私は，全町民を対象にして，多様な方法を考える必要があると思いますが，いかがでしょうか。これまでの検討の経過で，阿見町に対して，阿見町が土地を借地するか購入取得をすると，そして建物も阿見町で建ててもらうと，その上で自分たちが経営，運営をやると，こういうような必要なリスクを自分た

ちが負わない経営では，まず最初から成功するわけがありません。ですから第３セクターなど行政は一定の助成だけしか行わない方式の民間活力を最大限生かす手法を考えなければならないと思います。

最後になりますが５点目，将校クラブの復元を行い，物産館として活用することでございます。将校クラブの建物と備品の一部が解体保存されております。記念館に使用するように私ども主張してきましたが，残念ながら計画には入りませんでした。でありますので，ぜひ物産館として利用することを提案をいたします。将校クラブの建物と備品の一部は，当時の建物や備品として専門家も高く評価する価値あるものでございます。また，何よりも当時の将校たちが生活した面影を残す貴重な文化遺産でございます。この将校クラブには，天皇陛下，それから東郷平八郎，それから東条英機ですか，そういった歴史的人物もここに来て，将校たちと時間を過ごした，海軍の幹部たちと時間を過ごしたということを聞いております。こうした建築学的にも評価の高い建物や備品を後世に残すことは，行政の責任でもあります。このような文化的，歴史的価値の高い重厚な建物で物産館がつくられ，併設してスペースに少し余裕のあるレストランがつくられ，見学者が飲食をしながら団らんができる，またそれに加えて，観光バスの運転士さんやガイドさんたちの休憩室やトイレも確保されるならば，本館を補助する機能を備えた物産館として，来館者のサービス満足度を非常に高めることができることは間違いありません。一般的な近代的建物では，当館の物産館としてはまるでマッチしませんし，あまり利用する気にはならないと思います。来館者を魅了するような物産館として将校クラブの建物，備品を活用するということはぜひとも必要なことでございます。

以上５点質問をいたしました。町長の答弁をお願いするところでございます。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　荻島議員の御質問にお答えします。予科練平和記念館の整備につきましては，先日の全員協議会の中でも基本設計や寄附の募集等の内容について説明したところであります。予科練平和記念館の基本設計の内容については，この前説明したところでありますが，一応改めて説明しますと，町で計画している記念館は予科練を主体とした戦史の記録を正確に保存展示して，来館者みずからが平和の大切さや命の尊さについて考えることができる施設として整備していくことを考えております。また，陸上自衛隊武器学校内に設置されている雄翔館との一体的なコンセプトの中で，予科練平和記念館を整備していく考えから，町では整備する記念館の展示構成としては，予科練の制服に代表された７つボタンを展示のストーリーに生かし，展示のテーマは７つで構成し，各テーマは予科練生の気持ちを感じさせる情報や内容を展示したいと考えております。具体的には，予科練制度の成り立ちから予科練生の入隊時の状況，訓練の厳しさや肉親への思い，予科練を巣立った生徒の役割や活躍，地域との交流，そして戦況の悪化に伴って，特攻隊員として出撃していった事実と予科練や予科練生の内実を具体的に追求する展示構成として整備してまいります。

まず，１点目の予科練平和記念館への年間集客10万人の根拠についてであります。記念館への集客については，さきの行政改革に関する提言書の中で回答しておりますが，年間10万人という数字はあくまで武器学校内の雄翔館の年間来館者数が約５万人となっておりますので，その倍の10万人以上は集客したい，集客できるはずだという考えから，そのような数字になっております。言ってみればこれは，控え目の数字と考えていただいて，最低10万人は集める，こういうことで考えております。いずれにしましても，予科練平和記念館については，より多くの方が来館していただけるよう，魅力ある施設として整備してまいりますので，御理解をいただきたい。

次に，２点目の寄附金の目標額の設定についてであります。寄附金を募

ることに対しての考え方については，先日の全員協議会の中でも説明しましたが，記念館の建設費用や開館後の維持管理に寄附金を充てることにより，財政的な負担を軽減させることも１つの目的ではありますが，国民的な歴史遺産と言っても過言でない予科練関係の歴史遺産を後世に正しく伝えるための記念館建設を，全国の多くの方々の力で実現させることが非常に重要であると考えております。

また，寄附金の目標額の設定についてでありますが，より多くの方からより多くの寄附金を集めたいと考えておりますが，寄附金はあくまでも相手方の理解や好意によりいただけるものであり，目標額を設定することは非常に難しい要素があり，適切でないと考えております。いずれにしてもこの寄附金を集めるこの期間については，当面やはり建設に向けて集中的に集めるということでありますけれども，先ほども触れたように，将来的な維持管理にも使えるような形での基金にするということで，期間も設定せず，できるだけ長期間にわたって協力できる人には寄附をしていただく，こういうようなことを考えますので，この寄附金の設定を何を根拠に設定するか，できれば多ければ多いほうがいい，特に寄附してくれる関係者の数が多いほうがいい。そういう考え方なんで，例えば３億という目標を設定して，それが達成されたらそれで終わりになるのか。そういうことじゃなくて，もっと長い期間にわたって，寄附を仰げるような形でいく，一番基本は，できるだけ多くの人たちに賛同していただいて，したがって額については，1,000円から多い額，それぞれの人の事情に応じて寄附をしていただく。こういう考え方でありますので，そういう意味で，目標額は設定しないでいくという考え方でおります。

次に，３点目の予科練平和記念館を町おこしに生かしていく施策が不十分でないかという点についてであります。町としましては，阿見町の認知度の向上を図るため，予科練平和記念館を十分に生かしていくことが重要であると考えております。これまで町では，町の特産品としてヤーコンや

スイカなどをＰＲしてまいりましたが，今後は予科練平和記念館に来館される際のみやげ品にもなり得る新たな特産品の開発が必要であると考えております。このため，現在商工会において，新たな特産品の開発に取り組もうとしているところでありますので，これらに対し，積極的に支援して商品化に結びつけていきたいと考えております。

また，予科練平和記念館を核とした新たな観光ルートの開発につきましては，例えば町内に点在する予科練に関係した軍事関係建造物等の近代化遺産と，予科練平和記念館を結びつけた観光ルートを策定してまいるなどということであります。加えて，商工業や農業の活性化にもつながる町内に立地する企業の工場見学等を行う産業観光や，町の豊かな自然を生かしたタケノコやヤーコン等の収穫体験を行うなどの体験観光と結びつけた観光を推進していきたいと考えます。さらには，修学旅行などの教育旅行のコースとして，つくばのサイエンスツアーと結びつけるなど，周辺市町村と連携して広域周遊型の観光ルートの開発を促進してまいりたいと考えております。なお，これらについては，広報紙，ホームページほか新聞，雑誌，テレビ，ラジオ等の多様な広告媒体や県，県観光物産協会が行う観光物産キャンペーンを活用するなどして，広範囲なＰＲに努め，予科練平和記念館を核とした観光の振興を図り，町の産業の活性化につなげていきたいと考えております。

また，霞ヶ浦湖岸の活用につきましては，先日の，先日と言っても昨日ですね，昨日の細田議員の質問でもお答えしましたように，霞ヶ浦を有効な資源として，霞ヶ浦の持つ本来の姿や機能を生かし，町民の多くの方々の憩いの場，そして交流の場として利用されるよう，魅力ある水辺環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

その他，荻島議員からも幾つかの提案がありましたが，そういういろんな提案を皆さんからいただいて，具体化できるものについてできるだけ生かして，本当の意味での町おこしにつなげるようなことを考えていきたい，

こう思います。

次に，４点目の物産館をどのように建設運営していくかについてであります。物産館建設の考えにつきましては，これまでも議会に説明してきましたが，予科練平和記念館敷地への物産館の建設については困難であると考えておりますし，記念館敷地外に用地を町が取得し，物産館の整備を進めることについても，財政的な負担を強いることになるため，現段階では困難であると考えております。また，ＪＡや商工会に依存して物産館の建設や運営が実現可能かとの御指摘についてでありますが，物産館を整備する方向で検討に入る場合，物産館の機能としては，観光情報はもちろんのこと，地元の新鮮な野菜や工芸品，その他のおみやげ品等の販売，さらには，レストラン等の飲食施設も兼ね備えた施設でなければならないため，町が直接的に管理運営を行うことよりも，ＪＡや商工会，またはその他の民間団体等により物産館の運営をしていくことが好ましいと考えます。そういう観点からも，ＪＡや商工会と十分話し合いを行い，物産館整備の考え方を整理していくことが必要であると考えますので，御理解をいただきたいと思います。

最後に，将校クラブの復元を行い，物産館として活用することの提案でありますが，将校クラブの復元については，行政改革に関する提言の中で回答しているとおり，現段階ではクラブ復元については考えておりません。また，物産館についても，現段階では建設することが困難であることから，将校クラブを復元して物産館として活用することについても，非常に難しいものと考えております。仮にも物産館を，これを使ってやるという場合，非常に割高になります。今，物産館をつくること自体が非常に難しい，そういう状況の中で，割高になる歴史遺産という意味もありますけれども，これを使ってやるということについては，現実的には実現不可能だと考えております。

○議長（久保谷実君）　20番荻島光明君。

○２０番（荻島光明君）　一つ一つ再質問いたします。

集客10万人については，町長今の御答弁の中では，控え目な数字だと，ぜひそうであってほしいというふうに思います。しかし，その10万人についても，先ほど言いましたように具体的な中身というものを積み上げてありませんので心配だということです。具体的に対象者をきちっときめて，修学旅行という話もありましたが，そういうふうに決めて，そして年間これで何人と，それで入場料が幾らだから幾らと。それをしっかりと積み上げないと，ふたを開けたら，最初はこの10万人近い数字の来客数があったが，３年もたったら大分減っちゃったと，10年後にはよくよく目算狂いをしたというようなことになり得ますので，基礎数字をしっかりとやっぱり積み上げていただきたいというふうに思います。そして，やはりこの10万人は控え目だったと，20万人が十分想定できるというような計画をつくり上げていただきたいというふうに思います。

それから２つ目の，この寄附金の目標を設定しないことですね。これは町長の話を，これで何度か聞いているんですが，私はわからない。目標額を決めないというのが何回聞いてもわからない。相手がどれだけ出していいか判断できないと思いますよ。いや，そんなに財政が厳しい中でも，これは国家的な仕事なのでということでね，そうした意義の中で阿見町が頑張ってその取り組んでると。しかし，財源的には今日の状況の中でかなり苦戦していると。どうしてもこれだけの金が必要だということになれば，１口で500万だとか1,000万だとか，そういう金だって世の中出てくるんですよ。必要性がはっきりすれば，いや，集まんなければ何とか阿見町の財源でやりくりできるんだろうというような話では，これは全然出てこない。おつき合い程度ですよ，そんな寄附なんてのは。これは，やはりね，町長，どうしても目標額をしっかりと決めて，まあ，私は私の考え方の中では，まあ，５億円くらい目標額を定めて，実現可能だというふうに考えてるんですけれども，まあ，５億円集まるまで，それはエンドレスでやる，第１

次，第２次，第３次と，どうしても５億円が必要だと，そういうことでやっていくと。私は今の財政状況からしたら，５億円くらい集めなければ，このことをやることには相当財政全般としては町民負担を余儀なくすると思いますよ。先ほどの町長の答弁にもありますように，物産館の用地だってね，買えないつってんでしょう。物産館が確保されなかったらね，これはもうまるでサービスできないっちゅうことですよ，せっかく集まってくる人たちに。これは絶対物産館は必要ですよ。その用地を確保できないつってんでしょう。それほど財政は大変なわけですよね。だから実際，大変なその金額をはっきりしたらどうですか。それをちゃんとやっぱり提示して，これだけ集めたいということをやったほうが，それこそ町長の望んでいる全国民に広く，多くの人から寄附が寄せられてくると思うんですよ。町長の考え方と間違いないですよ，広く集まりますよ，金額を提示したほうが，私はそう思いますよ。これね，いろんな人に聞きました。いろんな方に聞きました。寄附集めたようなそういう方にも聞きました。やっぱり目標額は設定しなくちゃだめだと。浄財なんか集まってこないと。自分がそれだけを出さなくちゃならないという必要性がね，ひしひしと感じてこなければ金は集まらない。おつき合い程度の気持ちでは必要なお金は集まってこないということでありますので，町長ね，この寄附額を決定するっちゅうことは，やはり再検討を，ぜひね，今後の中でまだ間がありますから，十分にね，もっともっとね，激論をして詰めていただきたい，そのように思います。私は，目標額を決めなければ思うような寄附は集まってこないということで，失敗をするというふうに思います。

それから，町おこしについてですけれども，まあ，いろいろと考えてくれております。それで，まあ，かなり前にも私，言ったんですが，大室のストックヤードですね。ああいった場所を使って，ラジコン模型飛行機大会を誘致してやったらどうだと。で，記念館と結びつけたら大変なＰＲになりますよと。リピーター確保するのには非常に有効なイベントですよと

いうような話をしました。で，これね，私，今回は鳥人間コンテストなんていうことも初めて言いましたけども，このラジコン模型飛行機大会については，埼玉の，何ですか零戦をつくってた，今，ど忘れしました中島飛行場跡地ですね，で，毎年やってるわけですが，周りが住宅地が密集しちゃってね，空飛ぶもんですから，落ちますから，場合によっては。非常にそういう点で難があるということで，どこかいい場所があればということで，前からね，この霞ヶ浦を関係者はねらってるんですよ。ところがね，なかなかアクセスしても全然地元が相手にしてくれないっていうのが現状なんですよ，これ。まあ，阿見町も受け入れてくれないということなんですよ。こういう催しは，彼らが全部この大会をセッティングするわけですから，阿見町は場所を貸すだけでいいんですよ。ラジコン飛行機大会なんていうのは，舗装じゃなくてもいいんです。一部一定の幅に赤土でローラーで固めてやればそれだけでいいんです。必要なのは空間ですから，金かからないんです，ええ。それから鳥人間コンテスト，これは，模型でつくった飛行機等に自転車をこぐように人力でエネルギーを出してどれだけ長く飛んでるかっていうのを，これは琵琶湖でやってるんですが，琵琶湖は気流が悪くて，なかなかその大会当日，風が吹いたりしてね，このうまくいかない。非常に天候に左右されると。そういう意味で，この霞ヶ浦は成田飛行場が最初に計画されたようなところです。いわゆる海軍飛行場ができたところです。非常に気流がいいところなんですね。これはもうだれもが知ってる。こういう霞ヶ浦で，こういう鳥人間コンテスト大会なんかもやれたら，もう最高だって言ったんですよ。琵琶湖はずうっと，ちょっと南に寄ってます，日本列島の中では。霞ヶ浦，ここはちょうど日本列島の真ん中です。非常に場所もいいと，アクセスも最高になりました，圏央道ができましてね。まあ，そういうことで，これはね，いきなり今日提案してるわけですが，まあ，ラジコン飛行機については昔から提案してますけども，ぜひね，真剣になって考えていただきたいと。（何事か言う者あ

り）

いや，やる気になってもらわなくちゃ困るから，丁寧にやってんですよ。このラジコン飛行機大会って，あの，じゃ，これ，執行部に質問しますけども，私の質問の後，検討してくれました。どういう検討をして，どういう内容が得られたかね，答えてください，ね。（何事か言う者あり）

提案したんですよ，過去に。ラジコン飛行機模型大会については。じゃ，その後どういうね，質問を受けて検討したかね，これをちょっと回答してください。（何事か言う者あり）

いや，まだまだ説明が不十分だから……。はい，今，一つはっきり質問ができましたね。ちゃんと用意してよ。

○議長（久保谷実君）　荻島議員，これ，今，やってるのは全部再質問ですからね。

○２０番（荻島光明君）　はいはい。

それからですね，あと特にですね，物産館の利用についての件なんですが，これはね，町長の答弁の中で割高になるということなんですが，実際にあれを復元した場合に幾らになるかという見積もりをとってあるんですか。幾らになるんですか，あれを復元して。まあ，私は私なりに建築課に大体どのくらいになるかっていう正式な見積もりじゃないですけども，聞いておりますけども，ちゃんとこの件についてはずっと議会からも出ています。将校クラブを使って建物を建てた場合にどのくらいになるのか，それは同じ大きさの面積の近代的な建物とどの程度の差異が出てくるか，これ，ちょっと答弁してください。

私はね，こういう魅力的な建物を使って，道の駅のようなね，物産館をつくって，見学者だけじゃなくて，ふだんでもですね，大いにこの物産館が利用できるということになって，大きな投資ができるんですよね。そういう物産館を求めているんですよ。で，本館に入らなければ，零戦はなかなかないんですが，この霞ヶ浦航空隊には，海軍航空隊には，赤蜻蛉とい

う飛行機がね，当時使われていて，これは，世界に今，１つしか残ってないということなんですが，こういった赤蜻蛉を，模型をつくれる方が上郷にアベさんという方がいます。部品も持ってるそうです。まあ，わずかのお金をいただければ，最後の，自分の人生の最後の仕事としてつくりたいと，こう言ってるんですよ。彼は零戦をつくった，それは靖国に飾ってありますよ，今ね。まあ，そういう人がいるんですよ。そんな何千万かかる話じゃないんです。200万とか300万でいいんですよ。これはもうやってくれるんですから。そういうものをこの入れてね，この物産館に入れて，本当に当時の面影，歴史を感じるようなやっぱり物産館をつくらなければ，これ，もう成功しません。どのくらいになるんだか。じゃ，物産館はどのくらいの費用をかけたら必要な物産館ができると考えてるのか，具体的な数字を出してください。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　一つ具体的な話が出ている点では，寄附金の額の決定，目標額の設定の問題，まあ，荻島議員が言われることもわかりますが，今の時点では私としては設定することは考えておりません。特に，額が決まればそれに応じて寄附金の額もみんな判断して決める。そういうことはあり得ないと思います。それを一つの根拠にしておりますけれども，そういう点ではまあ，腹づもりとしてはせめて半分ぐらい集めたい。そういうつもりはありますけれども，これだけどうしても集めなきゃなんない，そういう数字というものは設定できないと私，考えております。

それから，今の町おこしにつながるもろもろの事業ですが，まあ，これについては，私のほうでもこういうことも考えられるんじゃないかという考え方を示し，また，荻島議員のほうもこういうこと，ああいうことという話が。で，例えばラジコンという具体的な話，出ましたが，それは提案としてはいい提案だと思うんで，ただ，ここでそれについて結論出すなん

ていうことはできない話なんで，そういう人に提案をしてもらって，それについてきちんと検討すると，そういう提案というのは，これからいろいろ出てくると思います。そういうものを本当に費用対効果の問題とか，いろんな形で検討した上で，そういうことも取り入れてやっていこうと。まあ，昨日の細田議員からもいろんな提案があった。そういうものも取り上げながら，みんなで議論して，ああ，これはいいなというものを生かせるような形でやっていくというのがこれからの行き方だろうと思います。

それから，物産館に将校クラブという話がありましたが，将校クラブの復元については，概算で約１億かかります。１億かかるという見積もりは一応確認しております。物産館に１億円かける，今の状態でそういうことができるか。そういうことを考えると，これは現実的じゃない話になる。で，やっぱり考え方としては，町もできるだけ積極的に勧誘はするようにしたいと思うけれども，実際の運営はやはり商工会なりＪＡなり，そういうところが運営して，できるだけいい形で収益を上げると，そういう形をつくっていくことが大事。で，そういう意味で，町としてもそれに対して，今でも商工会とか農協にはしかるべきものについては補助をしたりして，協力しているわけですから，そういう点については，さらに積極的な協力はできると思います。だから，例えば物産館についても，まあ，土地の確保は必要でしょうが，最初からそんな立派な施設をつくるということじゃなくて，ある程度状況を見ながら施設については立派なものに変えていく。より実態に合ったものをつくっていく，こういうことができるんだろうと思います。

○議長（久保谷実君）　20番荻島光明君。

○２０番（荻島光明君）　あの，議長ね，私の先ほどちゃんと質問をしていただきたいと，説明はいいという話なので，少なめの質問をしました。答えでなくて，答弁されてません。先ほどの私の質問を言います。ラジコン模型飛行機大会の件について私が，まあ，２年も３年も前の話です。そ

の後，どういう検討をしてくださったのか，その検討結果を教えてくださいということです。

それから物産館について……，いや，物産館について将校クラブを使うということについて，どのくらい金額がかかるのかということですね。今，１億円なんて話，出ましたけれども，それじゃどのくらいの金額をかけた建物をつくるのかと，いわゆる物産館についてはどういう考え方をするのか。で，それはまだきちんと答弁されてませんので。

○議長（久保谷実君）　物産館については執行部はやらないと言っているわけですから，町ではやらないと。その点は幾ら質問しても同じだと思うんですね。町では直接やらないって言ってるわけです。

○２０番（荻島光明君）　議長，あんたは間違ってますよ。やらなければ，そういう，あの，何だ，将校クラブを使っての物産館なんかは成り立たないとかね，金ができないとか，そんな話にならないんですよ。これは民間が発想するんだ，そういう場合には。

○議長（久保谷実君）　それは，町がやらないと言ってるでしょう。

○２０番（荻島光明君）　町がやらなければ，町はまるでその，考えてないことでしょう，そういうこと。そうでしょう。

○議長（久保谷実君）　町は直接やらない……。

○２０番（荻島光明君）　町がやらないんだったら，そんなお金かかったら，大体成り立たないでしょうとか，そんな考えにならないんだ。わかんいないでしょう。あんたたちの頭で理解，発想できなくたって，いや，３億かけても成り立つお店づくりができるかもしれないんだから。まあ，それはないと思いますけども。ただ，そんないいかげんなことを言ってないでくださいよ。ちゃんとさっきの質問，私の質問に対して，どういう検討したのかね，その結果についてね，ちゃんと報告してください。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　まあ，大分前にラジコンの話，聞きました。現在の公園のところでというような話，現在の公園の状況は，あの中でラジコンのそういうものはできないと判断しております。

それから商工会の話，商工会でなくて，物産館の話についてはやはり基本的には地元の商工会，あるいは農協なんかが積極的に参画して地元の商工会の活性化，あるいは農協の活性化，そういうものに活かしていくべきだという基本的な考え方。それについて，具体的にこういう形でやるという，まあ，町も入って議論した中で，こういう形で進むよということになれば，その中で町として協力できる部分については，最大限の協力をして，商工会と農協等がちゃんと経営ができるような，そういう状況をつくりながらやっていくという，そういう考え方ですよ。

○議長（久保谷実君）　20番荻島光明君。

○２０番（荻島光明君）　議長，まるで私の質問に答弁になってませんよ。私は，今の廻戸公園のところでやってくださいなんて質問はただの１つもしてませんよ。ストックヤードを使ってやったらどうかって，最初からそういう質問をしてるんです。それはだめだよ，その場の，町長よ，いいかげんな答弁をしてたんでは。どういう検討，ちゃんと検討した……。

○町長（川田弘二君）　今は霞ヶ浦記念館のことをやっているんですよ。そこで何でストックヤードの話が出てくるんです。

○２０番（荻島光明君）　私の質問した内容についてどういう検討をして，どういう結果を得たのかちゃんと答弁してください。いや，町長ができなければいいよ。ほかの執行部責任を持って答弁してくださいよ。検討しなかったの。結果はそうでしょう。

○議長（久保谷実君）　これで20番荻島光明君の質問を終わります。

○２０番（荻島光明君）　ちょっと議長，最後に。だめだよ，１回しかやってないんだから。はい。

○議長（久保谷実君）　だめですよ。

○２０番（荻島光明君）　だめじゃないですよ。ちゃんと答えてないんだもの。

○議長（久保谷実君）　荻島議員に申し上げます。今は予科練記念館のところをやってて，話がどんどんラジコンのほうへいってると。それはちょっと……。

○２０番（荻島光明君）　ラジコンも同じだよ，それは。

はいはい，ちょっと議長，最後に１つだけ，最後に１つだけ。あの要望にしとくから，質問じゃなくて要望にしとくから言わせて。

じゃ，最後に要望しておきます。一番ね，本当に心配なのは，寄附金の目標額を決めないということ。これについては保存委員会だとか，議会で議論をさしてください。ね。執行部の中で町長がそういうふうに言うからそれ以上の意見を出せないみたいな雰囲気があるじゃないですか，これ。そういう心配がありますので，この寄附の目標額を決定することについては大事なことなんで，これは保存委員会あるいは議会で審議をさしていただきたいと思います。このことを要望して私の質問を終わります。

○議長（久保谷実君）　これで20番荻島光明君の質問を終わります。

休会の件

○議長（久保谷実君）　次に日程第２，休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により，９月14日から９月25日までを休会としたいと思います。これに御異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（久保谷実君）　以上で，本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　０時１２分散会

第　4　号

〔 9 月 26 日 〕

平成１９年第３回阿見町議会定例会会議録（第４号）

平成１９年９月２６日（第４日）

○出席議員

１番	久保谷	実 君
２番	柴 原	成 一 君
３番	浅 野	栄 子 君
４番	難 波	千香子 君
５番	紙 井	和 美 君
６番	青 山	正 一 君
７番	石 井	早 苗 君
８番	藤 井	孝 幸 君
９番	千 葉	繁 君
１０番	吉 田	光 男 君
１１番	吉 田	憲 市 君
１２番	滝 本	重 貞 君
１３番	天 田	富司男 君
１４番	小松沢	秀 幸 君
１５番	倉 持	松 雄 君
１６番	大 野	孝 志 君
１８番	佐 藤	幸 明 君
１９番	諏訪原	実 君
２０番	荻 島	光 明 君
２１番	細 田	正 幸 君
２２番	岡 崎	明 君

○欠席議員

１７番　　櫛　田　　豊　君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	川田弘二君
副町長	大﨑　誠君
教育長	大﨑治美君
監査委員	橋本英之君
消防長	木鉛　章君
町長公室長	糸賀富士夫君
総務部長	石井定夫君
民生部長	瀬尾房雄君
経済建設部長	坪田匡弘君
都市開発部長	渡辺清一君
教育次長兼学校教育課長	松本功志君
参事兼消防署長	田仲安夫君
総務課長	湯原恒夫君
企画課長	川村忠男君
会計管理者兼会計課長	宮崎茂夫君
健康づくり課長	大﨑　匠君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	黒井　寛君
建設課長	大野利明君
下水道課長	古徳真二君
警防課長	川村益巳君

○議会事務局出席者

事　務　局　長　栗原繁樹

書　　記　山﨑貴之

平成１９年第３回阿見町議会定例会

議事日程第４号

平成１９年９月２６日　午前１０時開議

日程第１　議員提出議案第５号　阿見町議会委員会条例の一部改正について

日程第２　議案第６３号　阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

日程第３　議案第６４号　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第６５号　阿見町火災予防条例の一部改正について

日程第４　議案第６６号　平成１９年度阿見町一般会計補正予算（第２号）

議案第６７号　平成１９年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第５　議案第６８号　平成１８年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第６　議案第６９号　平成１８年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７０号　平成１８年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７１号　平成１８年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７２号　平成１８年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７３号　平成１８年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７４号　平成１８年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７５号　平成１８年度阿見町水道事業会計決算認定について

日程第７　議案第７６号　１９国補下１－６・１９単下１－３荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約について

日程第８　議案第７７号　農業集落排水資源循環統合補助事業福田地区処理施設機械電気設備工事請負契約について

日程第９　議案第７８号　町道路線の認定について

日程第10　意見書案第２号　ドクターヘリ配備への財政支援と救急医療体制の整備を求める意見書（案）

日程第11　行政改革について

日程第12　議員派遣の件

日程第13　議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前１０時００分開議

○議長（久保谷実君）　おはようございます。

定刻になりましたので，ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は20名で，定足数に達しておりますので，会議は成立しました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

議員提出議案第５号　阿見町議会委員会条例の一部改正について

○議長（久保谷実君）　日程第１，議員提出議案第５号，阿見町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

22番岡崎明君，登壇願います。

〔22番岡崎明君登壇〕

○２２番（岡崎明君）　議員提出議案第５号，阿見町議会委員会条例の一部を改正する条例について，提案理由を申し上げます。

本案は，平成19年第１回定例会で可決した阿見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の公布日以後，初めてその期日を告示される一般選挙から，議員の定数が22名から４名減の18名になるため，委員会の委員の定数を改正するものです。

提出者，阿見町議会議員岡崎明，賛成者，阿見町議会議員佐藤幸明，同じく荻島光明，同じく青山正一，同じく諏訪原実，同じく大野孝志，同じく小松沢秀幸，同じく吉田光男，以上であります。

各議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第５号は，会議規則第39条第２項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第５号は，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議員提出議案第５号は原案どおり可決することに決しました。

議案第６３号　阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第２，議案第63号，阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてを議題といたします。

本案については，去る９月11日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，

委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長滝本重貞君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君）　皆さん，おはようございます。

それでは，命によりまして，民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，９月18日火曜日午前10時に開会し，午後３時15分まで慎重審議を行いました。

出席委員は全員の８名で，議案説明のため，執行部より川田町長初め関係職員20名の出席をいただき，議会事務局より２名の出席をいただきました。

初めに，議案第63号，阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，阿見町では予防接種健康被害ということで，被害，それからまた予防のための条例を改定するかの問いに，被害については，ここありませんでしたが，国の条例に従って行われ，阿見町もこの条例，59年３月に施行されましたが，これは現在に見合った形で，阿見町条例，昭和59年阿見町条例第９号の全部を改正するという答弁でした。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第63号，阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の制定については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号についての委員長報告は，原案可決であります。本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第63号は原案どおり可決することに決しました。

議案第６４号　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第６５号　阿見町火災予防条例の一部改正について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第３，議案第64号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第65号，阿見町火災予防条例の一部改正について，以上２件を一括議題といたします。

本案については，去る９月11日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長紙井和美君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員会委員長（紙井和美君）　おはようございます。

それでは，命によりまして，総務常任委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，９月14日午前10時に開会し，午前11時39分まで慎重審議を行

いました。

出席委員は全員の７名で，議案説明のため執行部より川田町長を初め関係職員17名，議会事務局３名の出席をいただきました。

初めに，議案第64号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第64号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第65号，阿見町火災予防条例について申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第65号，阿見町火災予防条例については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号から議案第65号までの２件についての委員長報告は原案可決であります。本案２件は，委員長の報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第64号から議案

第65号までの２件は原案どおり可決することに決しました。

議案第６６号　平成１９年度阿見町一般会計補正予算（第２号）
議案第６７号　平成１９年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（久保谷実君）　次に，日程第４，議案第66号，平成19年度阿見町一般会計補正予算（第２号），議案第67号，平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号），以上２件を一括議題といたします。

本案については，去る９月11日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長紙井和美君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員会委員長（紙井和美君）　それでは，議案第66号，平成19年度阿見町一般会計補正予算（第２号）うち総務常任委員会所管事項につきまして，審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，県公共交通活性化会議負担金及び圏央道沿線地域産業活性化協議会負担金について，産業活性化についてどのような意義がある内容なのかとの質問がありました。

それに対し，まず１点目の，県公共交通活性化会議負担金は，新規負担金であります。近年の地域公共交通，中でも特に路線バスの利用者は年々減少し，路線バスの廃止がふえ，当町でもここ10年で５つの路線が廃止され，３路線については，町で補助をしながら存続している状況です。このような地域公共交通の維持・確保対策は近々の課題であり，茨城県において本年３月，茨城県公共交通活性化指針を作成，またこの10月上旬予定で，県の公共交通活性化会議を設立することとなっています。事業内容の一例として，公共交

通に係る調査研究，ノーマイカーデーの県内一斉実施，ホームページ開設などであります。運営費は，県で100万円，事業所，バス会社等が100万円，市町村が100万円で，市町村は，人口規模によりまして，当町では３万人以上10万人未満ですので，２万円の負担金となっております。

２点目の，圏央道沿線地域産業活性化協議会負担金15万円も，新規の負担金で，これは圏央道県内全線開通が平成24年度と発表されたことに伴い，その整備効果を沿線地域に波及させるため，県が中心となり，８月30日に圏央道沿線地域の活性化協議会が設立されたことによるものであります。

協議会の事業内容は，圏央道沿線地域，阿見町を初めとする10の市町村の一体的な進行方策を資するということで，産業集積化計画というものを，国の補助を受けながら策定し，沿線地域の交流の活性化を確立していくものであります。そのほかの計画として，人材の養成研修，立地産業の人材育成，専門家による講演会，綱領促進方策の検討などであります。

運営費は１年に600万円で，内訳は，国から300万円，県が150万円，残りの150万円を10市町で負担し，当町では15万円の負担ということでありますとの答弁でありました。

次に，急傾斜地崩壊対策事業負担金について質問があり，それに対し，これはがけ崩れに対して個人が崩壊対策ができない場合について県が行う事業であります。このうち，地元町村が１割を負担します。場所は追原地内で，これは17年度から継続して県で施行していますが，17年度に一部完了しており，18年度は県の予算がつかないため延びて，19年度施行，その箇所に対しての負担金であります。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第66号，平成19年度阿見町一般会計補正予算（第２号）うち総務常任委員会所管事項につきましては，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君）　次に，民生教育常任委員会委員長滝本重貞君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君）　それでは，議案第66号，平成19年度阿見町一般会計補正予算（第２号）うち民生教育常任委員会所管事項につきまして，審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，障害者地域生活支援事業432万1,000円の減額委託料についての問いに，地域活動センター運営委託料ということで，委託以前の阿見町の社会福祉協議に委託している事業で，委託内容は，職員の人件費と事務費との運営費，職員の体制につきましては，昨年度の予算計上時のときに見込んでいたものが４月１日の人事異動により変更があり，その人件費分相当分につき減額補正との答弁でした。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第66号，平成19年度阿見町一般会計補正予算（第２号）うち民生教育常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君）　次に，産業建設常任委員会委員長石井早苗君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（石井早苗君）　それでは，命によりまして，産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，９月19日午前10時に開会し，午後１時43分まで慎重審議を行いました。

出席委員は，１名欠席で６名で，久保谷議長にも御出席をいただき，議案説明のため執行部より川田町長を初め職員13名の出席をいただきました。

まず初めに，議案第66号，平成19年度阿見町一般会計補正予算（第２号）うち産業建設常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許したところ，農林水産費県補助金の園芸産地マーケティング強化事業補助２分の１で60万円の内容についての問いに，３つの事業があり，１つは地域園芸活性化推進事業費で，事業費30万円のうち県の補助が15万円で，園芸品質向上運動推進事業として支出し，２つ目はマーケティング強化支援事業で，事業費は50万円，うち県支出が25万円で，共販率の向上，品質の統一を図り，計画出荷を実施するということです。西瓜部会の所得向上を目標としています。３つ目が，多品目野菜産地育成モデル事業で，事業費が40万円，うち県支出が20万円で，阿見町の春ねぎが坊主知らず種別だったのが，市場では一本ねぎのほうが値段がよいので，それに転換するための作付変更に要する実施補助の助成ですとの答弁がございました。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第66号，平成19年度阿見町一般会計補正予算（第２号）うち産業建設常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

次に，議案第67号，平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について。質疑を許したところ，筑波南第一工業団地下水道整備負担金1,043万7,000円の内容について質疑があり，筑波南第一工業団地の工場から下水道を使用したい要望があり，事業認可区域には入っていないところなので，公共下水道として予算をとることができないので，県とも相談し，地域外流入という方法で工場側の自費でやりたい意向があり，100％の負担という形で協議を進めていますとの答弁がございました。

質疑を終結し，討論に入る。討論なし。採決に入る。議案第67号，平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

以上，当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号から議案第67号までの２件についての委員長報告は原案可決であります。本案２件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第66号から議案第67号までの２件は原案どおり可決することに決しました。

議案第６８号　平成１８年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第５，議案第68号，平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については，去る９月11日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長紙井和美君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員会委員長（紙井和美君）　それでは，議案第68号，平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてうち総務常任委員会所管事項につきまして，審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，平成18年度阿見町決算意見書の公債残高の246億について，これからの動きについてはどうなのかとの質問に対し，これについては，年間約30億弱の返済をしています。今後の推移は，今の起債がふえないという，項目がふえないという前提になりますが，５年後の平成24年の時点で，約，返済額が18億，起債残高が約140億ぐらいです。それから10年後の平成28年のころでは，返済額が元利合計で約13億，残高が約84億という状況ですとの答弁がありました。

次に，行政情報ネットワーク運営事業と，住民情報ネットワーク運営事業について，少し額が大きいので，その内容について伺いたいとの質問があり，まず１点目の行政情報ネットワーク事業については，国，県，周辺自治体の総合ネットワークを最大限に生かすということ。そして役場庁舎内のＬＡＮシステムとしてのグループウエアソフトを活用して，担当課職員からのメールサービス，施設の予約管理，文書・通知文の掲示などのサービスの保守委託料と，サーバーネットワークの使用料です。昨年も決算額は7,300万円で，今年度は約500万円ほど減額になっていますが，金額的には，総合的なネットワークを組むということで，かなり多額の費用がかかるのが現状です。

２点目の住民ネットワーク運営事業は，窓口課，町民課，国保年金課，社会福祉課，税務・収納課のネットワークシステムの業務委託料，保守料，機器の委託料で，当町では各課を一括して企画課で計上していますので，金額も１億5,000万円と大きくなっています。しかし，監査報告の中でもありましたが，事業別決算という観点から，来年度以降は各担当課で計上していくことも検討していますとの答弁でありました。

次に，当町での自主防犯組織は現在どのくらいあるのか，また町で一部，腕章などのグッズを補助しているが，人数が多いところは数が足りず，全額補助できないものかとの問いに対し，まず防犯組織は現在，18の自警団で組織されています。また，その防犯活動支援事業に関しましては，現在，要綱について内部の運用でなるべく行政区に対して厚く支援していこうという

ことがありますので，ぜひ総務課で御相談くださいとの答弁でありました。

次に，町民活動センター事業の運営経費の内容と利用状況，その実績についての質問がありました。それに対し，まず１点目，活動センターの支出については，一番大きいところで賃金の384万8,550円です。内訳は，センター長は月20万円，臨時職員は交代で２名，時給750円です。次に，印刷機やパソコン機器の借上料で120万円。あとはマイアミショッピングセンター内のテナント借上料で，年間186万9,840円です。利用者については，18年度は3,500人で，昨年より600人増加しています。また，18年度の実績は，ＮＰＯやボランティア団体の立ち上げについての相談依頼も多く寄せられ，ホームページの刷新も行い，アクセス数もふえました。８団体あったＮＰＯも10団体になりましたとの答弁がありました。

次に，電算システム委託料について，茨城計算センターと随意契約でずっと行っていた経緯についての質問があり，茨城計算センターとは特命随意契約ということで，同センターとは，昭和42年に住民税と国民健康保険税の契約から始まり，第三セクターということで，当然，阿見も株主であります。以来，阿見との調整の中で，共同開発という形でさまざまなソフトを開発してきたという経緯もあります。また，一部のシステム変更や，国，県の改正などがあった場合でも即対応ができ，共同開発ということで，そういった便宜を図るメリットもあります。会社を変更することはできないわけではありませんが，企画課では，情報政策は現在，職員１人で対応しており，そのような状況ではなかなか難しく，基本的には計算センターとの信頼関係で特命随契しているのが現状ですとの答弁でありました。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第68号，平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてうち総務常任委員会所管事項につきましては，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告

といたします。

○議長（久保谷実君）　次に，民生教育常任委員会委員長滝本重貞君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君）　それでは，議案第68号，平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてうち民生教育常任委員会所管事項につきまして，審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，福祉巡回バス運行事業，現在，いろいろな問題が指摘されている中で，執行部はこのバスの運行について今後どのように考えているのかお尋ねしますとの問いに，従来は基本的に老人福祉センターまほろばに御利用される方を中心として，各市を巡回し，事業の促進を図るということで，もともと運行を始めた福祉の巡回バスということで，今の利用状況等も勘案し，さらに町としましても周知徹底を図りながら，基本的には現在の体制で運行をしていきたいとの答弁でした。

次に，成年後見制度利用事業の金額２万8,110円，町としてどの辺の範囲まで行えるかの問いに，基本的には，認知症と判断能力が不十分な高齢者に対して，成年後見制度の利用を支援を行うことを目的としています。要支援が有する能力を活用し，みずから自立した生活を望むことができるようにするということで，基本的には身内の方，あるいは御本人の方が家庭裁判所のほうに申請ということになり，また，二親等以内の申し立てをする方がいない場合など，どうしてもこの事業が必要になり，町のほうでも市町村長の申し立てによる申請ということで行います。

内容的には，いずれも独居老人の方で，身寄りのいらっしゃらない方３件ありますが，３件とも同じ状況であり，現在，３名中２名が後見人が決まり，高齢者の生活支援ということで，申し立てを利用した診断書と印紙代などの手数料ということの答弁でした。

質疑を終結し，討論に入り，反対討論あり。討論を終結し，採決に入り，

議案第68号，平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてうち民生教育常任委員会所管事項は，賛成多数により原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君）　次に，産業建設常任委員会委員長石井早苗君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（石井早苗君）　それでは，先ほどに続きまして，議案第68号，平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定うち産業建設常任委員会所管事項について，審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，工事請負費解体仮設工事593万円は，町営住宅の解体と思われるが，どこで何戸なのかとの問いに，曙プレハブ１棟と上郷住宅第一住宅３棟，及び吉原西住宅３棟の計７棟ですとの答弁がありました。

また，水田農地構造改革対策事業の補助について，1,873万3,000円についての質問に，数量調整円滑化推進事業及び水田農業構造改革推進事業で，米の転作に関するもので，平成18年度は休耕田に対する助成はございません。18年度は，生産数量目標が3,011トン，作付面積が595ヘクタールで，実際に作付された面積は591.2ヘクタールで，作付率99.3％で，一応，国の目標は達成しています。ちなみに，基本助成として，大豆，落花生，麦などは反当たり４万円，他の作物は１万円，特別作物でレンコン等は5,000円で，これに団地加算があります。

次に，商工費の自治金融の利子補給に1,059万とあるが，何件なのかとの問いに，539件ですとの答弁がありました。

次に，中郷土地区画整理事業組合助成金5,000万で，何とか組合を解散できるのかとの質問に，平成13年度に７億200万の追加ということで，毎年5,000万円ずつ支出していて，18年度末で４億1,000万ほど残っております。

組合事業は財産がプラス，マイナスともにあってはまずいので，特に保留地はすべて処分しなくては解散できない決まりがあります。保留地の見込み歳入が６億7,000万で，歳出について，換金処分に向けての調査費，下水道の受益者負担金，事務費，今後の利子，借入金の償還金などで６億5,000万ということで，2,000万ほどの黒字ということになるが，保留地が今の単価で売ることがきつくなってきているので，保留地単価を再度見直して，プラスマイナスゼロぐらいのところで組合解散に向けて持っていきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し，討論に入る。農業の振興対策，霞クリーンセンターの抜本的経費節減努力のなされていないこと，区画整理事業の取り組み不十分との理由で反対討論がありました。

討論を終結し，採決に入る。議案第68号，平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定うち産業建設常任委員会所管事項は，賛成多数により原案どおり認定いたしました。

以上，当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

21番細田正幸君。

○２１番（細田正幸君）　私は，議案第68号，平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について，反対討論いたします。

18年度決算について，私どもの委員会で給食費の問題を出しました。これは，現在，材料代が１億9,000万支出されておりますが，地元農産物を学校給食に取り入れるべきである，そのことが，今問題になっている食の安全，また地元の農業を育成することに役立っていくと。そのためには，今後，入札制度を改め，町内の農産物を多く取り入れられるようにしなければ，実際

には町内の農産物が使えないわけでございますので，そういう点の改善をやってもらいたいと。これは今後の取り組みで，要望となります。現在の時点では，地元農産物，米は使って，またあと一部使っておりますが，まだ不十分だということで，改めてもらいたいというふうに思います。

また，健康づくりについてもいろいろ論議されておりますが，それぞれの課がばらばらに行うのではなくて，総合的に行い，実際に実効を上げるように進めなければならないのではないかというふうに思います。これらの点についても，十分に行われているというふうに思っておりませんので，反対をしたいというふうに思います。

また，経費削減について，議会でも霞クリーンセンター，毎年，４億8,000万，9,000万という支出をしているわけですけども，この取り組みについても，削減が具体的になかなかなされていないと，そういう点については，執行部もきちんと他の市町村，組合の経費削減ですね，そういうのを十分研究して，具体的に削減の成果を上げていかなければならないのではないかというふうに思います。そういう点でも，十分とは思えませんので，反対をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保谷実君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第68号についての委員長報告は，原案認定であります。本案は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」，「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議がありますので，起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷実君）　起立多数であります。よって議案第68号は原案どおり認定することに決しました。

議案第６９号　平成１８年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７０号　平成１８年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７１号　平成１８年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７２号　平成１８年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７３号　平成１８年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７４号　平成１８年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７５号　平成１８年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第６，議案第69号，平成18年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第70号，平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第71号，平成18年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について，議案第72号，平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第73号，平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第74号，平成18年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第75号，平成18年度阿見町水道事業会計決算認定について，以

上７件を一括議題といたします。

本案については，去る９月11日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

ただいま10番吉田光男君が出席いたしました。したがいまして，出席議員は21名です。

初めに，民生教育常任委員会委員長滝本重貞君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君）　それでは，議案第69号，平成18年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，不納欠損額で国民健康保険特別会計で8,100万円，前年比で2,700万円，前年比率が5,400万円増となっています。件数で893件でありながら，そのうち既に死亡，住所不明以外の理由によることがほとんどであり，それ以外の理由というのは893件の内容となる理由と，今後，異常にふえている不納欠損額に対する収納活動及び対策について，どのように考えになっているのかの問いに，主な理由としては，生活困窮者ということで，18年度で申し上げますと，収納嘱託員の徴収，それと県税事務所との合同徴収，全課管理職による徴収，収納課で行っている差し押さえなど，さらには国保職員による単独徴収や，保険証発送時などの納付相談など，滞納は徴収しており，また滞納も国民健康保険だけに限った形ではなくて，税金全体についても収納を行っていく必要があり，長い期間，滞納した場合は，基本的には５年以上たつと時効ということになりますから，そういうことをさせないためにも，差し押さえという形で時効を中断して対策をするということがぜひとも必要であるとの答弁でした。

質疑を終結し，討論に入り，反対討論あり。討論を終結し，採決に入り，議案第69号，平成18年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いては，賛成者多数により原案どおり認定しました。

続きまして，議案第71号，平成18年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑を許したところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入る。討論なし。討論を終結し，採決に入る。議案第71号，平成18年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については，原案どおり認定いたしました。

次に，議案第74号，平成18年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑を許したところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入る。討論なし。討論を終結し，採決に入る。議案第74号，平成18年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については，全委員が賛成し，原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君）　次に，産業建設常任委員会委員長石井早苗君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（石井早苗君）　先ほどに続きまして，議案第70号，平成18年度阿見町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，受益者負担金の収入歩合が非常に悪いが，どうなっているのかとの問いに，収入歩合は53.7％と，調定額から比較の収入額となり，分担金は，下水道の供用開始とともにその区域を受益者負担金区として設定し，使用している土地の面積にその単価を掛け，５年間で納めていただきます。しかし，山林とか農地とか，実際に宅地として使用していないものについては猶予をしていて，その猶予地が宅地造成し，下水道使用可能となった段階で改めて受益者負担区の中の土地を設定します。平成18年度に

ついては，現年度分の徴収は98％に至っていますが，過年度分については6.2％というかなり低い数字の収納率で，課の職員たちが一軒一軒お宅を訪問し，受益者負担金の説明と徴収をお願いしていますが，より一層の努力が必要と思いますとの答弁がありました。

質疑を終結し，討論に入る。討論なし。討論を終結し，採決に入る。議案第70号，平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については，全委員が賛成し，原案どおり認定いたしました。

次に，議案第72号，平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について，質疑を許したところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入る。討論なし。討論を終結し，採決に入る。議案第72号，平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については，全委員が賛成し，原案どおり認定いたしました。

次に，議案第73号，平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について，質疑を許したところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入る。討論なし。討論を終結し，採決に入る。議案第73号，平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については，全委員が賛成し，原案どおり認定しました。

続いて，議案第75号，平成18年度阿見町水道事業会計決算認定について，質疑を許したところ，特別損失の中の過年度損益修正損429万2,950円は何の損失なのかとの問いに，不納欠損で，167件，内訳は居どころ不明が146件，本人死亡，法人不明，会社が解散という理由で，収納率は現在，98.1％ですとの答弁がありました。

質疑を終結し，討論に入ります。水道料金の値下げ認定を10年前から求めている。また県内でもおくれている水道普及率を大いに進めていく必要ありと思っている。平成18年度の普及率が0.8％というのは，非常に消極的対応だとの反対討論があり，討論を終結し，採決に入る。議案第75号，平成18年度阿見町水道事業会計決算認定については，賛成者多数により，原案どおり

認定いたしました。

以上，当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

20番荻島光明君。

○２０番（荻島光明君）　私は，議案第69号，平成18年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，それから議案第75号，平成18年度阿見町水道事業会計決算認定について，この２件について反対討論をいたします。

まず，議案第69号についてでございますけれども，反対理由の主な要点は２つでございます。

１つは，徴収業務については，執行部は頑張ってやっているわけでございますけれども，数字から見ると，十分な徴収業務の成果は得られていないということです。それからもう１つは，医療費の増額を抑制する必要な対策が不十分であると。この２点でございます。

徴収業務についてでございますけれども，収入歩合が当年度も64％と，見るべき改善が行われていないと。これ，64％というのは，課税した３分の１強が徴収されていないということで，これは大変な状況です。こういう会計では，そもそもこれは健全な会計とはまずもって言えるものではないと。収入未済額を見ても，７億5,300万円もあると。大変大きな数字でございます。前年度対比2,000万円もこれふえているわけですね。

また，不納欠損額は，つまり棒引きですけれども，8,100万円と，前年度比530万円増加しております。こういう内容を見ても，徴収業務が不十分であるということが数字の上からもはっきり伺えるというふうに思います。

それから，医療費の増額を抑制するさまざまな施策なんですが，まずジェ

ネリックの推進が，これが余り拡大していない。これは有効な施策です。この成果が当年度見られないと。

それからさらに食生活を改善するなど，やはり町民の健康づくり対策ですね，健康増進対策が十分に取り組まれていないというようなことです。

以上のような理由をもって，国保会計については反対をせざるを得ません。

それから次に，議案第75号，水道事業会計についてでございますが，これはいつも話をさせていただいていますが，まず料金の値下げ改定を行っていないということ。それから，当年度についても，不納欠損額が429万2,950円も発生させていると。それから，調整区域の積極的な給水設備投資が，町民から望まれているような投資が行われていないということでございます。

料金の値下げ改定については，これは一番大きな支出を伴うような設備投資の更新が，ずっとここ近年されてきたわけです。そうした中でも，黒字の額は減っておりますけども，まだ十分な黒字が出ていると。これは相当，いつも言っているように，我が水道会計については，料金の中で経営体力があるということであります。

それから，不納欠損額について，水道料金の徴収なんていうのは一番しやすいわけですよね。今年度からは３カ月以上未納であれば水道をとめてしまうというような方針も打ち出すということで，前向きにやっていこうとされておりますけれども，水道料金が430万円近く，やっぱり棒引きにせざるを得ないというのは，これも徴収業務の不足であるというふうに思います。

阿見町の全体水道普及率が前年よりも0.8％増の75.8％になっているわけです。当年度の成果としてはね。これは，町民が求めている阿見町全域に普及をしていくという町民の要望からして，非常に消極的な対応であるというふうに思います。今の当町の水道会計からいえば，起債を積極的に起こしてですね，積極的に調整区域の普及整備を図っていくと。今後の中で，長期スパンの中で採算が合っていくということであれば，当面，積極的な起債等の借り入れを起こして，やることは必要だというふうに思います。そういう観

点から，町全域の普及率が相変わらず消極的な対応でおくれているということ，これらの理由をもって，当会計については反対をいたします。

以上です。

○議長（久保谷実君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号から議案第75号までの７件についての委員長報告は，原案認定であります。本案７件は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」，「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議がありますので，順次，採決いたします。

初めに，議案第69号を採決します。本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第69号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」，「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議がありますので，起立によって採決します。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷実君）　起立多数であります。よって議案第69号は原案どおり認定することに決しました。

次に，議案第70号を採決します。本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第70号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第70号は原案どおり認定することに決しました。

次に，議案第71号を採決します。本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第71号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第71号は原案どおり認定することに決しました。

次に，議案第72号を採決します。本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第72号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第72号は原案どおり認定することに決しました。

次に，議案第73号を採決します。本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第73号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第73号は原案どおり認定することに決しました。

次に，議案第74号を採決します。本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第74号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第74号は原案どおり認定することに決しました。

次に，議案第75号を採決します。本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第75号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」，「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議がありますので，起立によって採決します。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷実君）　起立多数であります。よって議案第75号は原案どおり認定することに決しました。

議案第７６号　１９国補下１－６・１９単下１－３荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第７，議案第76号，19国補下１－６・19単下１－３荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約についてを議題といたします。

本案については，去る９月11日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長石井早苗君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（石井早苗君）　それでは，先ほどに続きまして，産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

議案第76号，19国補下１－６・19単下１－３荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約について質疑を許す。質疑なし。質疑を終結し，討論に入る。討論なし。討論を終結し，採決に入る。議案第76号，19国補下１－６・19単下１－３荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

○議長（久保谷実君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第76号についての委員長報告は原案可決であります。本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第76号は原案どおり可決することに決しました。

議案第７７号　農業集落排水資源循環統合補助事業福田地区処理施設機械電気設備工事請負契約について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第８，議案第77号，農業集落排水資源循環統合補助事業福田地区処理施設機械電気設備工事請負契約についてを議題といたします。

本案については，去る９月11日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長石井早苗君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（石井早苗君）　それでは，産業建設常任委員会に付託されました議案第77号の審査の経過と結果についてお知らせいたします。

議案第77号，農業集落排水資源循環統合補助事業福田地区処理施設機械電気設備工事請負契約について質疑を許したところ，質疑なし。質疑を終結し，

討論に入る。討論なし。討論を終結し，採決に入る。議案第77号，農業集落排水資源循環統合補助事業福田地区処理施設機械電気設備工事請負契約については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第77号についての委員長報告は原案可決であります。本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第77号は原案どおり可決することに決しました。

議案第７８号　町道路線の認定について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第９，議案第78号，町道路線の認定についてを議題といたします。

本案については，去る９月11日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長石井早苗君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（石井早苗君）　先ほどに続きまして，議案第78号，町道路線認定について，質疑を許しましたところ，いつごろから国に陳情して，今回，実現の運びになったのかとの問いに，ことし春に国土交通省土浦事務所の所長が見えて，湖岸の環境整備を進めたいという申し出があり，条件としては認定していただいてということで，今年度中に事業の完成見込みということで，いち早く認定をお願いしようと議題に上げたものですとの答弁がありました。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入る。議案第78号，町道路線の認定については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げて，委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第78号についての委員長報告は原案可決であります。本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって議案第78号は原案どおり可決することに決しました。

意見書案第２号　ドクターヘリ配備への財政支援と救急医療体制の整備を求める意見書（案）

○議長（久保谷実君）　次に，日程第10，意見書案第２号，ドクターヘリ配備への財政支援と救急医療体制の整備を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

12番滝本重貞君，登壇願います。

〔１２番滝本重貞君登壇〕

○１２番（滝本重貞君）　それでは，意見書案第２号の提案理由について御説明申し上げます。

ドクターヘリ配備への財政支援と救急医療体制の整備を求める意見書案を提案するに当たり，経過について簡単に御説明申し上げます。

この意見書案につきましては，去る９月18日に開かれました民生教育常任委員会において審議した結果，全会一致で採択となり，本日，ここに提案するものであります。

提出者，阿見町議会議員滝本重貞，賛成者，阿見町議会議員藤井孝幸，同じく細田正幸，同じく岡崎明，同じく倉持松雄，同じく天田富士男，同じく吉田憲市，同じく浅野栄子。

提案理由は，意見書の案文を朗読して御説明にかえさせていただきます。

ドクターヘリ配備への財政支援と救急医療体制の整備を求める意見書案

平成19年６月，救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法が公布されました。１分１秒を争う救急医療の切り札として，ドクターヘリの配備が強く望まれています。

特に，へき地や山間部においては，救命率の低下，医師の偏在や不足が深刻な問題になりつつある中で，患者がどこにいても短時間内に治療や搬送を行うことができるドクターヘリの配備は，当面の急務と言わねばなりません。

しかし，日本では平成13年度からドクターヘリ導入促進事業がスタートしましたが，現在，岡山，静岡（２機），千葉，愛知，福岡，神奈川，和歌山，

北海道，長野の９道県の10機の運行にとどまっています。導入が進まない要因として，運営主体となる都道府県や病院の過重な財政負担，また病院におけるフライトドクターや看護師などドクターヘリ関係医療スタッフの整備が困難なことが指摘されております。

よって，政府においては，救急救命に大きな効果を上げるドクターヘリの配備に向けて，財政支援を行うとともに，救急医療体制の整備に必要な措置を早急に講ずるよう強く求めます。

１．国が整備に必要な財政を支援すること

２．運行費を支給するなど財政措置を講ずること

３．フライトドクターや看護師などドクターヘリ関係医療スタッフ，患者を受け入れる救急救命センターなど救急医療体制の整備充実を図ること

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出します。

平成19年９月26日

茨城県稲敷郡阿見町議会

意見書の提出先は，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，厚生労働大臣，国土交通大臣であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ，ご説明といたします。

○議長（久保谷実君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議案となっております意見書案第２号については，会議規則第39条第２項の規定により，委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第２号については，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認めます。よって意見書案第２号については，原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって，可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除をお願いいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

行政改革について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第11，行政改革について。

本件につきましては，行政改革特別委員会に付議されている案件であります。委員会の審査経過につきまして，委員長より中間報告を求めます。

行政改革特別委員会委員長千葉繁君，登壇願います。

〔行政改革特別委員会委員長千葉繁君登壇〕

○行政改革特別委員会委員長（千葉繁君）　それでは，命によりまして，行政改革に関する提言書を，議長にかわりまして読ませていただきます。

行政改革に関する提言書（第５回）

平成19年９月26日

阿見町長川田弘二殿

阿見町議会議長久保谷実

まず今回の提言を行うに当たりまして，これまでの調査の経過について簡単に申し上げます。はじめに，当町の現状を理解する意味で，霞クリーンセンターの運営費・維持管理費等，経費についての勉強会を行い，委員会としての質問事項をまとめ，平成19年５月15日に現地視察を行いました。霞クリーンセンターの実情を把握した上で，運転管理等の委託料の削減について意見や疑問が出され，同規模で委託業者が同じ施設を視察したいということになりました。

その候補先として，当議会でも以前お世話になった神奈川県の湯河原美化センターと茨城県の笠間・水戸環境組合へ視察することになり，７月５～６日まで湯河原美化センター，また７月26日に笠間・水戸環境組合へ行ってまいりました。それぞれの施設を視察する前に質問状を送らせて頂き，当委員会の知りたいことが細部にわたって調査が出来，大きな成果となりました。また，他の施設や自治体を視察することで，あらためて当町の事業内容の良い点も実感出来ました。

この様なことから，当町の施設運営とは組織上の違いはありますが，調査結果に基づき，下記の提言をいたします。今後のごみ処理費用の抑制や施設の老朽化での諸問題を考えますと，大変大きな課題でありますので，真剣に取組んで頂くことをお願い申し上げます。尚，この提言の回答は，平成19年第４回12月定例議会の第１日目までにお願いいたします。

記

以上

ごみ処理関係経費の削減とごみ減量化・資源化についての提言

１　ごみ処理施設に係る事項

（１）外部からの雇用を含めた専門職員の配置を行う。

（２）ごみ焼却炉運転管理業務に指名競争入札の導入を行う。

（３）粗大ごみ処理施設運転管理業務の内容の見直しと指名競争入札の導入を行う。
（４）ダイオキシンの検査は，他の検査とセットで行う。
（５）維持補修工事にも指名競争入札を導入する。
（６）ごみ処理施設全体の経費に係る事業に，地元業者の参入を考慮する。
（７）計装機器点検の内容について，研究し無駄なことは省き，経費削減を図る。
（８）火災・災害時の廃材については，無料で受け入れる。
（９）資源ごみの売却をする際，入札を行う。
（10）ゴールデンウイーク等，長い休みの時は祝日前日か祝日に収集を行う。
（11）今後，広域化を含めた方向性の比較検討を行う。

２　ごみ減量化に係る事項
（１）ごみの減量化・資源化を推進する上で，牛久市のようなルールブックを作成し，町民への啓発を促す。
（２）大型店舗に協力を頂き，レジ袋の削減を行いながらエコバッグの推進を図る。

以上でございます。

○議長（久保谷実君）　以上で委員長報告は終わりました。

執行部におかれましては，ただいまの委員長報告における改革の趣旨を十分理解されまして，今後検討されるよう要請いたします。

議員派遣の件

○議長（久保谷実君）　次に，日程第12，議員派遣の件について議題といたします。

本件は，地方自治法第100条第12項及び阿見町議会会議規則第121条の規定により，別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（久保谷実君）　次に，日程第13，議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに各特別委員会委員長から，閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これで，本定例会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで，町長より発言を求められておりますので，発言を許します。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　平成19年第３回定例会の閉会に当たりまして，一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には，本定例会に提案いたしました案件につきまして熱心な御審議の上，全議案とも議決いただき，また，一般質問や各常任委員会の審議を通してさまざまなご意見をいただきまして，ありがとうございました。

今定例会は，平成18年度の決算認定が主要な案件でありましたが，監査委員さんには連日にわたる監査に加え，さまざまな角度から的確な御指導をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平成19年度も上半期を終え，下半期に入ろうとしておりますが，これまで議員各位並びに町民の方々の御支援と御協力によりまして，各種事業ともまずは順調に進んでおります。

特に，町の貴重な歴史遺産である予科練の歴史を整理・保存して，後世に歴史の事実を正しく伝承する予科練平和記念館の建設につきましては，平成21年度開館に向けて着実に進んでおります。

また，現在，分譲中の阿見東部工業団地におきましては，圏央道の波及効果もあって，現在，12社が立地し，既に６社が操業しておりますが，さらにもう１社の進出が決定しております。

さらに，本郷第一土地区画整理地内におきましては，つい先日，大型ショッピングセンターがオープンするなど，今，阿見町にはいい風が吹いてきていると考えます。

しかしながら，我が国の経済はここに来まして戦後最長を続けてきた景気回復の先行きに対する不透明感が高まりつつあり，また定率減税の廃止により個人住民税の負担がふえ，個人消費の先行きもはっきりしないという状況にあると言われております。そのため，地方経済はこれからも依然として不透明な状況が続き，また，三位一体の改革等の影響もありまして，地方財政は相変わらず厳しい状況が予想されます。

そうした中で，平成20年度の予算編成も間近に迫ってまいりました。引き続き徹底した行財政改革を断行しながら，行政評価による事務事業の的確な見直しを行い，着実な事業執行とさまざまな課題に積極的に取り組んでまいりますので，議員各位にはさらなる御指導，御協力をお願い申し上げる次第であります。

ことしは猛暑日が続き，記録的な暑さとなった夏でありましたが，９月に入り，気温も下がり，大分過ごしやすくなりました。

また，本日は彼岸の明けで，季節の変わり目でもあります。どうか議員各位には，健康には十分，御留意され，ますますの御活躍を御祈念申し上げま

して，閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（久保谷実君）　議員各位には，終始熱心に審議を尽くされ，ここにそのすべてを議了し，滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位，並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝申し上げるとともに，この上とも御自愛，御健勝を祈念いたします。

これからは，日一日と秋も深まり，過ごしやすい時期となってまいります。それぞれの分野での積極的な議員活動をお祈り申し上げます。

これをもちまして，平成19年第３回阿見町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午前１１時３１分閉会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長　　久保谷　　実

署　名　員　　小松沢　秀　幸

署　名　員　　倉　持　松　雄

参　考　資　料

平成１９年第３回定例会　議案付託表

総務常任委員会	議案第64号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第65号	阿見町火災予防条例の一部改正について
	議案第66号	平成19年度阿見町一般会計補正予算（第２号） 内　総務常任委員会所管事項
	議案第68号	平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内　総務常任委員会所管事項
民生教育常任委員会	議案第63号	阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
	議案第66号	平成19年度阿見町一般会計補正予算（第２号） 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第68号	平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第69号	平成18年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第71号	平成18年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第74号	平成18年度阿見町介護保険特別会計歳入

		歳出決算認定について
産業建設常任委員会	議案第66号	平成19年度阿見町一般会計補正予算（第２号） 内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第67号	平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第68号	平成18年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第70号	平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第72号	平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第73号	平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第75号	平成18年度阿見町水道事業会計決算認定について
	議案第76号	19国補下１－６・19単下１－３荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約について
	議案第77号	農業集落排水資源循環統合補助事業福田地区処理施設機械電気設備工事請負契約について
	議案第78号	町道路線の認定について

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成19年６月～平成19年９月

１．委員会（協議会）の活動

委員会名	月　　日	場　　所	事　　件
議会運営委員会	９月４日	第２委員会室	・第３回定例会会期日程について ・阿見町政治倫理条例特別委員会の設置について ・その他
民生教育常任委員会	７月27日	第２委員会室	・町内小中学校校舎の耐震化について

行政改革特別委員会	７月５日 ～６日	湯河原町役場 湯河原町真鶴町衛生組合湯河原美化センター	視察研修 （湯河原町役場） ・湯河原美化センター建設までの経緯について ・町全体としてゴミ軽減対策への取り組みについて ・ゴミ収集状況について （湯河原美化センター） ・ゴミ収集状況について ・センターで行う入札は，どの様な方法で行っているか。 ・センターの運営で，地元業者はどの様な所に参入しているのか。 ・炉の寿命を延ばすためにどの様なことをしているのか。また，炉の機械設備の日常点検はどの様に行っているか。 ・火災や災害の際に出る廃材の受け入れは，どの様にされているか。 ・現場業務委託料の削減について，良策はあるか。 ・粗大ゴミ破砕機ハンマーの製造メーカーとその寿命はどの位なのか。

行政改革特別委員会	７月26日	笠間・水戸環境組合環境センター	視察研修 ・環境センターの業務について ・環境センターの予算について
	８月23日	第２委員会室	・ごみ焼却施設に係る事務調査の総括について ・その他
	９月３日	第２委員会室	・ごみ焼却施設の業務委託等仕様書の検討について ・牛久市を含めたごみ処理関係の比較について ・近隣市町村のゴミ袋の調査について ・９月提言について ・その他
議会だより編集委員会	７月10日	第２委員会室	・議会だより第111号の発行について ・その他
	７月24日	第２委員会室	・議会だより第111号の校正について ・その他

全員協議会	６月25日	全員協議会室	・阿見町姉妹都市親善訪問団への参加について ・その他
	９月３日	全員協議会室	・予科練平和記念公園進捗状況について ・人事案件について（阿見町教育委員会委員） ・政治倫理条例について ・その他

２．一部事務組合議員活動状況

組合名	月　日	事　件	議決結果等	出席者
土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合	７月９日	全員協議会 ・議会議長の選挙について ・専決処分の報告について ・監査委員の選任の同意について ・公平委員会委員の選任の同意について		浅野栄子 難波千香子
		第１回臨時会 ・議会議長の選挙について ・専決処分の報告について ・監査委員の選任の同意について ・公平委員会委員の選任の同意について	土浦市 本橋道明氏 かすみがうら市 桂木庸雄氏 石岡市 山口雄三氏	浅野栄子 難波千香子

土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合	７月９日	役員会 ・平成19年度議会議員視察研修について		浅野栄子
	８月23日	決算審査及び出納検査 ・平成18年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合決算審査について ・平成18年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合１・四半期出納検査について	承認 承認	浅野栄子
	８月29日 ～30日	先進地視察 ・宮城県塩竈市立公民館		難波千香子
龍ヶ崎地方衛生組合	６月29日	第１回臨時会 ・議会議長選挙について ・監査委員の選任について	龍ヶ崎市 鴻巣義則氏 利根町 飯田　勲氏	大野孝志 吉田憲市

龍ヶ崎地方衛生組合	８月１日 ～２日	先進地視察 ・大崎広域西部事業所		大野孝志 吉田憲市